

平成27年度

家庭教育の総合的推進に関する調査研究

～ 訪問型家庭教育支援手法について ～

報告書

平成28年3月

文部科学省委託調査 家庭教育の総合的推進に関する調査研究

目 次

I. 今までの家庭教育、これからの家庭教育	1
II. 調査デザイン	
1. 訪問型家庭教育支援手法に関する調査研究の目的	3
2. 調査研究の内容と方法	6
3. 実施体制と役割分担	7
III. 量的調査の結果と考察	
1. 調査の実施概要	9
2. 調査の結果	10
3. 全体の考察	31
IV. 質的調査の結果と考察	
1. 調査の実施概要	33
2. 調査の結果	33
V. 総合考察	
1. 訪問型家庭教育支援のスタイル	35
2. 家庭教育支援チームが持つ資源（活動拠点、集う場所）を活用した支援	43
3. 家庭内での支援	46
4. 今後の課題	50
VI. 人材養成	53
資料（質的調査の結果と考察）	65
執筆者一覧	142

I . 今までの家庭教育、 これからの家庭教育

I. 今までの家庭教育、これからの家庭教育

家庭教育支援の取組については、昭和30年代からの家庭教育学級に始まり、社会教育関係者の努力とともに、子育て支援団体や支援者の高い意欲によって、全国各地で特色ある取組が実施されてきた。まさに生涯学習であり、社会教育である。

文部科学省の方では、詳細な経緯は省くとしても、現在の子育て支援に近い形になったのは、2002年3月に「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」中間報告が出され、家庭教育支援の基本的考え方として「家庭教育は親の責任と喜び」として「社会の宝」として子供を育てることが提示されたことである。提案を見ると、父親の家庭教育参加の促進や企業等への働きかけ、子育ての社会化を促すムードづくり、家庭教育支援の基盤整備、これまで手が届きにくかった親等へのアプローチ、「子育てサロン」型学習スタイルの展開への支援、子育て情報の発信、学習機会や情報提供の工夫、子育てネットワークの形成の支援、家庭教育手帳、家庭教育ノートの活用の促進の方策など非常に具体的に出されている。

さらに、現在の家庭教育支援チームの形になったのは、2008年「地域における家庭教育支援基盤形成事業」からであり、家庭教育支援チームを設置し学習機会や相談対応、訪問型支援を行う取組を開始した。2009年は「訪問型家庭教育相談体制充実事業」として訪問型家庭教育支援チームを設置することを中心とした取組であったが、その後「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一部として、家庭教育支援チームの設置や家庭教育学級の開催、人材養成等の家庭教育支援事業への補助を開始し現在に至っている。

これらの動きのなかで、2011年度、10年ぶりに家庭教育支援全般に関する報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」が作成された。ここには、2002年同様に子育て環境の変化を記述しているが、「家庭の教育力の低下」という表現を否定し、子育てが難しくなっており、その営みは社会の問題であることを明確に記載したことは意義深い。

さらに家庭教育支援全般から家庭教育支援チームに焦点化し、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理を2013年度に行い、家庭教育支援チームによる支援を更に普及し、より効果的な取組を促進するための方策について整理を行っている。

そこで家庭教育支援チームの特性、役割として、全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図るため、①保護者への寄り添い支援、②家庭と地域とのつながり支援、③家庭と学校など関係機関とのつながり支援、といった役割が期待されること、こうした役割に応じて、「当事者性」、「地域性」、「専門性」といった特性を持っていること、主体的な循環を生み出すことが重要であることが整理された。

家庭教育支援チーム数は、2010年度、133チーム、うち登録54チームから、2015年度、532チーム、うち登録137チームというように、徐々に増加してきている。各家庭教育支援チームは、手探りでその地域の特徴に応じた工夫を行いながら展開してきている。

ここで改めて、今の国全体の動きを確認しておく。2014年8月「子供の貧困対策に関する大綱」が出され、6人に1人の子供が貧困状態にあるという現状が明らかにされ、学校を中心にした施策、学校プラットフォームが打ち出された。そして、2015年3月、教育再生実行会議の『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』（第六次提言）を受けて、文部科学大臣は中央教育審議会に対し諮問を行い、初等中等教育分科会の下に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」、生涯学習分科会の下に「学校地域協働部会」を設置し、初等中等教育局と生涯学習政策局が合同会議としてかなりの議論を重ねた。その際にはすでに、教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）を受けて初等中等教育分科会の下に「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」が、開始されており、この3つの部会によって、様々な角度から学校の

あり様、学校を支える地域のあり様が議論された格好である。3部会合同会議とはならなかったが、議論の末、最後に「チームとしての学校」と「学校と地域の効果的な連携・協働推進体制」の関係図が示されたことの意義は大きいであろう。そして、同年12月「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（中教審第184号）」、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について（答申）（中教審第186号）」が提出された。

児童虐待や貧困等は、不登校や非行等のような問題に移行していきやすい。これらの課題を抱えた家庭を問題が表出する前に教師が把握し、対応を担うことは難しい。そうでなくても日本は、OECD加盟国のなかで教師の労働時間が最も長い。現状の学校のあり様では限界であり、学校がシステム疲労している状態といえよう。現状でできていないところを助けてもらうという発想にはもう無理があり、根底から新しい仕組みを作らなければ対応できない。

具体的にもう少し言い足すと教師の対応では物理的にも専門性においても難しい。さらに児童相談所は、全国各地の学校・地域から送られてくる課題の高い子供たちの対応を行うところである。ここに、構えずに出会える地域性の高い家庭教育支援、あるいは教育委員会にあって教師と繋がりやすい家庭教育支援が機能することの意義がある。現状の子育て層の孤立状況では、問題が大きくなってからではなく、ちょっとした不安や気になったところから介入することの意義も大きい。その点、家庭教育支援では身近な当事者性の高さから介入しやすさがある。学校と地域と家庭との仲介的な役割として専門機関の支援と教師による学校における支援の中間に位置することができるのが家庭教育支援である。

今回の答申は、まさに地域とともにある学校、学校地域協働、という新しい仕組みベースの策定である。目指すべき方向が3点まとめられたが、それは地域から学校への一方向の支援ではなく内発的な共有であり、その先に、子供の貧困対策で示された学校プラットフォームが見える。単なる地域や専門職との「連携」や、既存の概念で「学校」をとらえるのではなく、地域や様々な専門家を入れこんだ「新しい学校」、その仕組みを作る、そして機能させる方向へ向かう第一歩である。地域と学校がパートナーとなって社会全体で子供を育てることを意味する。

家庭教育支援が今後さらに、地域の力を活用し、さまざまところとリンクしながら主体的に発展していく必要性和可能性があるのではないだろうか。

「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」で議論してきたことは、まさに決して自己満足に終わらず、学校を含む今回示された各所と議論を交わし、振り返ることで、取り組みや学びに新しい価値を醸成する。このプロセスを、身近な学校を核として実践することで、学校、地域、家庭に学びの相互作用が生まれ、関わる地域も育ち、自立した地域社会の基盤ができる。まさに持続可能な社会であり地方創生となる可能性があるといえよう。

平成28年3月

文部科学省委託調査 平成27年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」

研究代表 大阪府立大学 山野則子

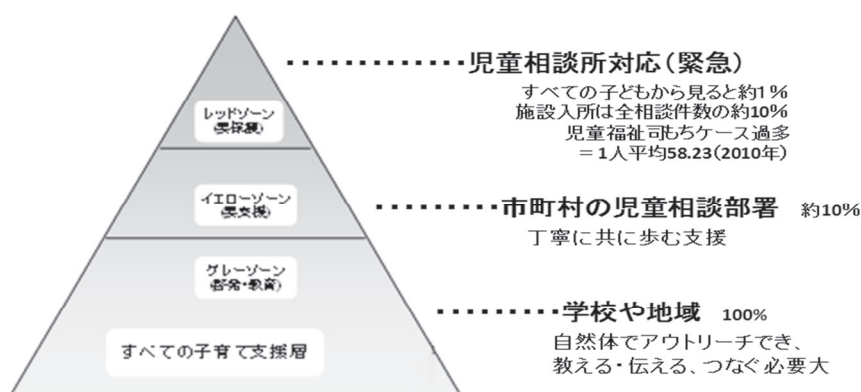
II. 調査デザイン

Ⅱ. 調査デザイン

1. 訪問型家庭教育支援手法に関する調査研究の目的

平成23年度の家庭教育支援の推進に関する検討委員会で作成された報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」は、多様化する家族、子育て家庭の社会的孤立、子供の育ちが難しくなっている社会を指摘している。厚生労働科学研究のある地域の全数把握に近い健診時の調査（原田2004）は、子育てに不安を感じる親が子供の年齢が1歳半から3歳と大きくなるにつれ、3分の1から半数近くにのぼり、4か月の赤ちゃんがいる親では、3分の1が地域と簡単な会話や交流すらないという結果も示している。そして、これらの育児負担感を持つ親が、不適切な養育につながりやすい（山野2005）という結果も示されている。こうした数値から、不適切な養育が決して特別な家庭に起こる問題ではなく、見えにくいなかで進行する可能性があることが予想された。ここに対応することの重要性がいえよう。

図1 関係機関による対応範囲の違い



このように家庭教育が困難になっている実態から、特別なことではなく、すべての家庭に必要な支援が届くこと、そのためには多様な世代がかかわり合う社会で子供の育ちを支えることの重要性が指摘されている。つまり、届ける支援の工夫やひとりもこぼさないような仕組み、幅のある連携やチームのあり様が、重要になってきている。

平成24年度文部科学省委託調査研究「地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」では、地方自治体における家庭教育支援の課題として、「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」と答えた自治体の割合が最も高かった。これは、平成22年の調査と同様の調査結果であり、さらにより際立った結果であった。ちょっとした孤立や不安を放置すると何らかの表面化した問題へと移行する可能性の高さを鑑みると、児童虐待の増加、子供の貧困の割合の高さが明らかになってきた昨今、より重要な課題になっているといえる。

そこで、地方自治体において訴えない家庭や親に広い意味でこちらから届けるアウトリーチ型支援についてさらに検討していく重要性が示された。それは、家庭訪問型支援の手法である。

しかし、そのノウハウは明確化されておらず、それぞれが手探りの状態である。訪問型家庭教育支援に携わるメンバーがどのように体制を作り動いていけば効果的であるか、どのように家庭教育支援にあたる人材を養成していけばよいのか、明確化されていない。

こうした状況をふまえ、本調査研究では、全国で実施されている訪問型家庭教育支援手法について実態把握を行い、実態に基づき支援を行うための必要な知見を整理し、訪問型

家庭教育支援を行うためのマニュアル及び人材養成講座の開発の案の提案を行うことを目的とした。

【参考文献】

原田正文ほか（2004）「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防法の開発」『平成15年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究所保護事業）報告書』。

山野則子（2005）「育児負担感と不適切な養育の関連に関する構造分析」『平成16年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究所保護事業）報告書』118-37。

<用語の定義>

○「家庭教育」

父母その他の保護者が子供に対して行う教育のこと。家庭教育は、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担っている。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものである。

○「家庭教育支援」

教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定している。施策を講じるにあたっては、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要がある。

○「家庭教育支援施策」の内容について

家庭教育を行う保護者などを支援するために行う施策・事業のこと。家庭教育に関する学習機会や情報の提供、相談対応、保護者の関心を高める啓発、参画する地域人材の養成、団体や企業、学校など関係する機関との連携の促進や意識啓発を図る事業などが含まれる。

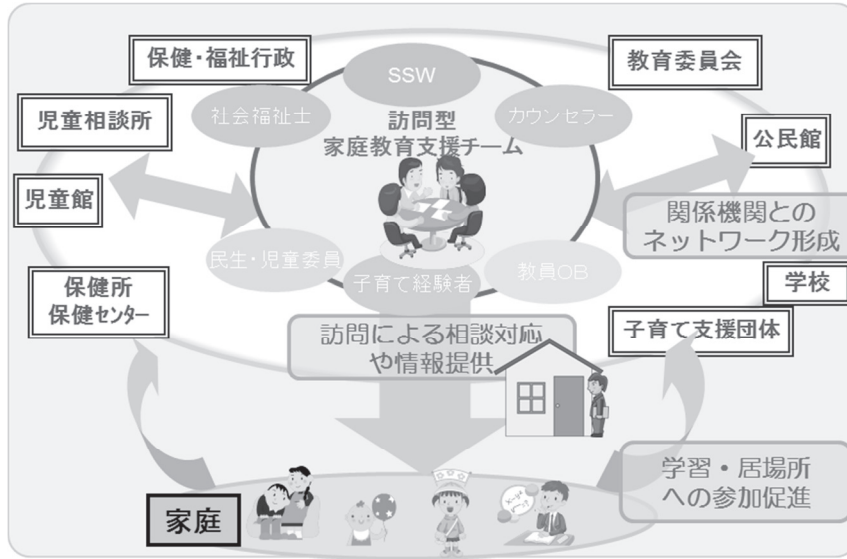
○「家庭教育支援チーム」

子育て経験者、スクールソーシャルワーカー、教員OB、民生委員・児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士、保護司等の地域の様々な人材や専門家で構成され、保護者への学びの場の提供や、地域における親子の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の業務を行う任意の組織のことである。文部科学省は登録制度や補助事業により家庭教育支援チームの取組を推進している。

○「訪問型家庭教育支援」について

地域における親子の居場所づくりや、企業に出向いて家庭教育に関する講演を行ったりする取組など、行政や家庭教育支援チーム等による幅広いアウトリーチ型の支援を含めて訪問型家庭教育支援と呼ぶこともあるが、この報告書では、チームのメンバーが家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のことを訪問型家庭教育支援と呼ぶ。

図2 訪問型家庭教育支援のイメージ（文部科学省作成）



【参考資料】

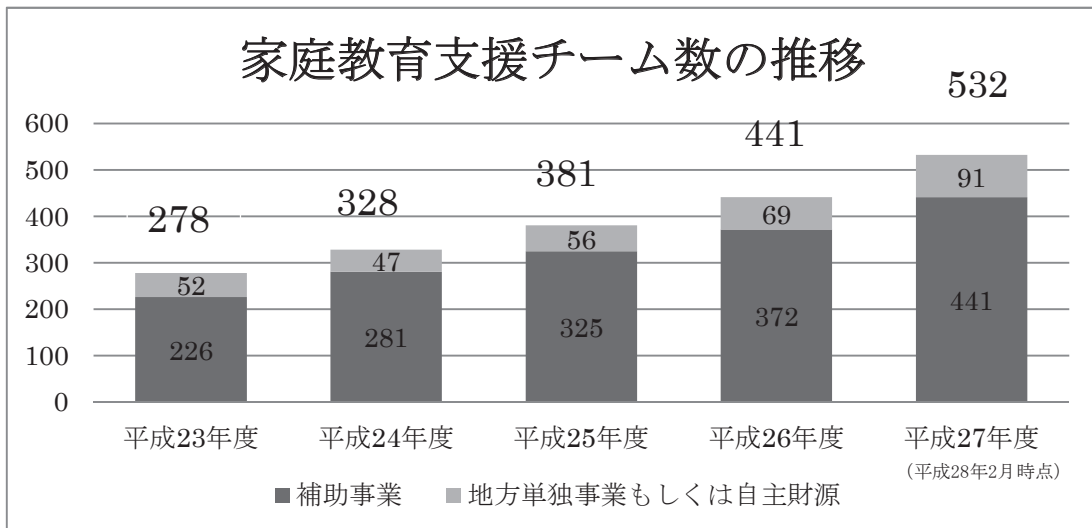
教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

図3 家庭教育支援チーム数の推移（文部科学省より）



2. 調査研究の内容と方法

1) 訪問型家庭教育支援実態調査の実施・分析

訪問型家庭教育支援を行っている家庭教育支援チームを対象として、以下の項目を柱とした「訪問型家庭教育支援に関する調査」（アンケート調査）を実施し、分析を行った。

（実態調査の項目）

- ・家庭教育支援チームの体制について
- ・訪問型家庭教育支援の体制について
- ・訪問型家庭教育支援の活動状況について
- ・訪問型家庭教育支援の必要な機能、知識・ノウハウ、人材養成について
- ・訪問型家庭教育支援の関係機関との連携状況について
- ・訪問型家庭教育支援の事業評価について

2) 訪問型家庭教育支援事例調査の実施・分析

実態調査の結果を踏まえて、特徴的な事例となる家庭教育支援チームを対象として、以下の項目を柱としたインタビューを実施し、分析を行った。

（事例調査の項目）

- ・家庭教育支援チームについて
- ・訪問型家庭教育支援の体制について
- ・訪問の方法について
- ・採用・研修について
- ・事業評価について
- ・連携について
- ・訪問型家庭教育支援の課題について

3) 支援マニュアルの開発

実態調査・事例調査の分析結果をふまえ、目的に応じて、あるいは自治体の規模やチームの体制による支援のパターンから、何を準備すればいいか、どのように動けばいいか、実践家にとってわかりやすく導かれる支援マニュアル案を作成した。

4) 人材養成講座の開発

訪問型家庭教育支援の手法の実態把握と発展的機能の検討に基づき、訪問型家庭教育支援に必要な知識、技能、態度等を明らかにし、養成に必要なカリキュラム構造（目的・内容・方法・評価のあり方と関連性）を提示した。

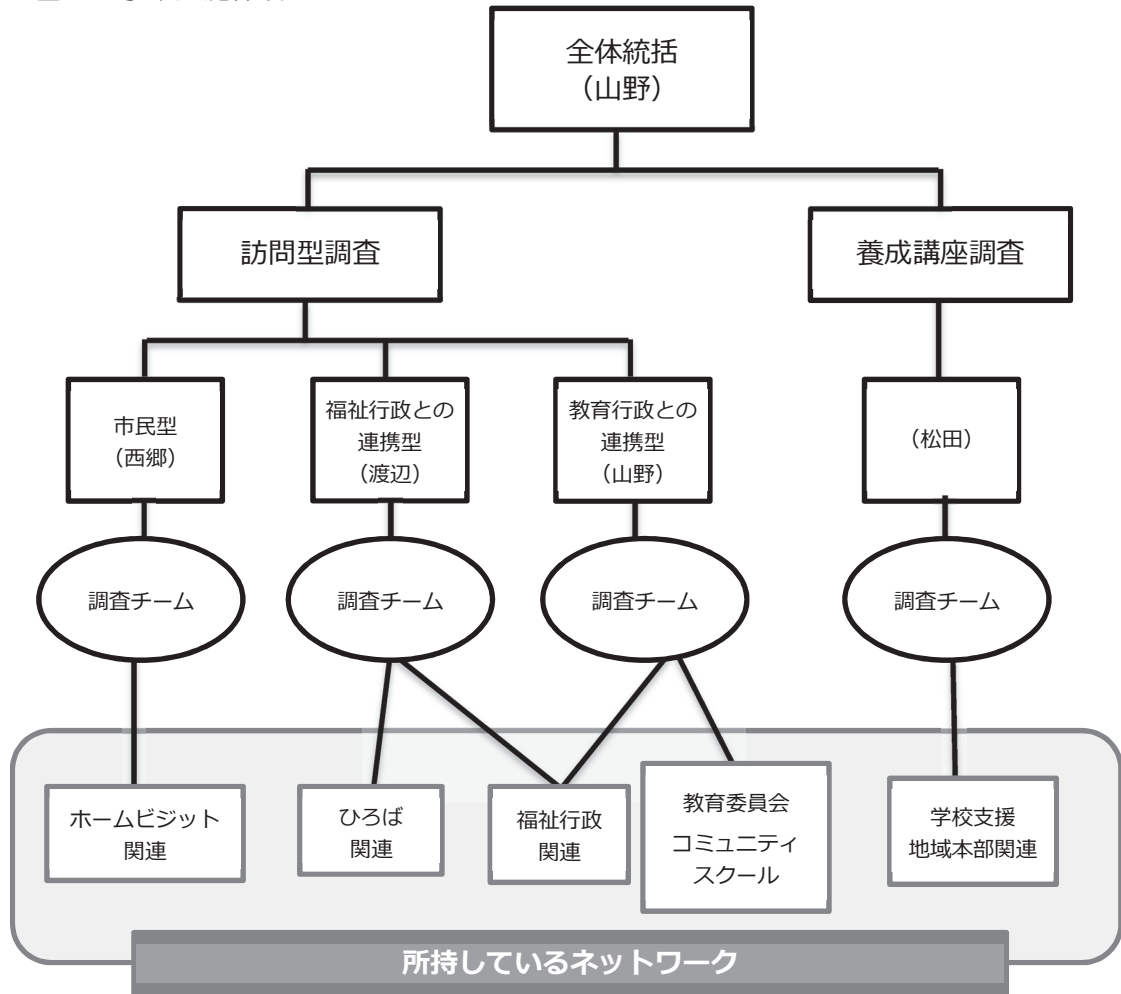
あわせて、養成、採用、研修の各フェイズの実態についてあらためて把握し、先のカリキュラムの実施の時期や場面、方法など、その運用に関するより具体的な手順と実施方法についてのモデルの開発を行った。

3. 実施体制と役割分担

本業務は専門性を活かした研究分担によって実施した。各分担者は、それぞれの大学という研究機関に所属しているため、設備、システムが整っている体制にある。特に、全体統括者と養成講座を主に担当する分担者は研究所を所持していることから、機能面で整った研究環境を有している。また、事業実施体制図の下部に示したように、各々に実践現場とのネットワークがあるため、より実践に即して深めた内容で調査や分析を実施した。

分担者間の調整会議を年間5回開催し、文部科学省担当者や「文部科学省家庭教育支援手法等に関する検討委員会」と調整を図りながら、業務を実施した。

図4 事業実施体制



研究代表者	大阪府立大学・教授／スクールソーシャルワーク評価支援研究所・所長	山野則子
分担研究者	大正大学・教授	西郷泰之
	日本福祉大学・教授	渡辺顕一郎
	東京学芸大学・教授／こども未来研究所・所長	松田恵示
研究補助者	大友秀治 (大阪府立大学・後期博士課程)・・・量的調査、事例調査の補助	
	駒田安紀 (大阪府立大学・特認助教)・・・データ分析、整理の補助	
	小南陽平 (大阪府立大学・前期博士課程)・・・事例調査の補助	
	石垣慧 (大阪府立大学・前期博士課程)・・・事例調査の補助	

Ⅲ. 量的調査の結果と考察

Ⅲ. 量的調査の結果と考察

1. 調査の実施概要

1) 調査方法

メールにて以下の調査対象の自治体に調査票を送付し、メールでの提出を依頼した。

2) 調査対象

文部科学省において把握している、全国において国の補助事業の活用又は登録を行っている家庭教育支援チームによる訪問型支援を実施している37自治体（ただし、愛知県以外の都道府県及び東京都内の自治体を除く）。

3) 調査時期

平成27年9月

4) 回収状況

34自治体の41チームから回答を得た（自治体数における回収率は91.9%）。うち、訪問型支援を行っているチームは31チームであった（回答した自治体の状況は下表を参照）。

自治体名	チーム数	訪問の有無	人口	出生数	主な産業		幼稚園		保育園		認定こども園		小学校		中学校		高等学校	
					産業	割合(%)	園数	幼児数	園数	幼児数	園数	幼児数	校数	児童数	校数	生徒数	校数	生徒数
砂川市	1	有	17,879	105	3次	76.7	1	147	1	204			5	772	2	470	1	347
白老郡白老町	1	有	18,542	67	3次	62.0			2	258			6	727	2	425	1	335
釧路市	1	有	177,009	1,152	3次	78.8	29	2,595	26	1,828	0	0	28	7,935	15	4,059	1	712
上北郡横浜町	1	有	4,792	20	1次	40.8			1	56				179				149
愛知県	尾張地区	有	1,882,529		2次		4	459			0	0	231	111,583	101	56,044	42	17,616
	海部地区	有	329,323		2次		1	62			0	0	49	19,649	22	10,415	8	3,378
	知多地区	有	621,462		2次		11	1,344			1	97	80	37,056	37	188,996	17	6,365
	西三河地区	有	1,580,091		2次		47	5,989			0	0	216	94,916	88	48,742	44	19,305
東三河地区	有	754,518		2次		1	61			0	0	135	42,696	57	22,709	17	6,125	
相模郡笠置町	1	有	1,500	4	3次	65.0	0	0	1	22	0	0	1	24	1	29	0	33
箕面市	6	有	135,063	1,090	3次	89.0	5	304	4	496	0	0	14	7,919	8	3,469	2	
寝屋川市	1	有	240,829	1,825			5	314	6	750	1	220	24	11,703	12	6,204	6	4,524
門真市	1	有	125,681	915	3次	74.2	2	101	3	352	0		14	5,837	6	3,065	2	1,680
大阪狭山市	3	有	57,787		3次		6	32			1	133	7	3,237	3	1,656		
泉大津市	1	有	75,983	678	3次	78.2	6	551	5	317	2	501	8	4,429	3	2,421	0	0
泉佐野市	1	有	101,200	750	3次	82.0	4	340	3	490	0		13	5,200	5	3,000	0	
橋本市	1	有	65,479	434			7	103	10	686	2	378	15	3,259	7	1,461	3	1,388
有田郡湯浅町	1	有	12,919	90			1		4	309			5	616	1	336		
西伯郡伯耆町	1	有	11,998	71	3次	72.5	0		5	345	0		5	534	2	291	0	
板野郡上板町	1	有	12,523	77	1次	60.0	4	157	1		0		4	608	1	337	0	
大洲市	1	有	46,002	347	3次	62.0	6	161	15	921	0	0	14	2,210	9	1,237	4	990
西予市	1	有	41,407	212	3次	59.8	8	118	17	855	0	0	24	1,858	6	999	4	1,011
武雄市	1	有	50,292	408	3次	60.4	5		13	1,380	2	195	11	2,754	6	1,303	1	840
南島原市	1	有	49,197	312	3次	54.8	1	29	1	72	0	0	23	2,274	8	1,336	2	590
阿蘇市	1	有	27,723	216	3次	60.0			4	157			9	1,321	3	740	1	503
八代郡氷川町	1	有	12,578	73			3	40	6	369			3	642	2	309		
いちき串木野市	1	有	29,788	195	3次	64.0	5	285	8	693	0	0	9	1,312	5	802	2	342
B市	1	有	約30,000	約200	3次	約60.0	4	約100	11	約800	0	0	10	約1,500	2	約800	1	
D市	1	有	約55,000	約500	3次	約50.0	3	約200	11	約300	0	0	9	約3,000	4	約1,500	2	約1,000
G村	1	有	約40,000	約400	3次	約70.0	5	約400	3	約200	0	0	5	約3,000	2	約1,500	1	約1,000
町	1	有	約30,000	約200	3次	約50.0	7	約30	8	約900	0	0	7	約2,000	2	約1,000	1	約300
南魚沼市	1	無	59,242	433	1次				21	1,684	1	209	19	3,074	6	1,634	4	2,045
坂井市	4	無	93,117	678	3次	61.0	9	108	33	3,393	0	0	19	5,387	5	2,832		
近江八幡市	1	無	82,469	820	3次	77.0	8	1,266	2	216	1	136	12	4,671	4	2,062		
交野市	1	無	77,980	578	3次	73.8	3	91	3	373	0		10	4,341	4	2,376	1	910
御坊市	1	無	24,780	216	3次	65.0	4	167	6	550	0		6	1,177	4	550	2	1,305
球磨郡多良木町	1	無	10,205	65			0	0	5	416	0	0	4	504	1	296	1	197
天草市	1	無	86,013	579	3次	67.0	3	162	54	2,888	0		22	4,060	13	2,297		

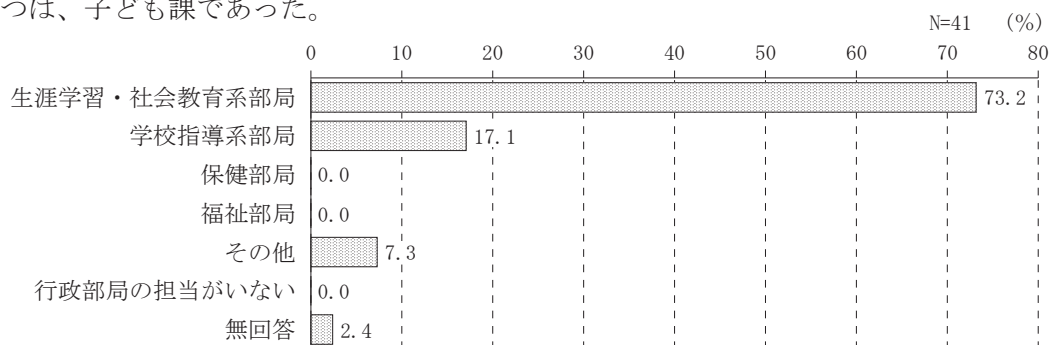
※ 愛知県と坂井市は一つの自治体で複数のチームがあり、それぞれ5つのチーム、4つのチームとして分析した。また、箕面市と大阪狭山市は一括回答だったため1つのチームとして分析した。

2. 調査の結果

1) 家庭教育支援チームの体制について

問1 家庭教育支援チームを担当している行政部局についてお答えください。

7割以上が生涯学習・社会教育系部局（30チーム）にて家庭教育支援チームを担当している。学校指導系部局（7チーム）を合わせると9割、その他のうち2つも教育委員会の他部局であり、教育委員会が主要な行政部局として位置づけられている。その他のうち1つは、子ども課であった。

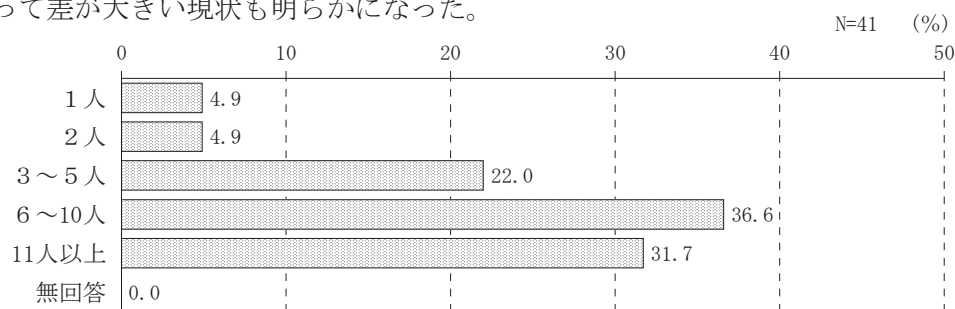


問2 活動している市町村の状況についてお答えください。

チームが活動している自治体の状況は 前ページの表のとおりである。

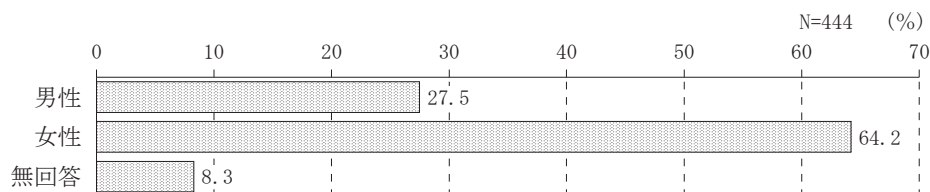
問3 チーム員の人数をお答えください。

回答されたチーム員の合計は444人である。個々のチームの状況をみると、6人以上を合わせると7割弱（28チーム）となり、問3-4にもあるように、多職種によるチーム構成となっていることがうかがわれる。しかし、1～2人という回答も4チームあり、チームによって差が大きい現状も明らかになった。



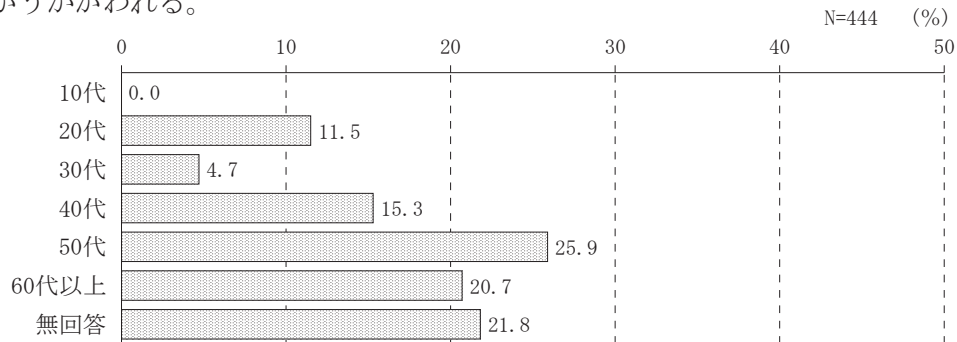
問3-1 チーム員の人数の性別の内訳をお答えください。

問3で回答されたチーム員の性別の割合は下のグラフの通りである。無回答を除くと女性が7割（285人）と多く、母親への支援に応える体制を整備していることがうかがわれる。



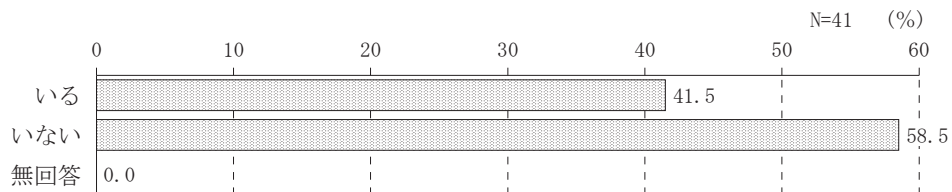
問3-2 チーム員の人数の年齢の内訳をお答えください。

問3で回答されたチーム員の年齢別の割合は下のグラフの通りである。無回答を除くと、40代以上が合わせて約8割（275人）となる。子育てや主婦としての豊富な経験を活かした支援がうかがわれる。



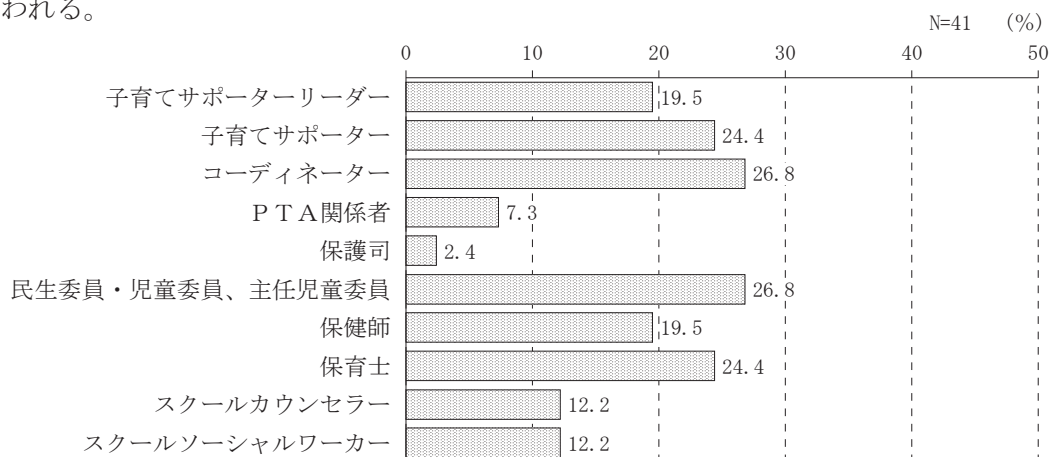
問3-3 チーム以外の機関に所属し、当該機関の職員としてチーム員となっている者はいますか。

他機関に所属しているチーム員がいるチームは約4割（17チーム）である。



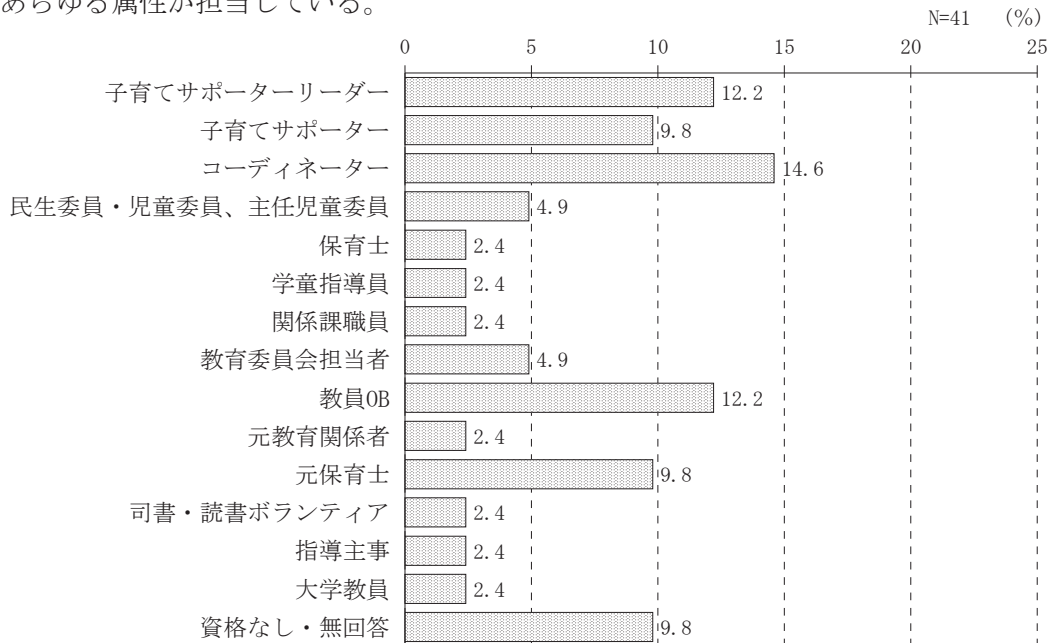
問3-4 チーム員の属性とその人数をお答えください。（複数回答）

各属性のチーム員が1人以上「いる」チーム数を集計すると下のグラフの通りである。コーディネーター（11チーム）、民生委員（11チーム）、子育てサポーター（10チーム）、保育士（10チーム）が多いが、多様な属性を持つチーム員で構成されている。インフォーマルな属性が多く、家庭の目線に近い対等な立場での関りが重視されていることがうかがわれる。



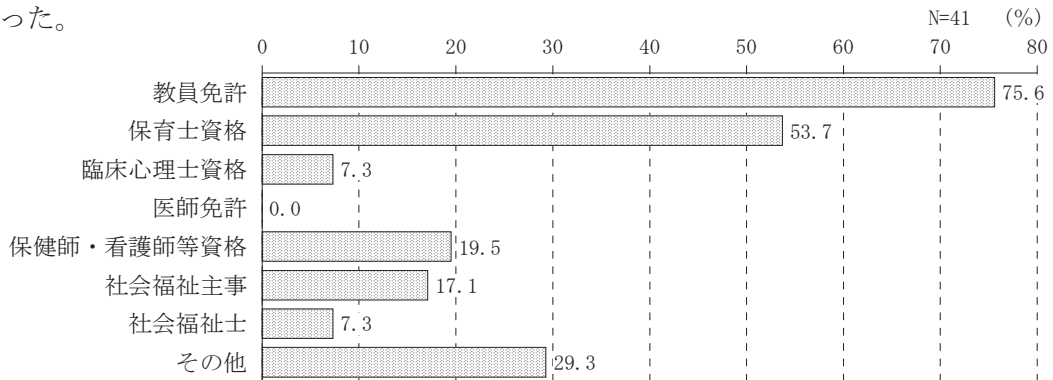
問3-4 家庭教育支援チームのチームリーダーの属性についてお答えください。

子育てサポーターリーダー（5チーム）、子育てサポーター（4チーム）、コーディネーター（6チーム）、教員OB（5チーム）、元保育士（4チーム）が多いが、チームリーダーはあらゆる属性が担当している。



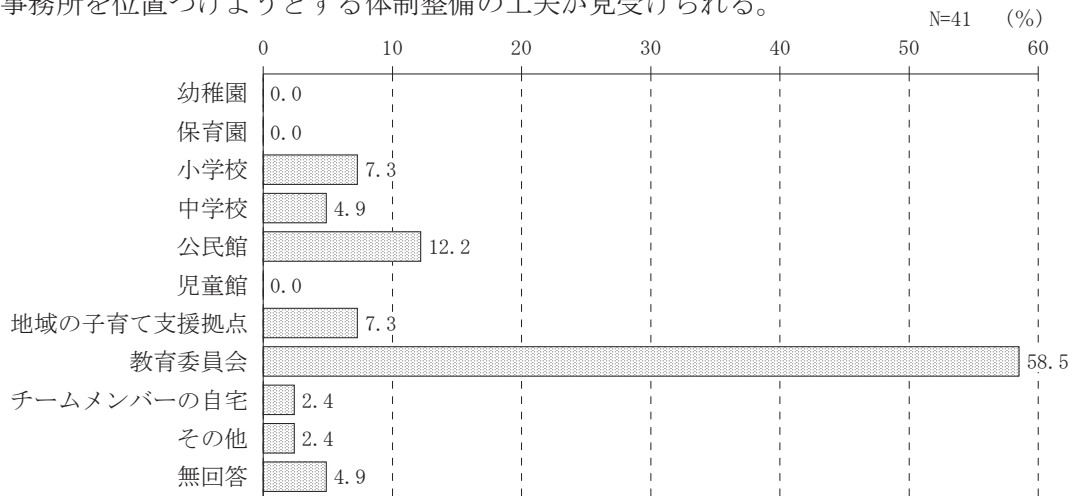
問3-5 チーム員の資格をお答えください。（複数回答）

各資格をもつチーム員が1人以上「いる」チーム数を集計すると下のグラフの通りである。多くのチームに教育系、福祉系（保育、福祉）の有資格者が参加しており、問3-4ではインフォーマルな属性が多かったが、その一方で専門性も兼ね備えていることが分かった。



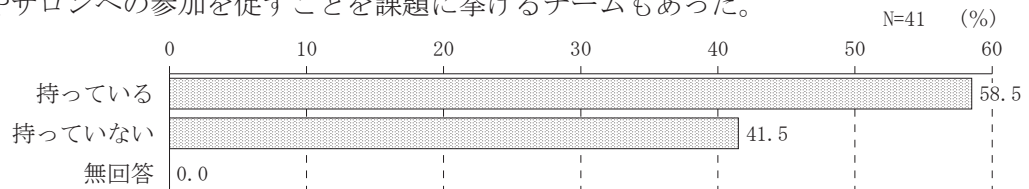
問4 家庭教育支援チームの事務所機能がどこにあるかについてお答えください。

半数以上のチームが教育委員会に事務所機能がある（24チーム）。しかし、小学校、中学校、公民館、地域の子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば・サロン等）、チームメンバーの自宅も合わせると14チームあり、子供と保護者に対してより近い場所に事務所を位置づけようとする体制整備の工夫が見受けられる。



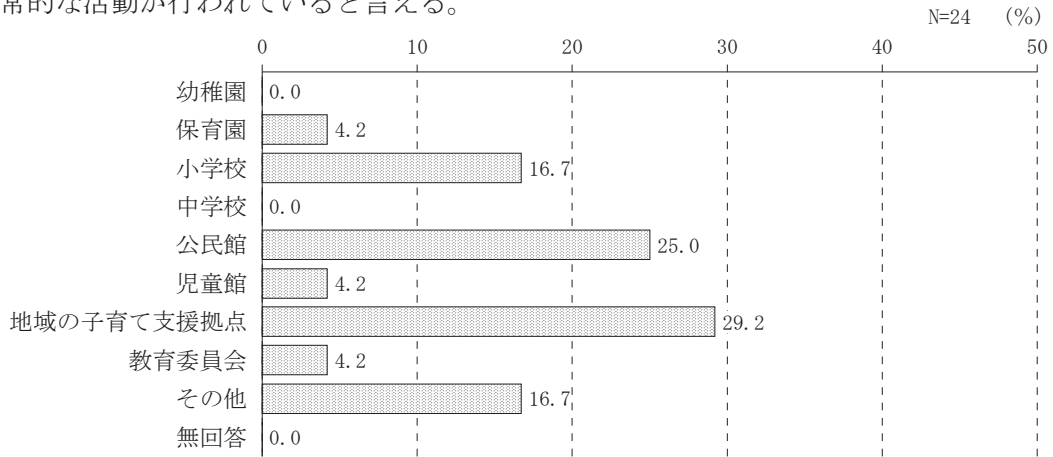
問5 訪問型家庭教育支援の実施以外にも、親子の居場所（サロン）や相談窓口、同一の場所での定期的な学習機会の開催などの、保護者やその子供が直接集うための恒常的な拠点（活動拠点）を持っていますか。

6割弱が恒常的な拠点活動を持っている（24チーム）。しかし、活動拠点を持っていないチームも少なくなく、問38（自由記述回答）の今後の課題では、活動拠点を確保することやサロンへの参加を促すことを課題に挙げるチームもあった。



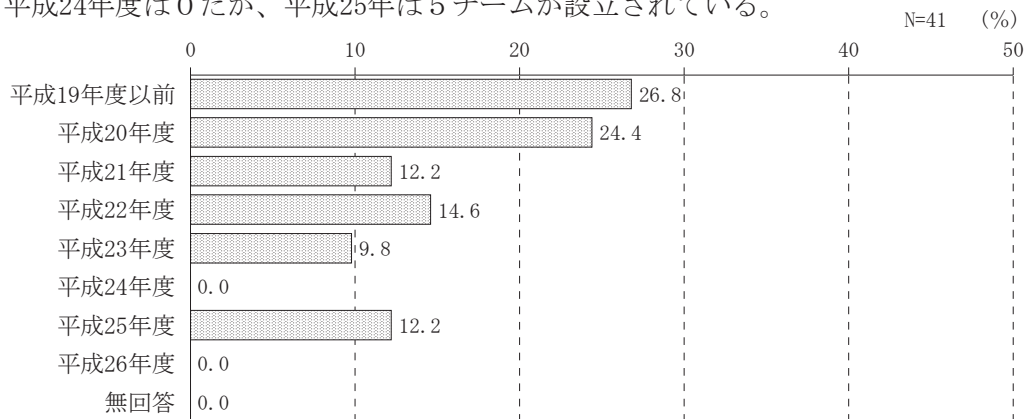
問6 問5において「はい」と答えた場合に、活動拠点の場所についてお答えください。

地域の子育て支援拠点（7チーム）、公民館（6チーム）が活動拠点となることが多い。しかし、保育園（1チーム）、小学校（4チーム）、児童館（1チーム）も合わせると6チームあり、その他では、子ども家庭支援センター（2チーム）、市教育支援センター（1チーム）、市役所（1チーム）であった。福祉系が保育、児童館、地域子育て支援センターの9か所、教育系が小学校、公民館、教育委員会の11か所とほぼ半々であり、多様な場所で恒常的な活動が行われていると言える。



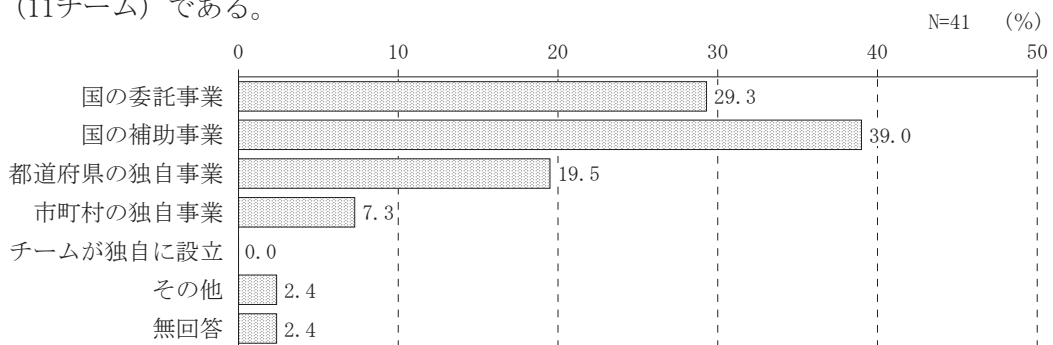
問7 設立年度についてお答えください。

平成24年度は0だが、平成25年は5チームが設立されている。



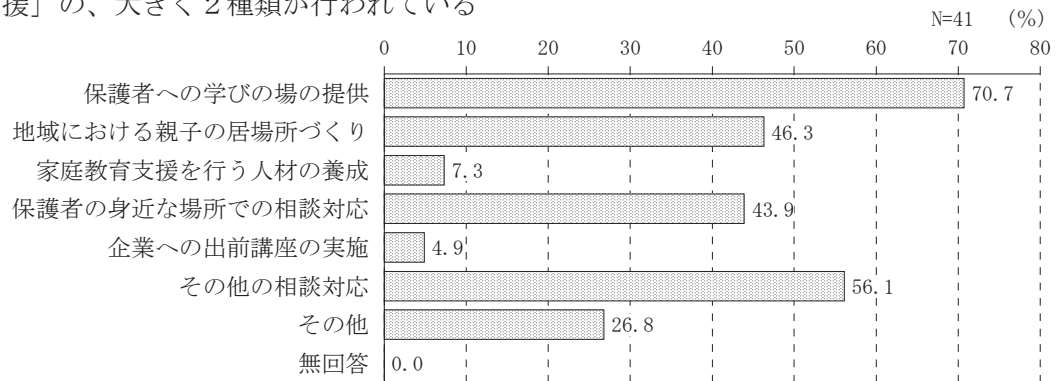
問8 設立のきっかけとなった事業についてお答えください。（主なもの1つ）

国の委託事業と補助事業が合わせて約7割（28チーム）、自治体の独自事業が3割弱（11チーム）である。



問9 家庭教育支援チームは訪問型家庭教育支援の他にどのような家庭教育支援を行っているかお答えください。(複数回答)

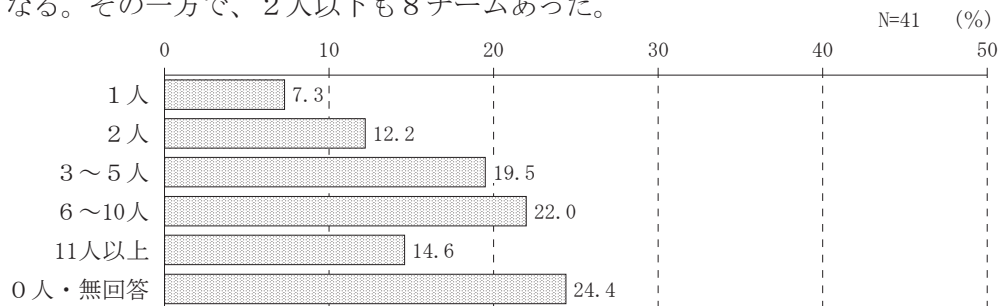
学びの場の提供(29チーム)とその他の相談対応(23チーム)を、半数以上のチームが行っている。親子の居場所づくり(19チーム)と身近な場所での相談対応(18チーム)も、半数近くのチームが行っている。学びや居場所の「場の提供」、相談対応による「個別支援」の、大きく2種類が行われている



2) 訪問型家庭教育支援の体制について

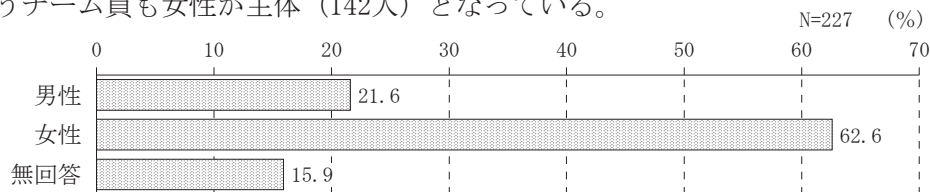
問10 家庭教育支援チーム員のうち訪問型家庭教育支援を行う人数をお答えください。

訪問型家庭教育支援を行っているチームは31チームであった。回答されたチーム員の合計は227人である。個々のチームの状況を見ると、6人以上を合わせると約半数の15チームとなる。その一方で、2人以下も8チームあった。



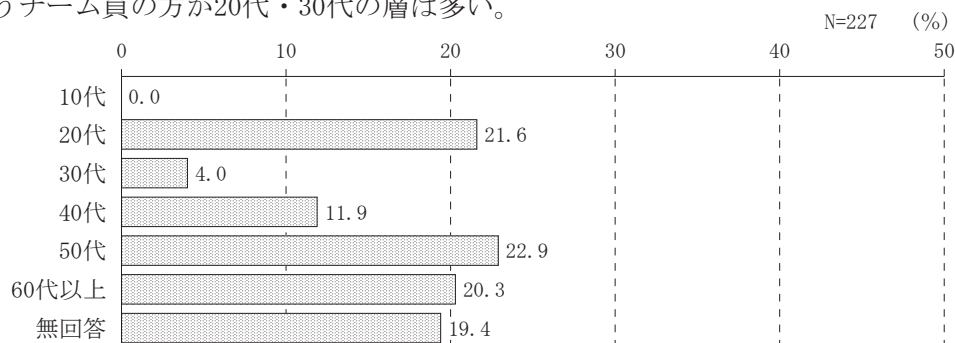
問10-1 訪問型家庭教育支援を行う人数の性別の内訳をお答えください。

問10で回答されたチーム員の性別の割合は下のグラフの通りである。問3-1と同様に、訪問を行うチーム員も女性が主体（142人）となっている。



問10-2 訪問型家庭教育支援を行う人数の年齢の内訳をお答えください。

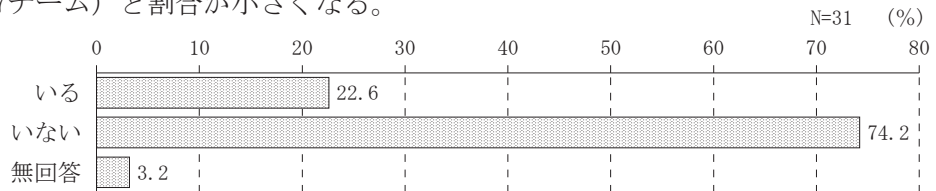
問10で回答されたチーム員の年齢別の割合は下のグラフの通りである。問3-2と同様に、無回答を除くと、40代以上が合わせて約7割（125人）となり、ベテランが主体となっている。しかし、20代と30代も合わせると3割（58人）あり、問3-2と比較すると訪問を行うチーム員の方が20代・30代の層は多い。



※ 以降はすべて、訪問型支援を行っている31チームについての集計である。

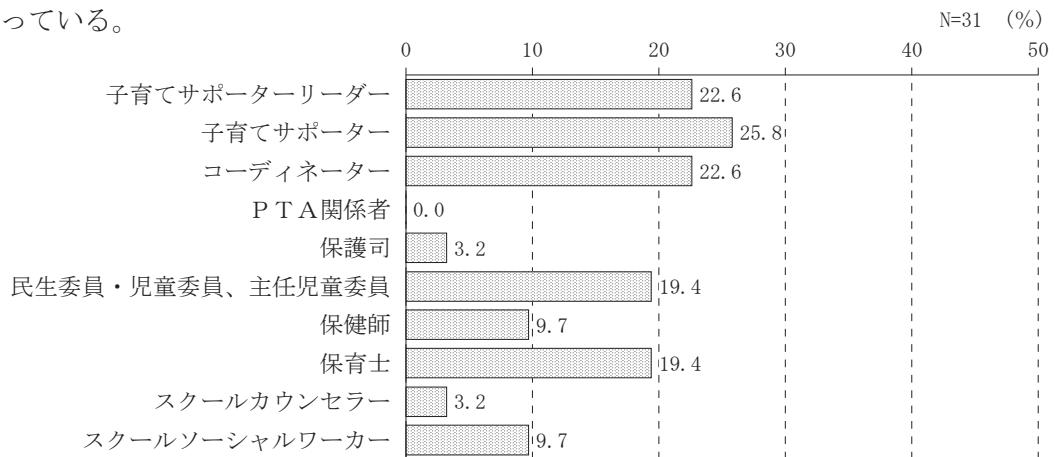
問10-3 家庭教育支援チーム以外の機関に所属し、当該機関の職員として訪問型家庭教育支援を行うチーム員となっている者はいますか。

問3-3ではチーム員のなかで他機関に所属している人がいるチームは約4割（41.5%）であったが、訪問型支援を行っているチーム員で他機関に所属している人がいるチームは約2割（7チーム）と割合が小さくなる。



問10-4 訪問型家庭教育支援を行うチーム員の属性とその人数をお答えください。（複数回答）

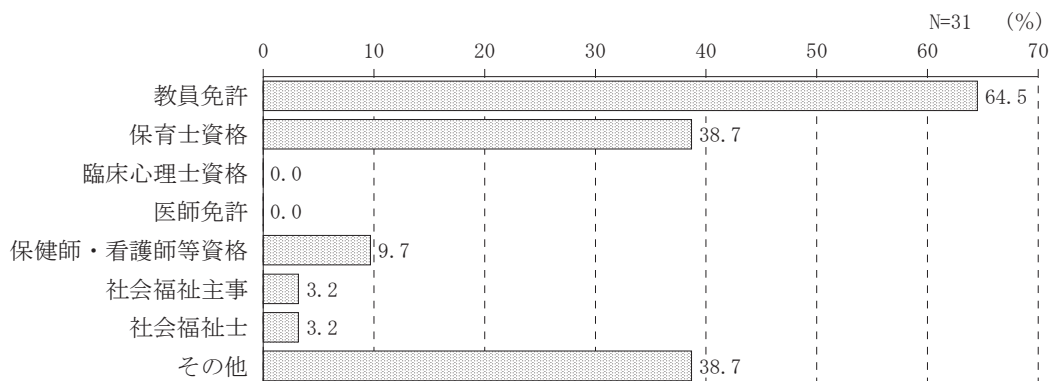
各属性のチーム員が1人以上「いる」チーム数を集計すると下のグラフの通りである。子育てサポーターリーダー（16人）と子育てサポーター（31人）をはじめ、インフォーマルな属性が主体となっている。この他にも、多様な属性を持つチーム員が訪問型支援を行っている。



問10-5 訪問型家庭教育支援を行うチーム員の資格をお答えください。(複数回答)

各資格をもつチーム員が1人以上「いる」チーム数を集計すると下のグラフの通りである。教員免許取得者が6割強で最も多く(20チーム)、次に福祉系の保育士資格が4割弱である(12チーム)。問10-4の属性ではインフォーマルな属性が主体となっているが、資格面では専門性の高いチーム員がいるチームが多い。

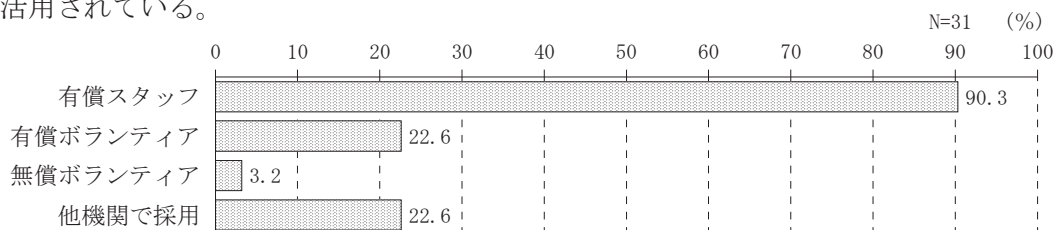
各資格をもつチーム員の人数は、教員免許が46人、保育士資格が21人などで、「その他」は、認定心理士などの心理系カウンセラー(13人)、民生委員(12人)などであった。



問10-6 訪問型家庭教育支援を行う人数の有償・無償の内訳をお答えください。

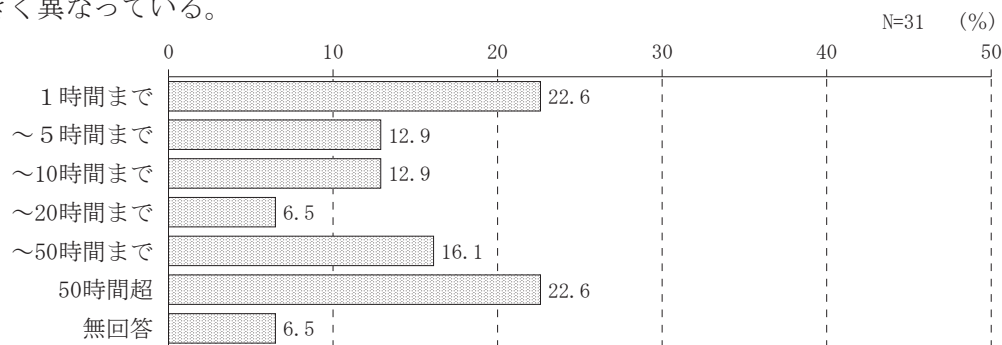
各々が1人以上「いる」チーム数を集計すると下のグラフの通りである。

人数でも、有償スタッフ(138人)が多く、一部で有償のボランティア(54人)も活用されている。



問10-7 訪問型家庭教育支援を行うチーム員が平均して1人当たり月に何時間程度活動を行っているかお答えください。

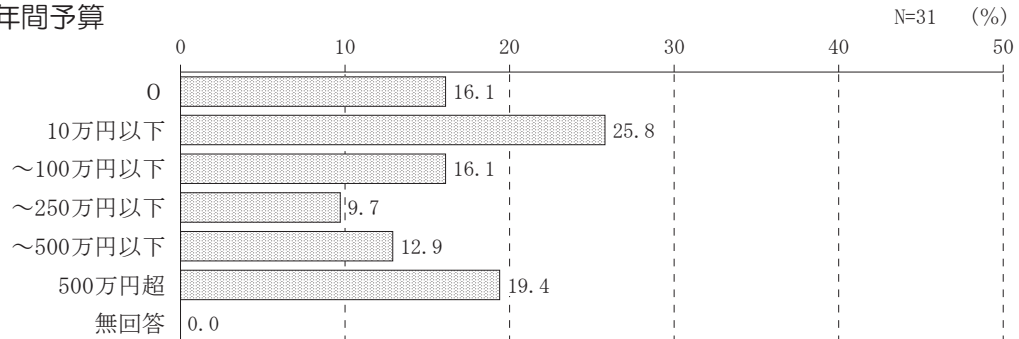
半数のチームが1人当たり10時間以下(15チーム)、残り半数のチームが10時間より多い(14チーム)。最長は72時間であった。問10のチーム員の人数と同様に、チームによって大きく異なっている。



問11 平成26年度において、訪問型家庭教育支援を行うに当たって年間でどのくらいの予算が必要でしたか。また具体的にどのような経費が必要でしたか。

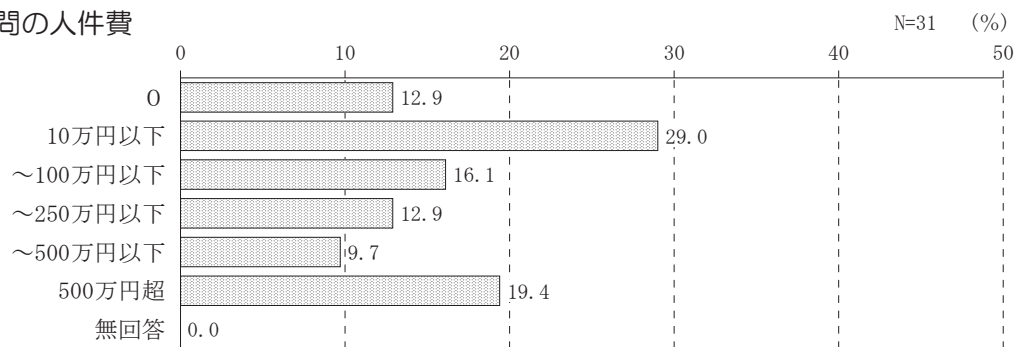
年間予算は0から最大で1,000万円を超えるところ（広域実施のチーム）まで、問10のチーム人員や問10-7の活動時間数の違いなども反映されて大きな差がある。なお、予算の大部分は訪問の人件費である。

1 年間予算

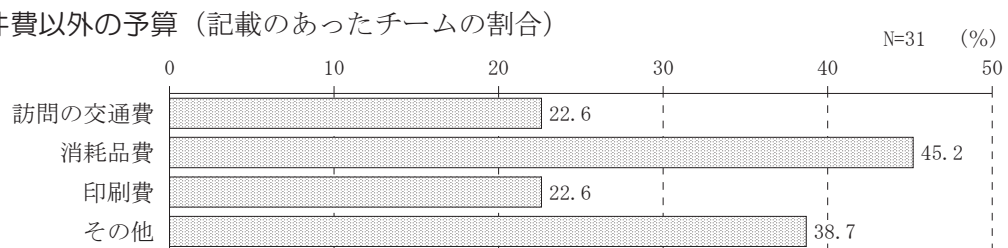


2 具体的に要した経費

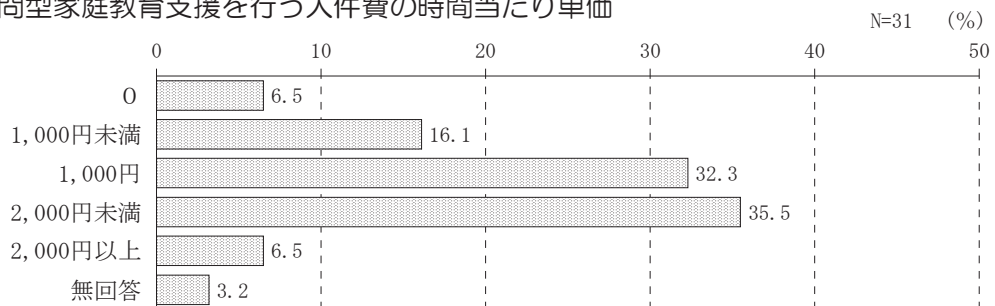
訪問の人件費



人件費以外の予算（記載のあったチームの割合）

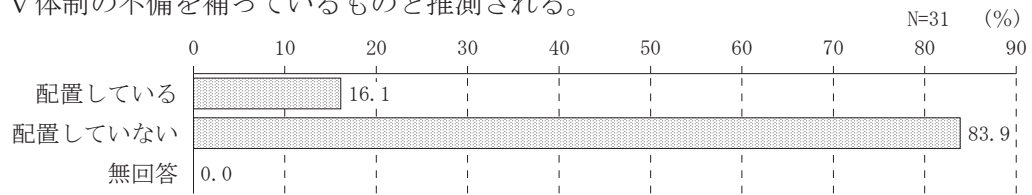


3 訪問型家庭教育支援を行う人件費の時間当たり単価



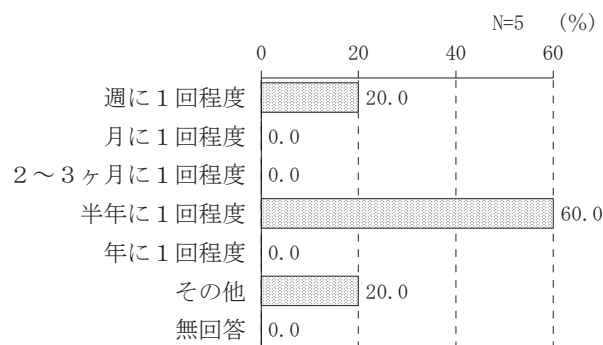
問12 スーパーバイザー（SV）を配置していますか。

SVを設置しているのは5チームで、8割以上のチームで配置されていない（26チーム）。しかし、問17における合議体制や、問21における同行体制、問25における訪問前後の打合せなどの取り組みに示されるように、多くのチームは協議や協働を重視することでSV体制の不備を補っているものと推測される。



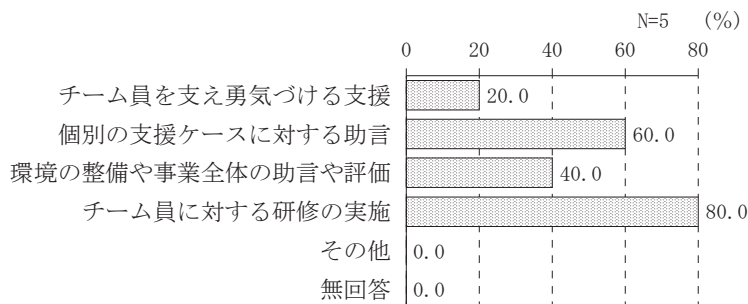
問12-1 SVを配置している場合、どのくらいの頻度で助言等の支援を行っていますか。

半年に1回程度が多かった（5チーム中3チーム）。SVを配置しているチームでも、それほど頻繁にはスーパービジョンがなされていないのが現状である。



問12-2 SVを配置している場合、どのような支援を行っていますか。（複数回答）

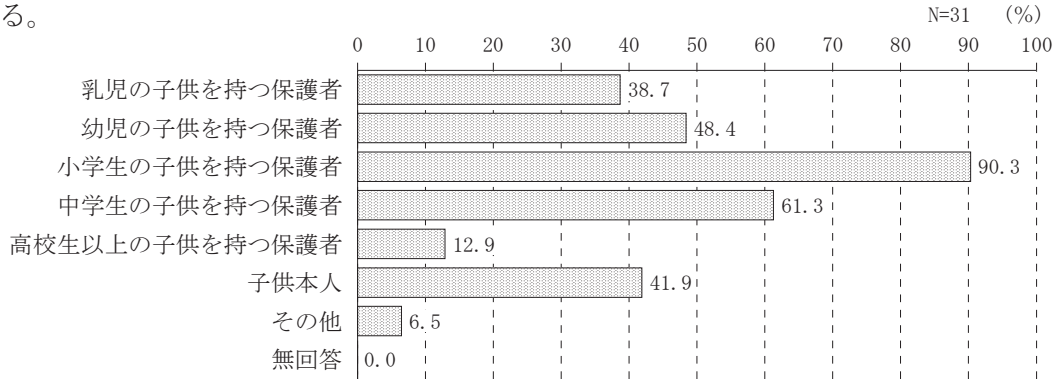
SVを配置しているチームのうち半数以上のチームが、チーム員に対する研修の実施（4チーム）、個別支援ケースに対する助言（3チーム）を行っていた。



3) 訪問型家庭教育支援の活動状況について

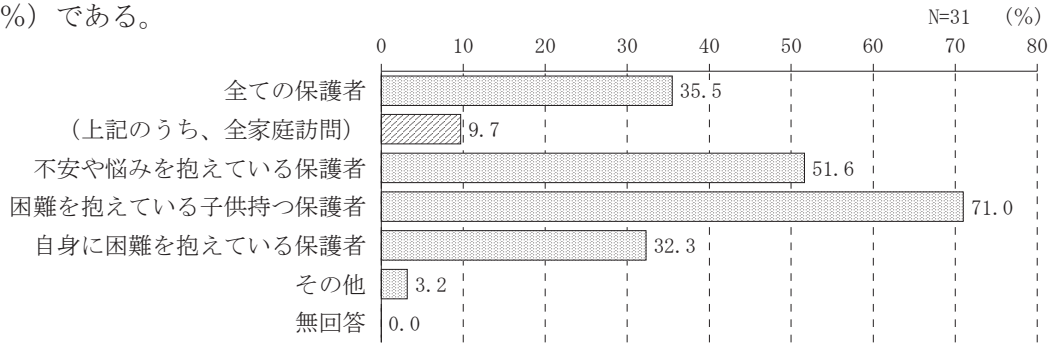
問13 誰を対象として訪問型家庭教育支援の活動をしていますか。(複数回答)

ほとんどのチームが小学生の子供を持つ保護者を対象に訪問支援活動をしている(28チーム)。次に対象として多いのが中学生の保護者(19チーム)、幼児の保護者(15チーム)となっていた。子供本人は半数以下であり(13チーム)、保護者支援に力点が置かれている。

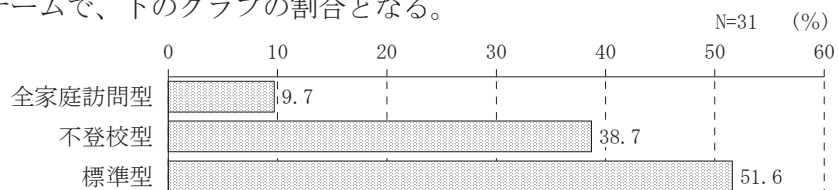


問14 どのような保護者を対象として活動していますか。(複数回答)

半数以上のチームが、困難を抱え支援を必要としている子供を持つ保護者(22チーム)、不安や悩みを抱えている保護者(16チーム)を対象とし、何らかの課題を抱えている保護者支援が中心となっている。「全ての保護者」は、「子供がいる世帯全てを訪問している」ことを意図した選択肢だったが、問18(訪問した家庭数)の回答から、「特別な課題を抱える家庭のみならず一般家庭も広く対象としている」という意味で回答されたものと推測され、自治体への確認などを行った結果、全家庭訪問を実施しているのは3チーム(9.7%)である。

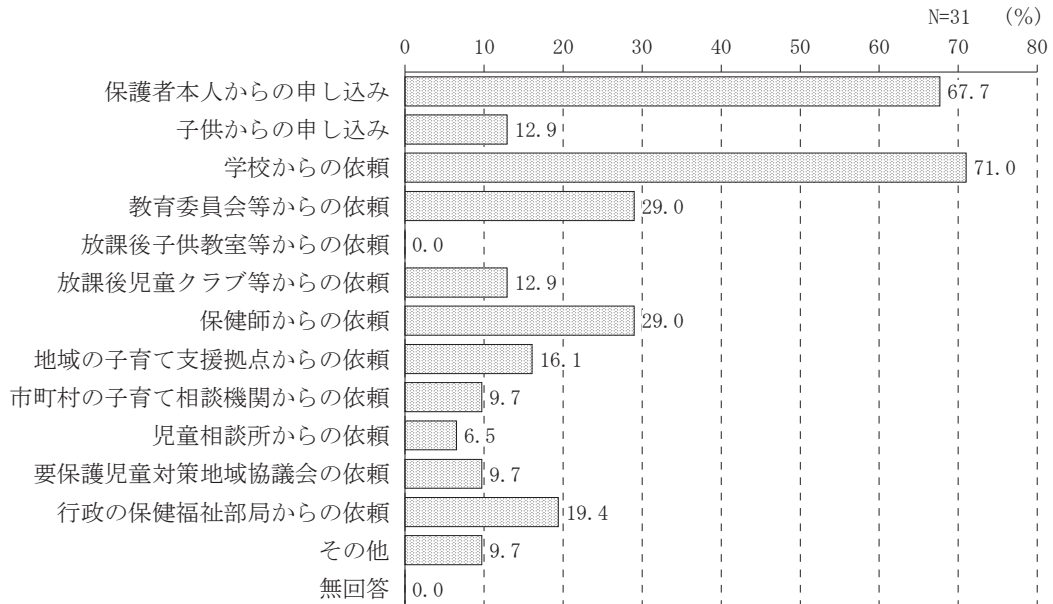


なお、本問の回答およびインタビュー調査の結果、自治体への確認などから、訪問の主な目的別にチームを類型化すると、全ての児童の家庭を訪問して情報提供やニーズ把握等を行う「全家庭訪問型」が3チーム、不登校児の家庭への声掛けや相談助言等を行う「不登校型」が12チーム(自治体数では8)、子育て不安や悩みのある家庭で傾聴等を行う「標準型」が16チームで、下のグラフの割合となる。



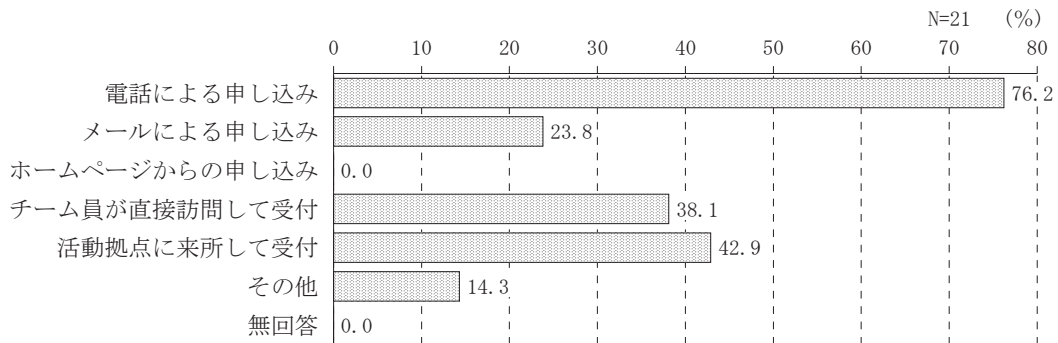
問15 どのように訪問型家庭教育支援の依頼・申し込みを受けていますか。(複数回答)

保護者からの申し込み(21チーム)、学校からの依頼(22チーム)が多く、7割程度のチームが受けている。関係機関では、教育系では教育委員会、福祉系では行政や地域の子育て支援拠点、さらに保健師からの依頼が比較的多いことに加えてあらゆる機関からの依頼があり、チームが多様な関係機関とつながっている状況がうかがわれる。



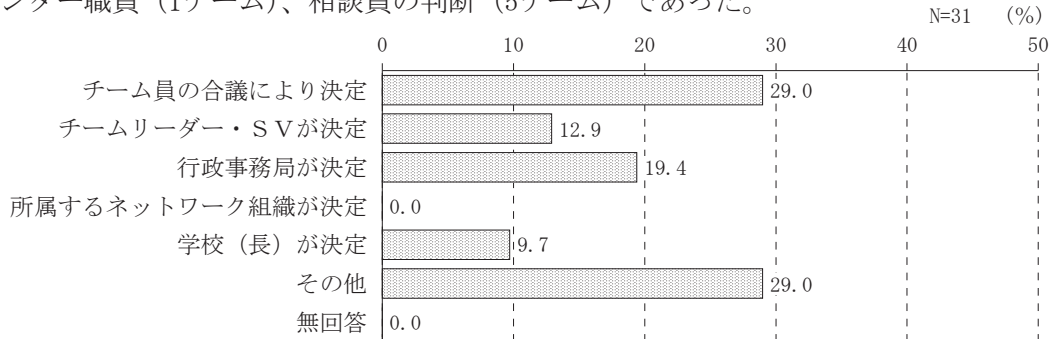
問16 保護者本人あるいは子供からの申し込みの場合、どのように受けていますか。(複数回答)

約8割のチームが電話による申し込みで受付を行っている(16チーム)。



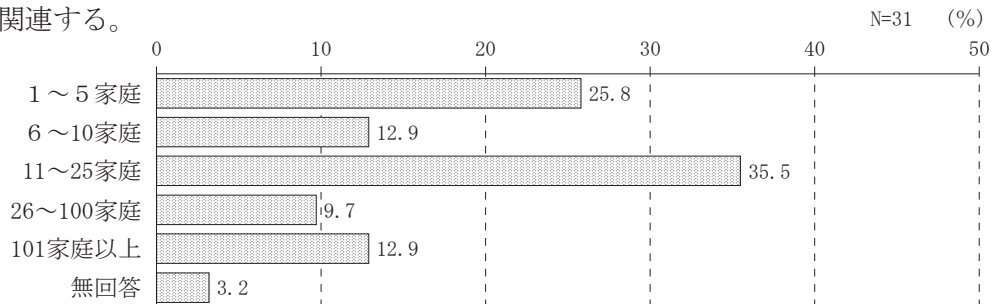
問17 訪問型家庭教育支援の依頼・申し込みを受けた場合に、支援を行うかどうかを誰（機関）が決定していますか。

チーム員の合議が一番多く約3割である（9チーム）。「その他」の回答にも関係機関との協議（1チーム）、行政機関との合議（1チーム）、学校と行政事務局との合議（1チーム）があり、合議・協議体制によって判断するチームが多い。また、子ども・若者相談支援センター職員（1チーム）、相談員の判断（5チーム）であった。



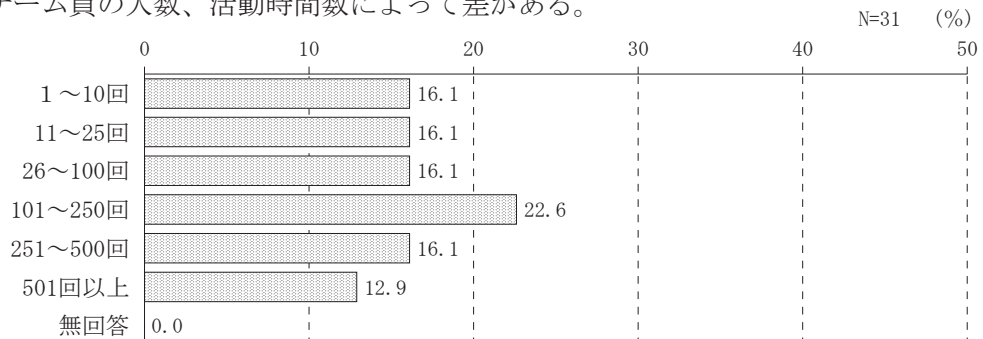
問18 平成26年度において、年間でいくつの家庭（複数回訪問しても同一家庭であれば1件）に訪問を行いましたか。

1家庭から25家庭を合計すると約7割となる（23チーム）。一方、101家庭以上を訪問しているチームも4チームあり、問10のチーム員の人数、問10-7の一人当たりの活動時間数に関連する。



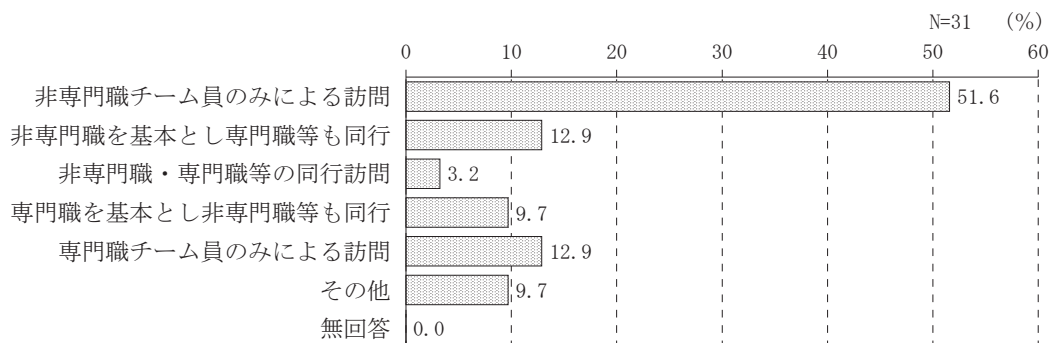
問19 平成26年度において、年間で延べ何回、家庭への訪問（同一家庭でも複数回訪問したのであれば複数回としてカウント）を行いましたか。

最も多い回答が101～250回であったが（7チーム）、幅広く分散している。前問18と同じく、チーム員の人数、活動時間数によって差がある。



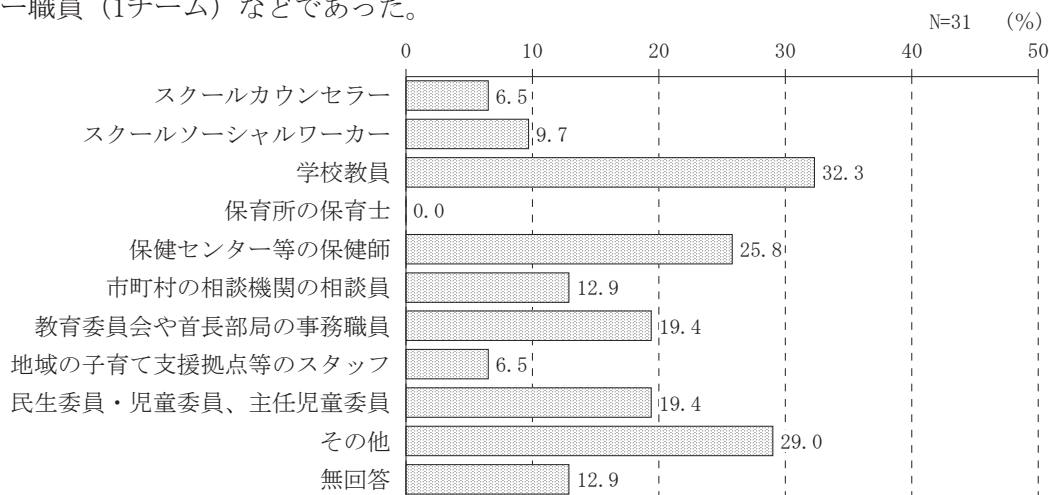
問20 家庭への主な訪問形態はどれに該当しますか。

半数のチームが非専門職のみによる訪問である（16チーム）。インフォーマルなかかわりだからこそできる強みを活かした、非専門性が主体となった訪問支援の特徴と言える。



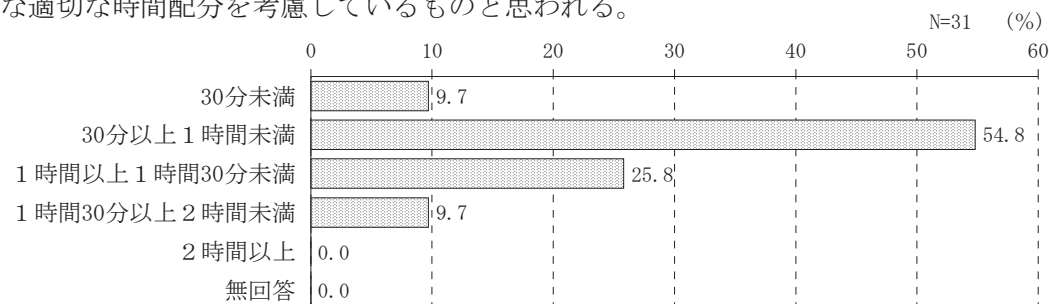
問21 訪問にチーム員以外の関係機関等の職員が同行を行っている場合どのような人材が同行していますか。（複数回答）

学校教員（10チーム）と保健師（8チーム）が多かった。問15の依頼先でも、学校や教育委員会、保健師からの依頼が多いため、依頼先との連携がなされている状況がうかがわれる。その他には、学校管理職（1チーム）、児童相談所の職員（1チーム）、青少年センター職員（1チーム）などであった。



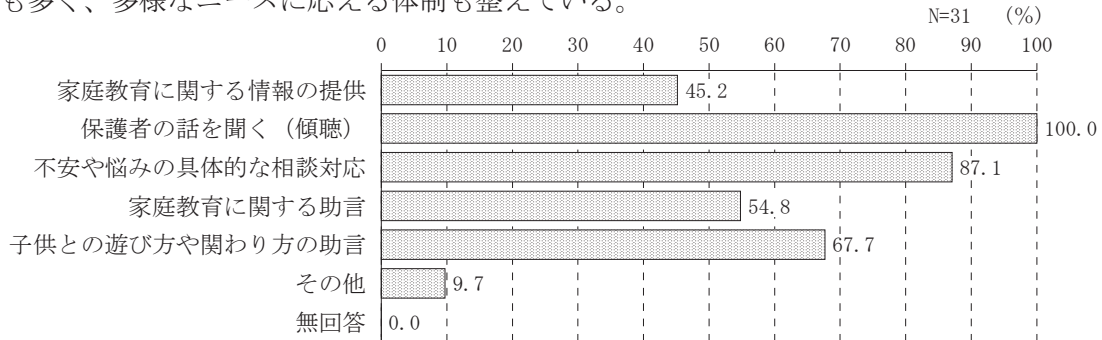
問22 1回あたりの基本的な訪問時間はどのくらいですか。

30分未満、30分以上1時間未満を合わせると約7割となる（20チーム）。相談内容によって長時間に及ぶ場合もあるものと考えられるが、訪問先で相手に負担がかからないような適切な時間配分を考慮しているものと思われる。



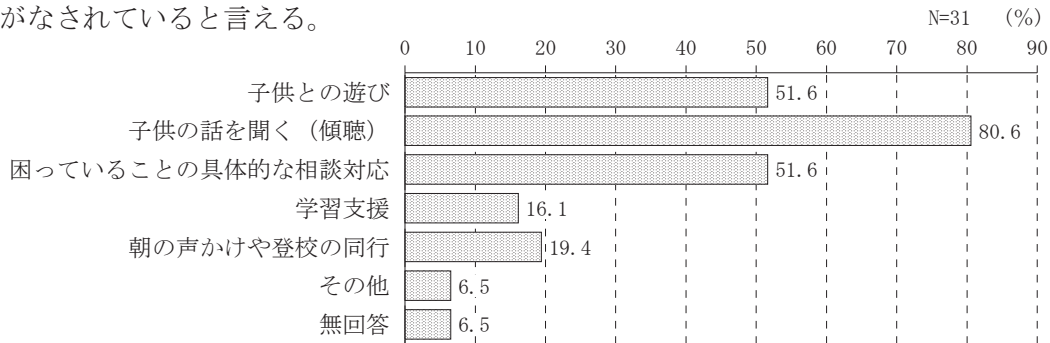
問23 保護者に対して、訪問して具体的にどのような支援を行っていますか。(複数回答)

すべてのチームが保護者の傾聴を行っており、インフォーマルなかかわりの強みを活かしている。しかし、具体的な相談対応 (27チーム)、子供との関わり方の助言 (21チーム) も多く、多様なニーズに応える体制も整えている。



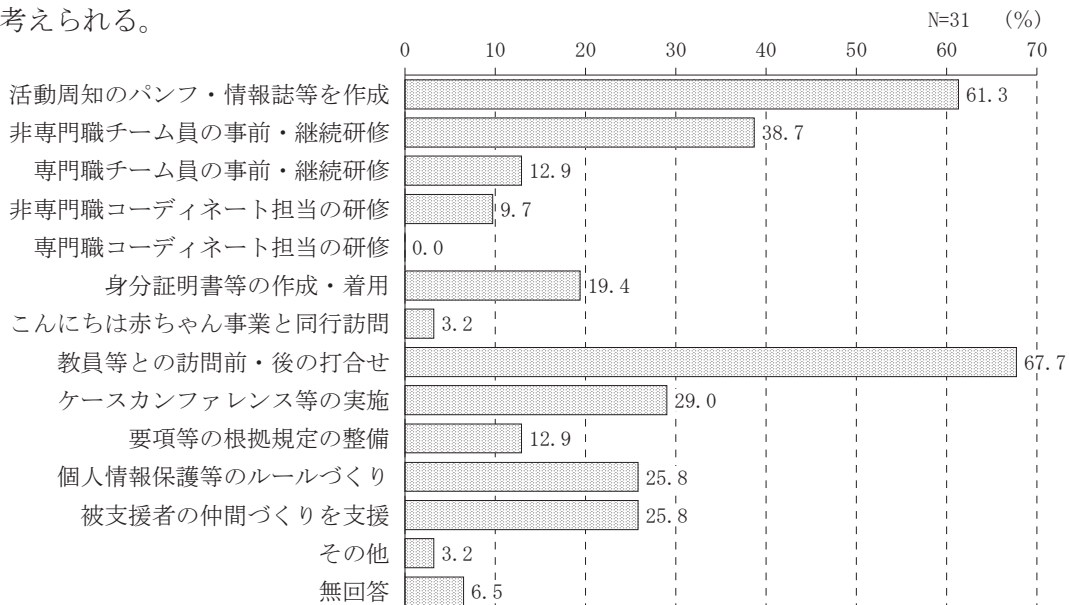
問24 子供に対して、訪問して具体的にどのような支援を行っていますか。(複数回答)

多くのチームが子供の傾聴を行っており (25チーム)、子供に対してもインフォーマルな長所を活かしている特徴が見受けられる。また、半数以上のチームが子供との遊び (16チーム)、具体的な相談対応 (16チーム) も行っており、子供の状況に応じた柔軟な対応がなされていると言える。



問25 訪問型家庭教育支援のための創意工夫についてお答えください。(複数回答)

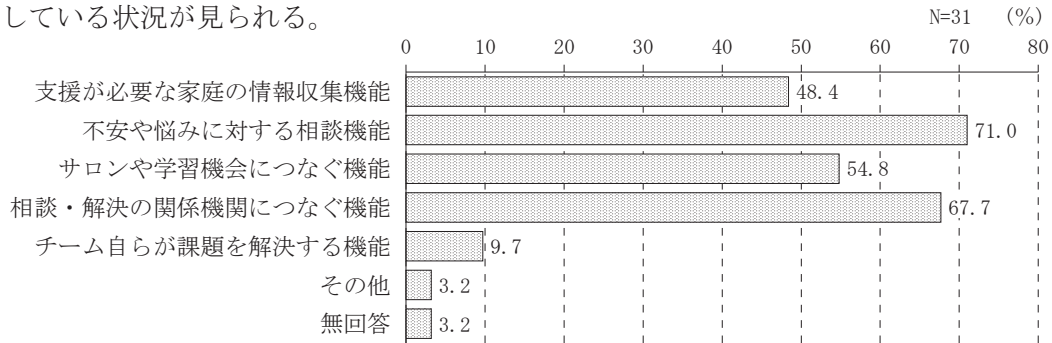
多くのチームが、パンフレット・情報誌等の作成 (19チーム)、学校関係者との訪問前または訪問後の打合せを行っている (21チーム)。問15の依頼先では、保護者からの申込み、学校からの依頼が多く、これらの創意工夫が申込み・依頼につながっているものとも考えられる。



4) 訪問型家庭教育支援の必要な機能、知識・ノウハウ、人材養成について

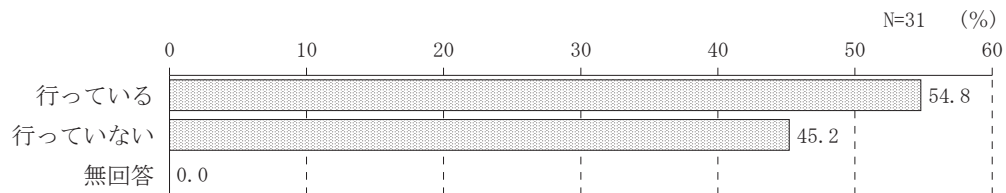
問27 訪問型家庭教育支援を行うに当たって、家庭教育支援チームに求められる機能は何だと思われますか。(複数回答)

チーム自らによる課題解決機能は非常に少なく(3チーム)、多くのチームが情報収集機能、相談、つなぎ機能を挙げている。非専門性による訪問支援を基本とし、他機関と連携している状況が見られる。



問30 訪問型家庭教育支援を行うに当たって、支援員の研修やスキルアップを行っていますか。

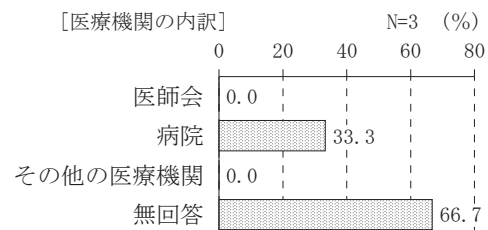
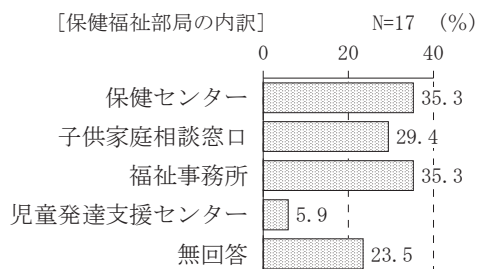
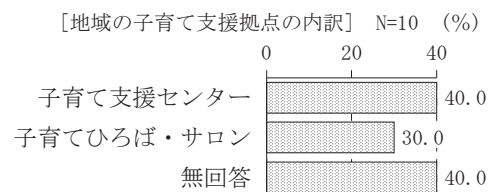
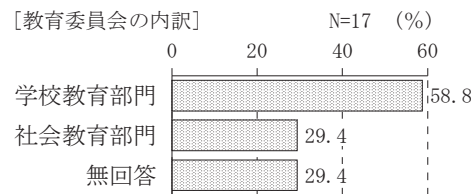
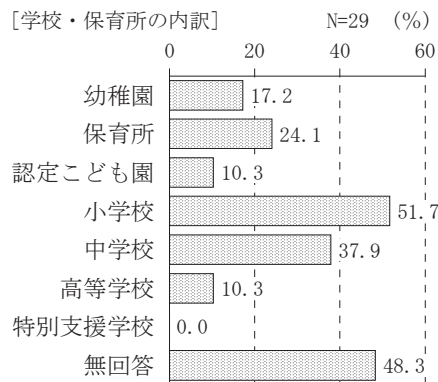
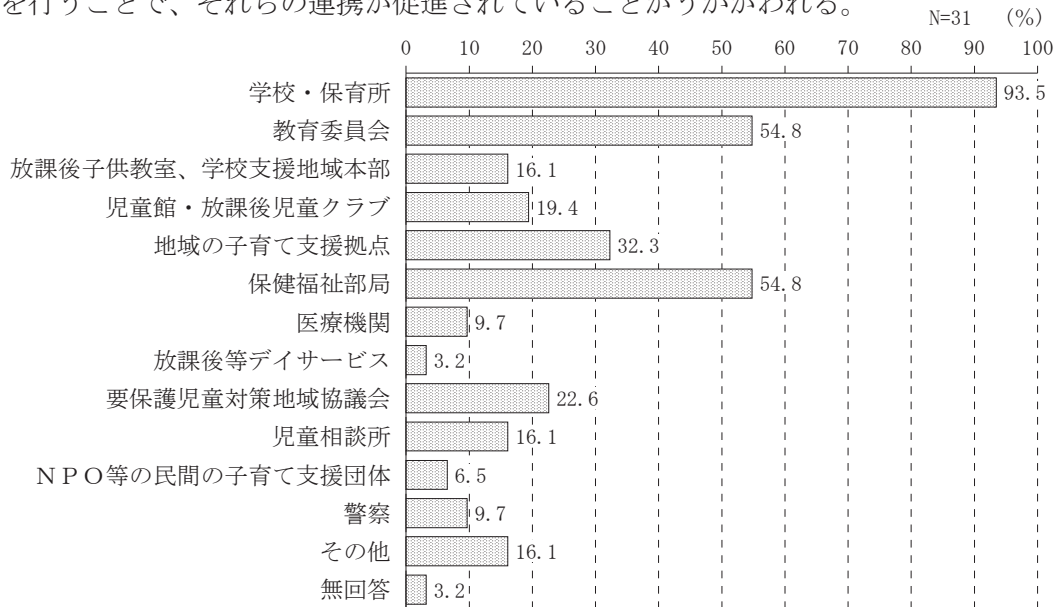
研修やスキルアップは半数以上のチームで行われている(17チーム)。しかし、問38(自由記述回答)の今後の課題では、研修の強化を挙げるチームが複数あり、支援員への研修の実施・充実が課題となっているチームも少なくないものと考えられる。



5) 訪問型家庭教育支援の関係機関との連携状況について

問31 どのような機関や組織と連携を行っているかお答えください。(複数回答)

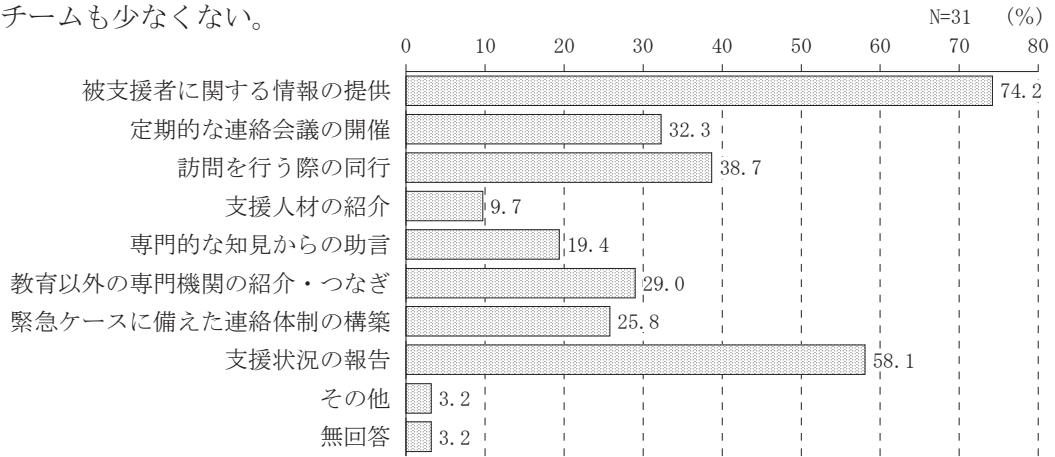
ほとんどのチームが学校・保育所と連携し(29チーム)、半数以上のチームが教育委員会、保健福祉部局と連携している(いずれも17チーム)。チームが教育と福祉との橋渡しを行うことで、それらの連携が促進されていることがうかがわれる。



(※) 内訳はサブクエスチョンとして質問したため、無回答が多かった。

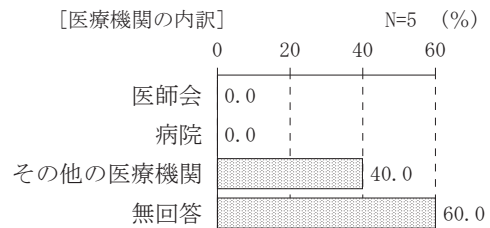
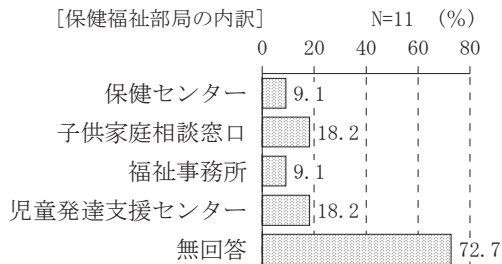
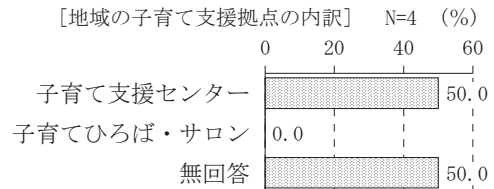
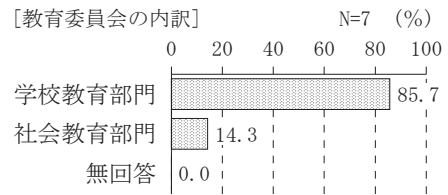
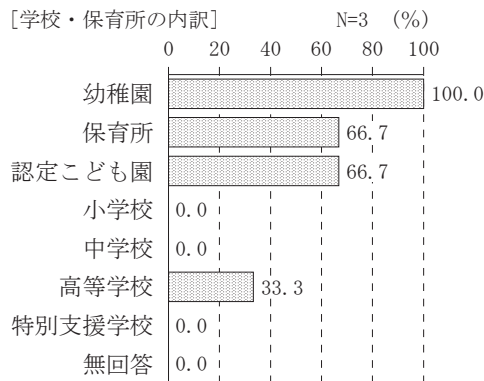
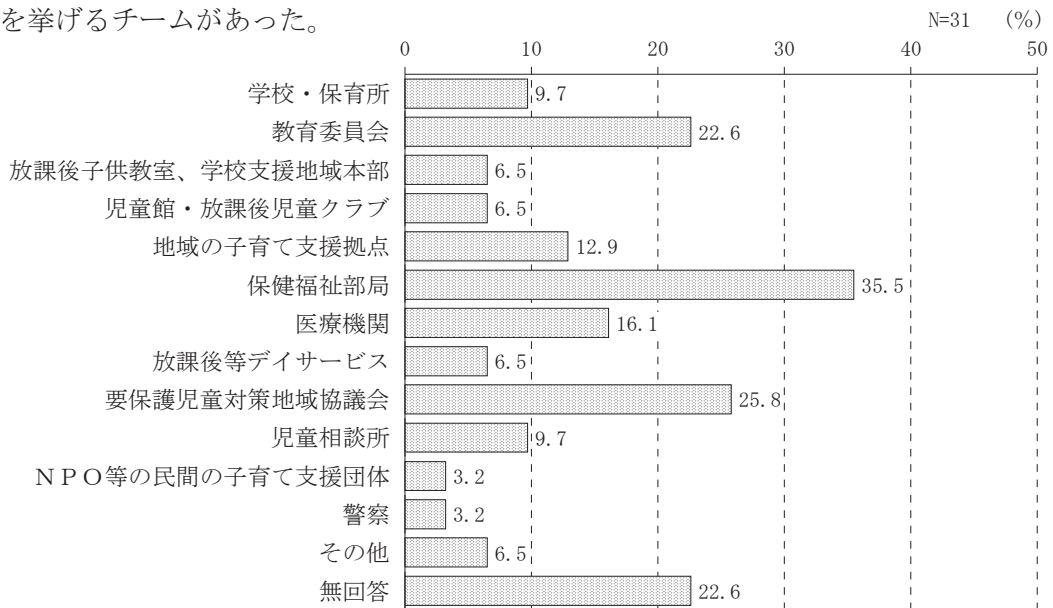
問32 具体的にどのような連携を行っているかお答えください。(複数回答)

半数以上のチームが、各機関からの情報提供を受け（23チーム）、各機関に支援状況報告を行っている（18チーム）。連携の際には、情報のやり取りが基本かつ重要となっていることがうかがわれる。また、3分の1のチームが、訪問の同行と定期的な連絡会議による連携を実施しており、計画策定から実行、見直しまでを協働体制によって実施しているチームも少なくない。



問33 現在は連携していないが、今後連携が必要と感じている機関についてお答えください。
(複数回答)

保健福祉部局が最も多い(11チーム)。問38(自由記述回答)の今後の課題のなかでも、経済的な問題が少なくない、生活保護世帯への自立支援、家庭児童相談室との連携、などを挙げるチームがあった。

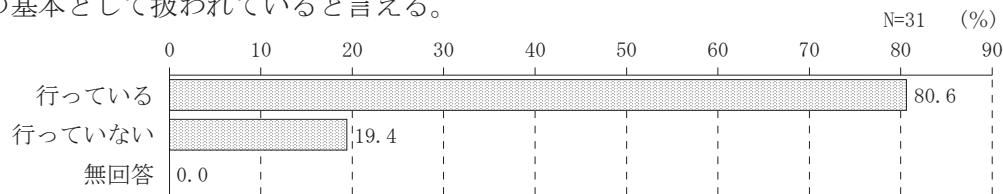


(※) 内訳はサブクエスチョンとして質問したため、無回答が多かった。

6) 訪問型家庭教育支援の事業評価について

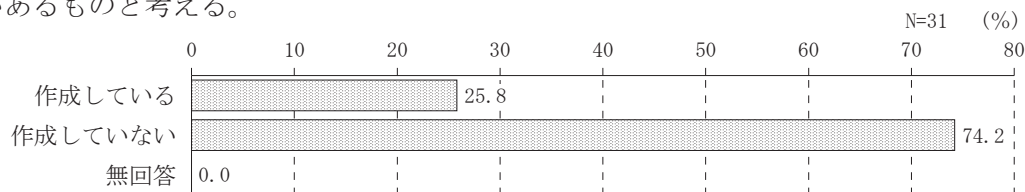
問35 年間の訪問型家庭教育支援の相談件数について恒常的に集計を行っていますか。

約8割のチームが恒常的な集計を行っている(25チーム)。相談件数の把握が、事業評価の基本として扱われていると言える。



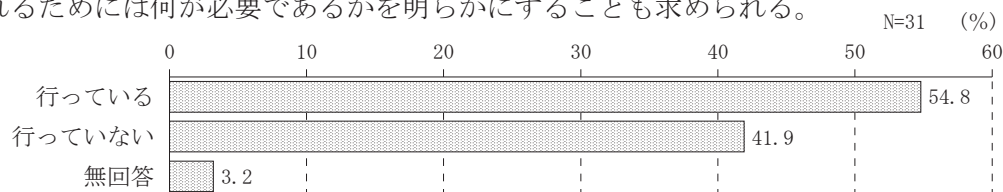
問36 事業のマニュアルやポイントを明確化した手引きのようなものを作成していますか。

手引きの作成を行っているチームは3割未満である(8チーム)。よって、本調査研究から訪問型家庭支援の手法を明らかにすることは、今後、事業を進展していくためにも意義があるものとする。



問37 本事業の成果測定や評価を行っていますか。

半数以上のチームが事業評価を行っているが(17チーム)、行っていないチームも約4割と少なくない(13チーム)。事業評価によって成果と課題を明らかにすることは、チームの長所を再確認し今後の事業展開を判断する上で重要となるため、適切な評価が実施されるためには何が必要であるかを明らかにすることも求められる。



3. 全体の考察

本調査から、特徴的なこととして、以下の6点が明らかになった。まず、全体としての方向性であるが、年齢構成から新たな変化が感じられた。予算額は二極化していたが、年齢的にチーム員の年齢は若い層が少ないものの、家庭訪問を行う支援員の年齢は50代と20代が多くしめ、今までの家庭教育支援の姿から変わろうとしている方向が感じ取れた。詳細は以下の記述にも関係する。

第2点は、訪問型家庭教育支援において、非専門性を主体とするインフォーマルなかかわりを活かした体制となっている特徴が示された。半数のチームが非専門職のみによる訪問であり（問20）、全てのチームが保護者に対して傾聴を行うことを基本としていた（問26）。また、具体的な課題を解決する機能よりも、情報収集や不安や悩みを受け止める機能が重視されていた（問27）。これらから、保護者や子供と目線を合わせ、子育ての困難さと素晴らしさを共有する対等なかかわりが、訪問型家庭教育支援において重要であることが再確認できた。

第3点は、フォーマルとインフォーマルをうまくつなぐ役を担っていることが特徴的である。第1に述べた非専門性を活かした体制のなかで、チーム員の資格面では専門性が高く（問10-5）、多様な機関と連携し（問15、問21、問31など）、サロンや学習機会、関係機関につなぐ機能も重視されていた（問27）。半数以上のチームが、各機関からの情報提供を受け、各機関に支援状況報告を行い（問32）、合議・協議体制を整備し（問17）、定期的な連絡会議は3分の1ほどのチームで行われている（問32）。このように、訪問型家庭教育支援は、さまざまな資源をつなぎ、関係機関が共有できる機会を生み出し、教育・保健福祉・地域の協働を促進する重要な機能を担っているといえよう。

特に、教育と福祉の連携が進められている形態にも着目できる。資格では教員免許に次いで多かったのが福祉系の保育士資格であった（問10-5）。

第4点は、学校との関連が高いことである。チームの事務所機能は教育委員会のほかに小・中学校にもあり（問4）、訪問型支援の申込みは学校からの依頼が最も多く（問15）、訪問型支援の創意工夫でも教員など学校関係者との訪問前または訪問後の打合せが最も多かった（問25）。このように、日常的に学校と二人三脚で支援を進めていることが明確になった。

第5点に、保健福祉部局との連携を試みようとしている姿も確認できた。全数把握できる保健センターが乳幼児中心であることから訪問型家庭教育支援はそれを継続して引き受け、全数把握からフォローしていく可能性も示唆されるほどであった。さらに保健福祉部局との連携も半数以上のチームが行っている（問31）。以上のように、教育と福祉の両領域による人材が、日常的に交流し、連携を進めていくことによって、教育分野と福祉分野のどちらの課題にも対応する支援が行われ、仲介の役割を担っていると言えるであろう。

第6点は、チームとしての特徴であるが、居場所機能を持ち得ているところが、58.5%と多かったことである。居場所を活用しながら家庭訪問に導入し、家庭訪問から誘う先として居場所を活用していることがうかがえる。

課題としては、スーパーバイザーの配置が少ない（問12）、支援員への研修が十分ではない（問30）などのスキルアップに関する課題が挙げられる。自由記述（問38）における今後の課題でも、スキル向上のための研修の充実、プライベートな問題にどこまで立ち入るかが課題と回答するチームもあり、研修の実施とケースへの助言はニーズが高いと考えられる。さらに、事業の指針となるような手引きの作成が進んでいない（問36）、評価の体制が十分ではない（問37）などの事業を支えるガイドラインやツールに関する課題も示された。本調査研究により、訪問型家庭教育支援の手法を示したマニュアルが作成されることは、これらの課題解決に対して一定の寄与ができるものと考えられる。

IV. 質的調査の結果と考察

IV. 質的調査の結果と考察

1. 調査の実施概要

1) 調査方法

量的調査の集計・分析の結果をふまえ、特徴的な訪問型家庭教育支援を実施している家庭教育支援チームに、研究者・研究員によるインタビューを行った。

2) 調査対象

量的調査において訪問型支援を行っている31チームのうち、全戸訪問を実施している、サロンや居場所などの活動拠点を有効活用している、学校をはじめ関係機関との協働を軸にしている、などの特徴を有する21の家庭教育支援チームに依頼し、承諾を得られた19のチームにインタビュー調査を実施した。

また、人材養成に関わるインタビュー調査を2つのチームを担当する教育委員会に実施した。

3) 調査時期

平成27年10月～平成28年2月に訪問した。

4) 調査項目

以下の項目について調査を実施した。

1. 家庭教育支援チームについて
2. 訪問型家庭教育支援の体制について
3. 訪問の方法について
4. 採用・研修について
5. 事業評価について
6. 連携について
7. 訪問型家庭教育支援の課題について

なお、横浜町、寝屋川市、武雄市、H県I町のチームについては、「家庭の中での支援内容」についての情報をより多く集めることを目的に、インタビュー内容を実施過程や具体的な支援内容の実状把握に焦点化した形で調査を実施している。

2. 調査の結果

各チームのインタビュー調査の結果は、資料編に掲載した。

また、人材養成に関するインタビュー調査の結果は「VI. 人材養成」の項に記載した。

V. 総合考察

V. 総合考察

1. 訪問型家庭教育支援のスタイル

1) 訪問型家庭教育支援の類型

本調査結果から、訪問型家庭教育支援の活動のあり方は、下表が示すように、目的によって、①孤立の解消、早期発見＝すべての家庭、②不安の解消、問題の未然防止＝本人あるいは周りが気になる家庭や不安のある家庭、③課題解決、主に不登校への補助的な支援＝不登校家庭あるいは課題のある家庭、とおおむね3つのパターンに分かれた。③も決して重大な課題を抱えているのではなく、必要な場合は関係機関に紹介され連携しており、専門機関の指示のもと、何らかの支援を実施し支援全体の一部を役割として担っていた。

これらを便宜上、本調査結果として、現状を端的に表す言葉として、①全家庭訪問型、②標準型、③不登校型とした。

表1 訪問型家庭教育(家庭訪問)「目的別の3類型」と「類型ごとの活動傾向」作成:西郷泰之

	市町村数 *1	自治体 規模	主な対象	主な 申込ルート	主な 家庭訪問者	主な 援助手法	支援時間の傾向 *2	団体協働 *3	居場所の 有無
全家庭 訪問型	3	小規模	全ての児童 の家庭	教育委員会 ・学校	非専門職	情報提供 ・収集 相談	短時間型 (ドアノッキング)	(無)	無
不登校型	12	多様	不登校児の 家庭	学校・ 保護者	非専門職・ 専門職	声掛け・ 相談助言 学習支援	中時間型 (ドアノッキング) (ホームビジティング)	(無)	無
標準型	16	多様	子育て不安・ 不登校児の家庭	保護者・ 諸関係機関	非専門職	傾聴 相談助言	中・長時間型 (ホームビジティング)	(一部有)	有 (1/3強)

*1 湯浅町は全戸訪問型と総合型の両方を実施しているが全家庭訪問型としてカウントしている。

*2 短時間型とは30分程度、中時間型とは60分程度、長時間型とは90分程度以上。

*3 団体協働とは、NPO等にも実際の訪問活動を委託しているところを指す。

① 全家庭訪問型：3チーム（横浜町、湯浅町、いちき串木野市）であったが、いずれも人口は5,000人から3万人までの小規模自治体である。孤立を防ぎ、課題の早期発見、問題の未然防止にもなっている。「玄関先で声をかけるだけでも話せる人ができ、ほっとされる」などと語られるように、孤立からの脱却のきっかけとなる可能性がある。また問題に発展することがないよう、困り感を早期に発見でき、問題の未然防止となっている。また全家庭訪問であるため訪問を拒否される場合も特別に訪問が行われたという感じがないため、気軽さゆえに受け入れられる可能性も生じる。全家庭訪問のスタイルは、こういった手法で各家庭の困り感や就学後の段階における課題の発見を行えるメリットがある。

まだ全家庭訪問を実施されていないが、その方向を重要視し、乳幼児健診にうまく関連させて紹介しているチームも3チームあり、今後の可能性があると思われる。

② 標準型：16チームあり、さまざまなパターンがある。学校だけでなく、公民館や子育て支援センターなどを拠点として、気になる家庭へのアウトリーチを行う、あるいは拠点である居場所につなぐことを工夫している。非専門職である訪問型家庭教育支援員が出向き話を丁寧に聴くだけで、落ち着かれる保護者も多くあり、家庭教育支援チームとしての役割は大きい。不安の軽減や場合によっては早期に適切な機関につなぐ役割を担っている。

③ 不登校型：12チームあり、特徴はおおむね学校との関係が深いチームである。朝、迎えに出向いたり、家庭訪問しながら、子供への学習支援や興味事項への次のステップへ

と誘い込み支援を行っていた。学校や福祉機関との連携は比較的なされていた。

①は、地域性、当事者性が重要であり、③は専門性が重要になっていた（表1）。

また、これらのスタイルに関わりなく、現在、訪問を実行しているところの半数が居場所機能も有している。さまざまな保護者同士の集まりに誘うことで孤立の解消となることや居場所の機能、あるいは学習の場などを持ち合わせることで、その場がさまざまな発見の場ともなりえる。いずれにしても訪問するだけのメニューではなく、居場所等の機能を持ち合わせているとそれぞれの取り組みに相互作用が生じ有効に機能する可能性がある。

さらに、拠点となる場所や訪問型家庭教育支援員の人材では、主に教育系（学校、公民館などの場所や教員免許所持者）と社会福祉系（児童館、地域子育て支援センターなどの場所と保育含む社会福祉関係資格）に分かれていた。またスーパーバイザーやコンサルタントとして、学校教育、社会福祉、心理学等に関する専門的資格を有する者を配置することが望ましいが、おいているところが5チームであった。訪問型家庭教育支援員は、専門性が高く求められているわけではないがゆえに、抱え込まないようにフォロー体制が必要である。今後の課題であろう。

チームが自立的に資源を持ち合わせていない分、さまざまな連携会議をつくったり、チームに関わる福祉や心理、保健の関係者を増やすことによって、体制強化の工夫をしたり、フォローしたりしているところも存在した。

以上から、上記どの類型であっても、主な取り組み内容としては以下がある。

① 保護者からの相談への対応

保護者が抱える子育てや家庭教育に関する悩みや不安に耳を傾け（傾聴）、求められれば必要な助言を行う。玄関先で声をかけるだけの訪問もあるが、丁寧にしっかり聴く姿勢でいることには変わりはない。

② 保護者に対する情報提供

活動地域における子育てや家庭教育に関する様々な情報を保護者に提供する活動である。家庭教育支援チーム等による保護者を対象とした学習機会や交流の場の提供に関する情報など、活動拠点における取組の情報を提供し、保護者の参加を促すことで孤立を防ぐことを意図する取組みである。

③ 専門機関へのつなぎ

①、②の取組では対応できない専門的な対応が必要なケースについては、問題に応じた専門機関と情報を共有し、支援につなぐ。

2) 訪問型家庭教育支援の事業全体の計画立案

自治体は、家庭教育支援チームのなかの訪問型家庭教育支援の事業をどのように自治体の課題解決のために取り入れようと策定するか、計画立案する力が問われていた。さまざまな工夫を柔軟に行っている自治体が事業を展開させ利用者数も高く成功をもたらしていた。

以下に事業設計のプロセスを記載するが、そのポイントとして、①チームメンバー会議を作ること、②定例の連絡会議を開催することなど、さまざまな機関とリンクした作りこみをする事、③保護者の学習機会や交流の場である居場所などほかの複数事業と関連するように作りこむこと、④保護者にも対外的にも理解されやすいように、訪問型家庭教育支援員の立場を明確にし、要項や身分証を作成すること、⑤人材養成の仕組みを検討すること、⑥NPOに委託するなど地域の実情をよく知っている団体と協働することなど、があげられる。

以下、事業設計のプロセスを記載する。

(1) 事業計画

① 自治体の課題分析から目標設定へ

まずは事業設置者が、都道府県単位であれば、その自治体内の市町村自治体の課題を見極めたいうで、全体としての課題整理を行い、目標設定を行う。そして、この課題分析や目標設定の突き合わせを市町村自治体で行う。このすり合わせが十分行われていないと都道府県と市町村はミスマッチとなる可能性がある。その上で、同様に各市町村自治体も自分たち自治体の課題分析とともに目標設定を行うが、より成果が見えるような目標、実現可能な目標を設定する。

② 計画策定

課題分析に基づいた目標から、都道府県自治体は、市町村のことも視野に入れて、総合して課題を明確化し、事業計画を策定する。市町村自治体は、立てた目標に沿った計画を自治体にとって無理のない形で策定する。計画策定段階において、訪問型家庭教育支援という単独事業で考えるだけではなく、居場所などの機能とリンクさせたり、家庭訪問だけで完結するのではなく、学校や関係機関とつながるような計画を当初から作っておくとのちの発展が可能となりやすい。その方法は連絡会議を定例で開催するなどがある。

③ 事業計画の実行

先に述べたように事業計画を策定する立場では、例えば居場所事業のようにほかの事業とともに支援を実行することも検討する。また支援が機能していくために、策定した学校や関係機関とつながる連絡会議などを丁寧に実行する必要がある。事業計画には、V-3「家庭内での支援」で述べていく訪問型家庭教育支援そのものの事業設計以外に、以下の内容が織り込まれる必要がある。

あ) 訪問型家庭教育支援員の資質

- ・ 個別課題に対応できる専門的知見やスキル
- ・ 人材育成方策（研修カリキュラム）
- ・ 活動の安全確保と人材の質の保障

い) チームの組織体制と任務・役割の確定

- ・ 対外的にも訪問型家庭教育支援員やチーム員の役割分担の明確化

う) 他事業との連携した仕組み作り

- ・ 居場所とともに実施
- ・ 福祉系の事業とともに実施

え) 自治体全体での仕組み作り

- ・ 家庭教育支援チーム内での連絡会議
- ・ 学校や関係機関などと連絡会の開催

以上、事業計画は、事業のみを実施すればいいのではなく、事業が効果をもたらすために事前準備から効果の波及まで含めて、広く計画を策定する。

④ モニタリング

うまくいかなかった場合は、その原因の解明や見直し、計画を修正することをいう。課題分析に原因がある、あるいは計画、実行に、あるいは市町村自治体とのすり合わせに何かが存在するのか、など分析を行う。見直し、修正し、改良し、を繰り返すことで計画の実行がスムーズになり、目標達成も実感できるようになる。事業の認知が広がり、事業の価値が広がるようになる。

⑤ 事業評価

最後に、当初立てた事業の目標がうまくいったのか、どうだったのか、不登校数や孤立の軽減など目標設定時に挙げた目標値もピックアップして確認する。量的にも質的にも事業評価を行い、次に生かしていく。

(2) 支援の基本

上記の事業設計があって、そこで作られた事業のなかの家庭訪問の支援そのもののことである。支援の基本は、調査結果から、ソーシャルワークのプロセスを参考に記述する。必ずしも以下があてはまらないこともある。詳細な支援プロセスは、V-3「家庭内での支援」で紹介する。1つの重要点は単独で行うのではなく、必ずチームで進めることである。そのためにチーム会議を定例で行うことも重要である。

① 問題の発見

- ・居場所があつたり全家庭訪問型であれば自分たちが直接、発見することもあるが、教師や保育士など日常的に家庭や子供を見ている専門職の依頼から課題を把握することもある。

② 情報収集・アセスメント段階

- ・困っていることの状況把握と情報収集を行う。
- ・個人情報の取り扱いに注意する。＝要項等の必要性がある。
- ・個別課題に応じたアセスメントとアセスメントに応じた効果的支援計画を立案する。

③ 支援の実行＝家庭訪問段階

- ・プランの1つとしての家庭訪問を決定する。
- ・初回訪問時の訪問型家庭教育支援員を選定し、訪問体制を決定する。
- ・訪問後の情報共有と次回の対応方針を決定する。
- ・必要な機関を紹介し、協働で取り組む。

④ 事後評価

- ・チーム内の検討会や他機関との連絡会においてケース検討を行う。

⑤ モニタリング段階

- ・活動計画終了の評価方法や関係機関へのつなぎを決定する。＝連絡会があるとつなぎやすい。
- ・今後の対応方針を決定する。

⑥ 事業評価

- ・訪問型家庭教育で設定した目標がどの程度、達成されたか、どこに課題があつたかの事業評価を関係者と共に行う。
- ・次の目標を設定する。

(3) 訪問支援に関する規定

家庭訪問を実施して支援を行うとすると、必ずしも専門的な支援を行うものではなくても、家庭や関係機関とのトラブルを防止し、また訪問型家庭教育支援員自らトラブルに巻き込まれないようにするために、例えば、身分や権限、責務に関する規定、名刺、身分証、が必要になってくる。守秘義務や個人情報の取り扱い、不必要な情報提供の抑制、相手から話を聴く姿勢、話を聴く時間や支援の期間、個別問題のあつたときの対応の仕方、など明記した要項や規定、約束事などをオリジナルに策定する方が望ましい。以下、参考までに例を掲載する。

内部的にも方針やルール作り、訪問型家庭教育支援員同士の定例的な集まりにおける研修やスーパービジョンなど質の向上を考慮する必要がある。

(参考資料)

□ 湯浅町「家庭教育支援充実事業実施要項」(抜粋)

1 趣旨

核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。そこで、身近な地域において子育て経験者や専門家等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、子育てに関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かい家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を充実させていくことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 湯浅町家庭教育支援充実運営協議会の設置

湯浅町における家庭教育支援の推進を図るため、学校や関係団体等との連携・協力の推進、家庭教育支援のニーズ把握、行政部局や関係機関・団体等の関連事業及び人的・組織的リソースの把握など、本事業を推進するための方針作成や評価を行う。

(2) 家庭教育支援チームの活動

スクールソーシャルワーカーや民生児童委員、母子推進委員、元学校園所従事者、子育て経験者等の地域人材から構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や学校、企業等を訪問して家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応を行う。

3 事業実施機関

湯浅町教育委員会 湯浅町

4 事業の実施方法

(1) 湯浅町家庭教育支援充実運営協議会について

①構成メンバー・・・教育長(協議会会長)、学校長代表2名(協議会副会長)、保育所又は幼稚園代表、民生児童委員、母子保健関係者、家庭教育支援チーム代表、(町)健康福祉課児童係、教育委員会担当者等

②会の運営・・・湯浅町における家庭教育の課題について検証し、効果的な家庭教育支援のための取組の普及・促進を行う。年2～3回開催予定

(2) 家庭教育支援チームについて

①構成メンバー・・・SSW、子育てサポートリーダー、民生児童委員、母子保健推進委員、元学校教職員、元保育所職員、保護司、栄養士、地域ボランティア活動従事者、地域住民、その他

②活動内容

ア 保護者への家庭訪問などによる相談対応

・学校、保護者、地域、関係機関等からの依頼に対する対応

イ 家庭教育情報誌作成・配布による啓発活動

・全戸配布、学校箇所の保護者への配布、家庭訪問配布

ウ 保護者が集まる様々な場での学習機会の提供

・学校・保育所・幼稚園行事(授業参観等)、公民館活動、事業所、交流ひろば等

エ 学校及び地域からの情報収集

・学校訪問、地域の拠点訪問

オ 家庭教育支援員の研修

・家庭教育に関する講座等の受講

③身分と責務

本事業における4(1)及び(2)の組織は、子どもや家庭の個人情報を取り扱うため、「湯浅町要保護児童対策地域協議会」の実務機関の一つとする。また、4(1)及び(2)の組織の構成員には湯浅町要保護児童対策地域協議会の実務者と同様の責務を課すものとする。

□ 湯浅町「訪問支援の約束事」(構成)

(http://yuasa.ed.jp/publics/index/27/&anchor_link=page27)

- ・訪問支援者としての自覚をもちましょう
(個人情報の保護、訪問する目的)
- ・訪問支援の準備をしましょう
(身分証明、訪問の案内、緊急時の連絡先、訪問先の把握)
- ・さあ、家庭訪問です
(自己紹介、支援は相談を受けてから、相手の話を聴き続ける姿勢で、訪問時答えは出さなくてもよい)
- ・家庭訪問の後で
(訪問後の報告、支援方針の検討)
- ・訪問支援Q&A



(相談記録の様式例)

相談記録

支援員名()

平成 年 月 日()	氏名 (男・女)	学校
		年 組
内容【新規相談・継続(回目)雑談】 【母・父・祖母・祖父・その他()】		
保護者の要望		
今後の対応		
特記事項		

(4) 他機関につながる仕組み

調査結果では、3分の1のチームが何らかの連絡会を持っていた。以下の参考例も調査先から得たものであるが、機能していくポイントになっているように見受けられた。

① 拠点場所として学校、公民館のみならず社会福祉施設・機関を視野に入れる

家庭教育支援チームや訪問型家庭教育支援員の、社会福祉関連制度の理解が深まり、制度の活用がしやすくなる。アプローチ方法も教育分野に持ち得なかった生活の視点によるノウハウが伝わり、対応方法が広がるメリットが生じる(参考資料1)。

② 教育(学校教育、生涯学習)、福祉、保健の定例連絡会議を開催する

定例連絡会を開催することで、それぞれの機関の特徴や違いが明確になり、補い合う戦略が立てやすくなる。また、お互いが共通認識に立て動きやすくなる。ただし、会議体が形骸化しないために、年度当初には定例会議の目標や意義を明確化する必要がある(参考資料2)。

③ 発見のためのスクリーニング会議を実施(全家庭訪問)

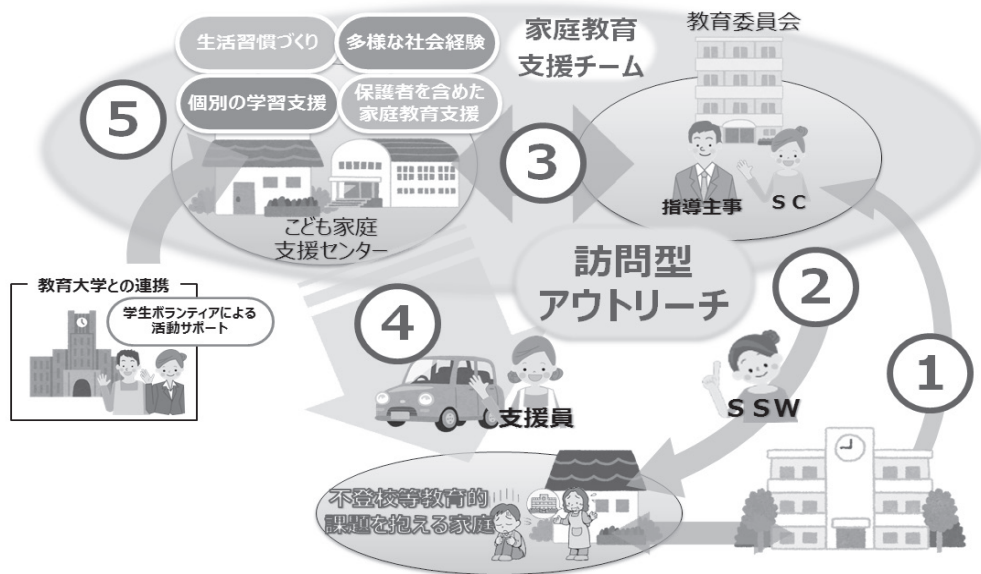
乳幼児期は、保健部門における健診によって、気になる家庭や不安のある家庭がピックアップされるようスクリーニングがなされている。しかし、学齢児には明確なその機能はない。教育委員会部門に存在する訪問型家庭教育支援の対象が、全家庭訪問を実施した場合、学齢児においてもさまざまな気になる、あるいは課題のある家庭を発見したり、対応が可能になる。このことは非行や不登校、児童虐待などのように問題が大きくなる前に家庭の把握ができたり、支援につながることができるなど、問題の未然防止の意義がある。家庭教育支援チームのみならず、当該家庭を知る教員や関係者によるスクリーニング会議を定例で実施することができると訪問型家庭教育支援員が孤立せずに学校とつながった支援に展開することができる(参考資料3)。

(参考資料) (平成27年度全国家庭教育支援研究協議会資料から)

1) 北海道釧路市「教育と福祉の連携によるアプローチ」

家庭教育支援チームの拠点が社会福祉法人であるこども家庭支援センター（法律でいう児童家庭支援センター）内にあり、母子福祉などと事務所の場所を同じくし、不登校の学習支援の場でもあり、スクールソーシャルワーカーが訪問型家庭教育支援員を担っているため、福祉や教育支援センターと日常的な連携が行いやすく、家庭教育支援チームも含め、多機能を所持した支援の形になっている。

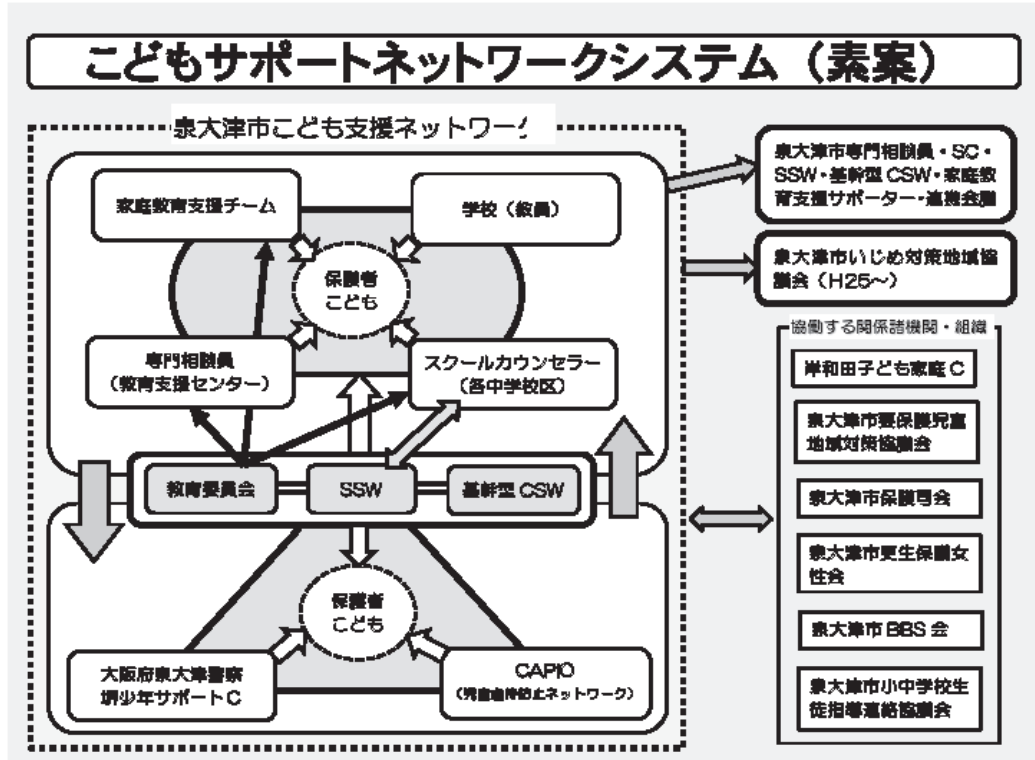
ファースト・ステップ®・プログラム事業



(参考資料) (平成27年度全国家庭教育支援研究協議会資料から)

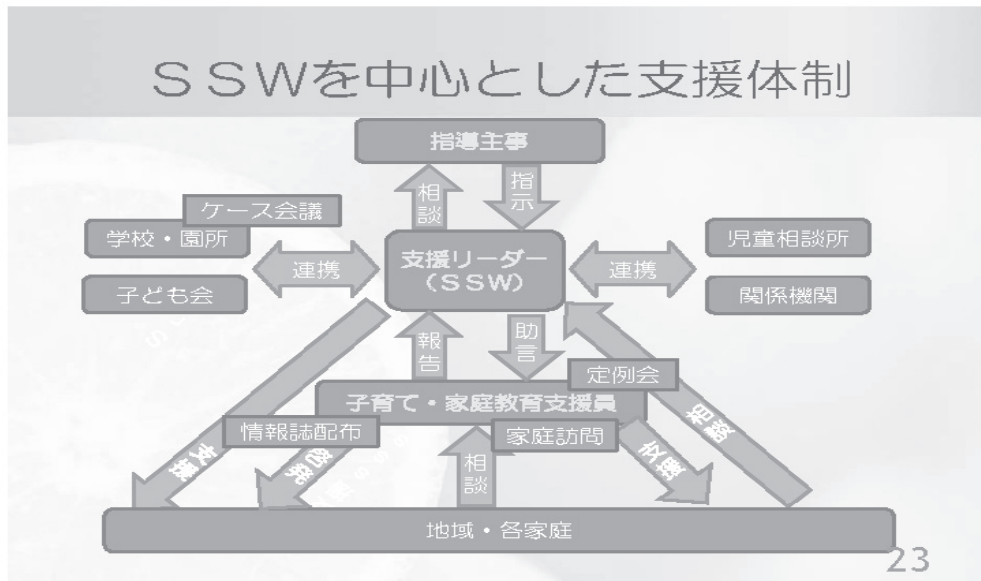
2) 大阪府泉大津市「こどもサポートネットワークシステム (素案)」

生徒指導課が家庭教育を所管していたために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとリンクさせたプランを作りやすく、他機関とも連携しやすい。専門相談員、要保護児童対策地域協議会事務局との連絡会やサポーター会議にコミュニティソーシャルワーカーが参加するなど連携のもとになる連絡会を仕組みに入れている。



3) 和歌山県湯浅町「スクールソーシャルワーカー (SSW) を中心とした支援体制」

家庭教育支援チームのリーダーにSSWが入り、情報誌の全戸配布、乳幼児期からの連続の中で全家庭訪問を実施している。



2. 家庭教育支援チームが持つ資源（活動拠点、集う場所）を活用した支援

1) 「場」となり得る施設・事業等

家庭教育支援の活動拠点¹⁾としては、これまでも公民館、小学校、幼稚園、保育所、子育て支援センターなどの多様な実践例が紹介されており、それら施設において定期的な開催される子育てサロンなどの活動も、拠点的な役割を果たすことが示唆されてきた。また、こうした「場」を活用した取組の内容としては、子育てに関する相談、情報提供、講座等があり、親子の交流、世代を超えた地域交流なども報告されている。

今回の調査では、単純集計結果において示したように、調査に回答した37自治体41チームのうち24チームが「活動拠点を持っている」と回答しており、6割弱が「保護者やその子供が直接集うための恒常的な拠点」を有していることが明らかになった。また、拠点となる「場」については多い順に「地域の子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てサロン等）」「公民館」「小学校」となっており、他方、少数ではあるが保育所や児童館などを活動拠点とする自治体もある。

下表は、訪問型家庭教育支援において活用可能な「場」をまとめたものである。表中に記載した施設・事業は、他の学校種、児童福祉施設、社会教育施設等と比べて設置数が多く、普段から子供が利用したり地域の行事等で利用したりする機会があるため、地域住民にとってはより身近に感じられる存在であるといえる。

表 訪問型家庭教育支援において活用可能な「場」

	おもな対象年齢	
	就学前（乳幼児）	就学後（小学生以降）
活動拠点	地域子育て支援拠点事業（6,538カ所） 保育所（24,509カ所） 幼稚園（12,905カ所） 子育てサロン、子育てサークル等	小学校（20,852カ所） 中学校（10,557カ所）
	公民館（15,399カ所）	児童館（4,598カ所）

注)

- ・幼稚園・小学校・中学校の設置数（カ所）は「平成26年度学校基本調査」に基づく。保育所、児童館については「平成26年社会福祉施設等調査」の基本票調査に基づく数値。
- ・地域子育て支援拠点事業は平成26年の厚生労働省少子化対策企画室（現：少子化総合対策室）調べ。
- ・公民館については「平成23年度社会教育調査」に基づく。
- ・子育てサロン、子育てサークルの実施カ所数は不明。

公民館、幼稚園、保育所、児童館などにおいて定期的な開催される「子育てサロン」「子育てサークル」などの取組も、保護者やその子供にとって身近な「場」となり得る。なお、今回の調査では、幼稚園や中学校を活動拠点とする自治体の報告はなかったが、先の施設・事業と同様に設置数も多く、日々子供が利用するだけでなく、子育て家庭への支援に取り組む場合もあることを考慮して表中に加えた。

今回、インタビュー調査の対象となった家庭教育支援チームの例では、小学校を拠点として日頃から保護者の相談に応じたり、保育所や児童館で子育てサロンを開催するなどの地域に対して開かれた取組が、訪問支援に結びつく「エントリー（入口）」となっていた。つまり、保護者やその子供にとって身近な地域の中に、地域に開かれた支援の「場」を有することが、訪問支援への導入の可能性を高めるのである。

2) 「場」を活用した支援のメリット

先述のように、訪問型家庭教育支援において「場」を活用するメリットは、地域に開かれた支援の「場」が、訪問支援に結びつくエントリーにもなることである。たとえば、親子が集う子育て支援の拠点においては、支援者が、保護者との日常的な会話を通して子育ての悩みを把握したり、親子の様子を直接的に観察したりしながら、個別の訪問支援の必要性を判断することができる。

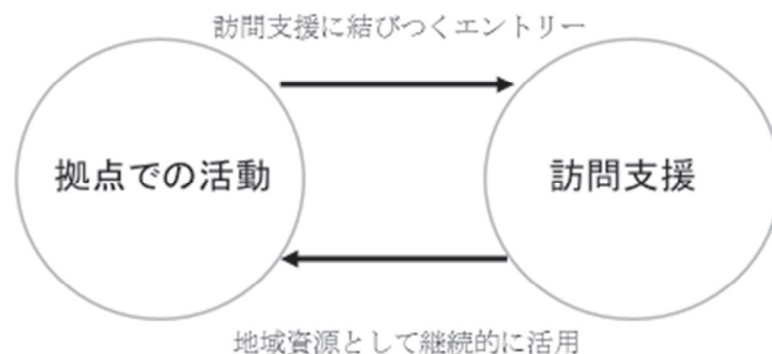
平成16年に出された『家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について（報告）』では「子育て支援団体では、子育て中の親のニーズを直接的に把握し、それに即した支援に取り組みやすい」と示唆されている。また、「家庭教育に関する相談に応じる上では、子育て中の親との日常的で気軽な人間関係を構築して、個別具体的な状況に即して継続的に対応しなければならない場合が多いが、子育て中の親との日頃からの人間関係を基盤とする団体では取り組みやすい」とも述べられている²⁾。

今回のインタビュー調査では、日頃から「場」の取組を通して保護者との関係形成に努める家庭教育支援チームでは、保護者側から直接的に家庭訪問の依頼を受けたり、支援者側から訪問を提案した場合に保護者の抵抗感を軽減できるなどの効果が見いだされた。また、小学校や地域子育て支援拠点などとの連携により、それらを訪問先の選択肢として保護者に示し、家庭以外の「場」も活用して面談を行うなど、家庭を開くことに抵抗感が強い保護者への接近方法についても工夫が見られた。

訪問に対する保護者側の抵抗感を軽減し、いかにして信頼関係を形成するかが、これまでも訪問型支援における課題とされてきた。たとえば、「訪問を受ける家庭等から訪問する者が信頼されるようになるには、長い年月をかけて信頼醸成に努めているのが通例」「初めて取り組んだ地域からはすぐに成果を出すのは難しいとの声が多数聞かれた」³⁾との報告もある。これに対して今回の調査では、地域に開かれた「場」において日頃から保護者との関係形成に努めたり、保護者の意向を尊重しつつ家庭以外の訪問先の選択肢を用意したりすることが、訪問型支援への導入の可能性を高める一方法となり得ることが示された。

他方、事前に「場」を利用していなかった保護者の場合でも、家庭訪問をきっかけに、訪問型家庭教育支援員の働きかけによって、子育てサロンなどの利用につながった例が報告されている。つまり、「拠点での活動から訪問支援に」結びつくだけでなく、「訪問支援から拠点での活動に」という双方向の関係を軸にして、活動拠点が保護者にとって継続的に利用できる地域資源となり、支援の可能性を広げていけることが「場」を有する利点であるといえる（図参照）。

図 「場」の活動と訪問支援の関係性



また、訪問支援に結びつくエントリーとしては、支援チームが持つ活動拠点以外にも、

乳幼児健診のように多くの保護者が集まる「場」を活用することが効果的な手段となり得ることが、インタビュー調査の実例を通して示されている。ただしこの場合も、健診の場にチーム員が出向き、保護者と直接顔を合わせ、丁寧な説明を行った上で個別に訪問の意向を聴き取るなど、細やかな対応が行われている点に注目すべきである。

3) 地域資源との連携

家庭教育支援については、孤立しがちな家庭等に支援を届ける取組が必要とされており、その推進のためには孤立防止のためのつながりづくりや、困難な課題を持つ家庭への支援に際して専門機関・団体との連携の重要性が指摘されている⁴⁾。

既述の単純集計結果に示したように、訪問型家庭教育支援に取り組む自治体（31支援チーム）の場合、主な連携先としては学校・保育所、教育委員会、保健福祉部局、地域の子育て支援拠点などが挙げられる。また、「今後連携が必要と感じている機関」については、保健福祉部局が最も多く（11チーム）、次いで要保護児童対策地域協議会（8チーム）となっている。

訪問型家庭教育支援は、孤立しがちな、支援が届きにくい家庭を対象とするだけに、家庭が抱える困難な課題に突き当たる場合が少なくない。学校や保健福祉部局、福祉機関・団体等との連携は重要であるが、今回のインタビュー調査では、行政内での支援チームの位置づけの低さに加え、個人情報保護の問題もあり、関係機関との情報共有や連携が難しいとの指摘もあった。

地域人材を生かした家庭教育支援チームでは、悩みを持つ保護者に対して同じ地域住民として水平・対等な関係を築き、傾聴に努め、必要に応じて地域資源を紹介するなどの柔軟な取組が可能である。こうした支援チームの強みを行政内や関係機関の間で認識し、保健・福祉・教育等の専門職との役割分担を明確にしつつ、一層の連携を進めていくことが課題である。その際、守秘義務や個人情報の扱いについては、関係機関と支援チームの間で共通のルールを決めておくなど、情報共有を円滑に行うための工夫も必要になるだろう。

また、支援チームが活動拠点を持っていない場合でも、「場」を持つ他の子育て支援団体との連携を図り、日頃から地域の子育て支援活動に参加することによって、保護者との関係形成に努めることが望ましい。さらに、家庭を開くことに抵抗感が強い保護者へのアプローチとして、家庭以外に、子供が通う「場」を訪問先の選択肢とする場合も想定し、普段から学校や保育所等との関係づくりに努めることも重要であろう。

注)

- 1) 本稿でいう「活動拠点」とは、事務所機能を担う機関・施設ではなく、保護者やその子供が直接集う場や、相談に訪れることができるなどの支援機能を有する場所を指す。
- 2) 家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会（2004）『家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について（報告）』文部科学省。
- 3) 服部真樹（2011）「国の家庭教育支援施策 —その現状と課題—」『社会教育』66(5), 40-47.
- 4) 家庭教育の推進に関する検討委員会（2012）『つながりが創る豊かな家庭教育 —親子が元気になる家庭教育支援を目指して—』文部科学省。

3. 家庭内での支援

ソーシャルワークの枠組みを踏まえると、家庭の中での支援をよりよく実施するためには、実際家庭の中で直接支援を行う「訪問型家庭訪問支援員」とともに、「コーディネーター」「コンサルタントまたはスーパーバイザー」の3者の存在が重要となる。本考察では、訪問型家庭教育支援員のみならず、この3者の役割分担・連携による支援枠組みを重視してまとめることとする。

また、文部科学省学校基本調査や児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、2014年度は不登校の継続が約6,000人減った一方、新規が約6,000人増え新規不登校割合が過去最高になった。不登校問題への対応が成果を上げている一方、未然防止が大きな課題となっている。V-1「訪問型家庭教育支援のスタイル」で整理したように、支援方法の類型としての3つの類型があるが、ここでは多様な悩みを持つ子育て家庭への問題発生の未然防止も含め、予防的・総合的な支援を行う標準型を基本に、不登校型・全家庭訪問型も意識しながら考察することとしたい。

1) 家庭内での支援のための実施体制

活動の持続可能性を高めるために、橋本市などのように事業開始当初から支援チームメンバーの参画を保障し、運営も自主的に行われるなど、主体的な活動を保障し行政と協働しているところは少なくない。こうした自主性・主体性の確保が安定した事業実施のための大前提となる。

支援のため留意しなければならない点としては、ニーズの発見＝訪問支援の必要な家庭との出会いが重要である。西予市はニーズの発見・把握が的確にできているのかという課題意識を明確に持っている。そもそも情報や支援が届きにくい家庭が訪問支援の対象となっていることからニーズの発見は困難を極める。その課題の存在を浮き彫りにしたのが西予市の報告である。ニーズの発見のためには、湯浅町・いちき串木野市・横浜町などの全家庭訪問などの取り組みとともに、武雄市や笠置町、寝屋川市、A県B市など学校、保健師、子育てサロンや拠点など関係機関から保護者にPRしてもらったり、要支援家庭を紹介してもらったりすることが極めて重要となっている。そのためにも、地域の関係機関（教育委員会、学校、保健・福祉部局・機関、子育て支援団体等）による協議会をつくり、家庭教育支援チームの活動をバックアップする仕組みも考えておかななくてはならない。

また、支援チームとして子育てサロンを運営したり、広報紙を配布したりするなどしてニーズの発見に努めるなどの取り組みも見られた。また、笠置町のように例え公民館や子育て支援センター等に来ている保護者でもママ友には話せない話もあるということから、訪問支援を利用する場合も出てくることのある事実留意しておかななくてはならない。

一方、的確で安心・安全のための支援のためには、実際に家庭を訪問する訪問型家庭教育支援員だけでは不十分で、「支援員のための支援者」を配置することが望まれる。それは先にも述べた通り、通常は「コーディネーター」の配置である。また、必要に応じてより専門的な見地からの支援・助言を受けられるよう、専門的な助言をする相談役（コンサルタントまたはスーパーバイザー）としての役割を持つ人の確保も肝要となる。この3者の存在は、ほとんどすべての事例で見取れた。コーディネーターや、コンサルタントまたはスーパーバイザーの肩書きを持った人はいなくとも、その役割を果たす人材は必ず存在している。

なお、C県D市E小学校はこうした実施体制をはじめからきちんと整備するのではなく、漸進的に整備して行くなどの手法を取っている。できるところから始めて改善の努力を継続するという実践形式は興味深い。

最後に、訪問支援の目的だが標準型・全家庭訪問型では、ほとんどが発生予防・早期発

見が中心となっていた。橋本市や武雄市は、目的をより明確に設定している点が特筆される。自己肯定感を回復することで心の健康度を上げ、様々な子育て上の課題に対応するため土台を作ることに力を入れていた。

不登校型の場合は重度化の予防と回復が主な目的となっていた。困難ケースへの支援も含まれることから、訪問型家庭教育支援員はスクールソーシャルワーカーやカウンセラーなどの専門職が担当したり、非専門職の場合は専門職とのチームアプローチの中で役割分担をして役割を限定し明確にしたりするなどの工夫をしている。

2) 訪問前の準備

(1) 記録様式やシステムについて

寝屋川市・湯浅町・橋本市・いちき串木野市・箕面市・泉大津市・門真市・釧路市・A県B市等は訪問支援のそれぞれの段階ごとに使う記録等書類の様式を定めていた。また湯浅町・橋本市・門真市などのように訪問支援のためのマニュアル等を作成し、チームの内外に明示しておくことも必要となる。今回の文部科学省「訪問型家庭教育支援に関する調査報告」2016.3（以下調査報告と略す）では、訪問型家庭教育支援事業実施自治体の25%が手引書的なものを作成している。

家庭訪問のためのシステムだが、現実には力量のある訪問型家庭教育支援員が配置されていることで訪問支援上の問題は発生していないが、個人の力量頼みでなく、アセスメント、情報共有や支援計画、家庭内での支援内容の検討・振り返りなどのシステムを確立している自治体はまだ少ない。

(2) コーディネーターの役割

○ 申し込み受付の段階

家庭や子供の問題が深刻であり、訪問型家庭教育支援員による支援が適切ではないと判断された場合は、専門機関等につなぐ仕組みを作っているところは橋本市をはじめとして少なくない。また、笠置町、A県B市など申し込み受付窓口を、意図的に行政や学校からの直接的な関与が少ない出先機関の子育て支援センターや出張サロンなどとし、利用のための敷居を低くするなどの取り組みも注目される。調査報告によると地域の親子の居場所づくりをしている家庭教育支援チームは46%に上る。

○ ニーズ把握の段階

家庭訪問前にはコーディネーターが、当該家庭の保護者や子供のニーズや課題の把握、強みや意向の確認・整理を行なっている。

○ 支援計画の策定

これらが終わると支援の方向性（支援計画）をまとめる。ただ、支援計画として文章化していないところも少なくない。また、支援計画策定の段階で、西予市では保護者にも参加してもらうなど積極的な取り組みをしている。

○ 訪問型家庭教育支援員の決定・支援の内容の打ち合わせ

計画がまとまれば、訪問型家庭教育支援員と家庭の概況（ニーズ・課題、強み・意向など）と支援の方向性（支援計画）の説明や、支援内容など支援のための打ち合わせを行う場合が多い。なお、湯浅町やいちき串木野市・横浜町など全家庭訪問を実施する場合は、訪問目的の確認と訪問体制・時期・報告様式の確認が、訪問前の業務となる。

(3) 訪問型家庭教育支援員の性格・役割

○ 「近所のおばちゃん（おじちゃん）」として

調査報告によると66%の訪問型家庭教育支援事業実施地域では非専門職の訪問となっている。特に標準型の多くが専門家ではなく非専門家の「近所のおばちゃん（おじちゃん）」

「普通のおばちゃん」として、例え専門的な資格があっても、当事者性の高い気軽な関係の中で支援をするように心がけているところが多い。不登校型の場合は専門職が訪問する割合が増える。調査報告では、主な支援内容としては傾聴が100%、子育て不安や悩みについての相談が84%、子供との遊び方関わり方の助言が66%となっている。

(4) その他の留意点

調査報告によると、コンサルタントまたはスーパーバイザーの配置は16%と少ないが、特に配慮が必要な家庭や子供の場合は、事前にこうした役割を持つ人に相談をしておくことは行われている。

相談役となる人は、行政機関にいる保健師やソーシャルワーカー、カウンセラーとともに、必要に応じて外部の機関や団体に所属する専門家に協力を頼むこともあるようだ。

1名体制で家庭を訪問する方式と、2名体制で家庭訪問する方式とがある。訪問を受ける保護者が気楽に話せることが大切であることから、軽微な子育て不安等には1名での訪問が望ましい。しかし、2名で訪問するところは、訪問の際保護者対応役と子ども対応役の役割分担をしていたり、危険防止のためであったり、会話に客観性を持たせるためであったりがその理由である。家庭の状況に対応した対応も必要のようだ。

3) 家庭内で活用される援助技術

(1) 基本的な援助技術としての傾聴と情報提供

ここではBarbara Hanna Wasikほか¹⁾の枠組みを使い考察を進めることとしたい。

支援のための援助技術で最も大切なものは、親や子との信頼や援助関係をつくるための「傾聴」である。橋本市のように「指導せず、評価せず、頑張れと言わず、寄り添う」ことや、いちき串木野市のように「頑張りをほめる」ことなどを大切にしている。そして地域の家庭教育や子育てに関する情報提供も行っている。

その他「観察」や親や子供の理解や支援を促進するための情報収集＝「調査」、そして、具体的な行動を提案したり、励ましたりする「きっかけの提供」、子供の教育・躾・子供のケアなどを日常会話の中で押しつけにならないように行う「助言・指導」などが使われている。

数は少ないが、専門家による訪問支援の場合は、保護者のカウンセリング、ケアパッケージの作成、機関間連携、ソーシャルワークなども行われることもあるようだ。

(2) 具体的な援助技法

家庭の中で使う具体的な技法としては、子育てや家事について実際やって見せることなどのモデリング、家庭教育に関する他人の例を紹介し保護者の自主的な判断で選択してもらうことなどが主に活用されていた。

4) 家庭内での支援の展開過程

訪問支援の展開過程では、下記の点に留意しているところが多い。

(1) 支援の開始期

傾聴を基本にしながら信頼関係をつくることと、支援のための適切な情報収集、そして支援方針・計画を立てることを重視している。

(2) 展開期

支援期間中に支援課題が変わることもあるので、適宜支援のための情報収集すること（モニタリング）が行われている。

支援期間中、新たな課題が発生するなどすると、関係機関と連携・紹介なども行うこともある。その際、保健福祉部局との連携が重要となるが、まだ不十分なので今後より密接

な連携を図りたいとする地域は調査報告によると46%と多い。

(3) 移行期・終結

訪問家庭と終了の意義の確認を訪問家庭と訪問型家庭教育支援員、コーディネーターの三者で行う。訪問が終了した後、支援内容・方法について訪問型家庭教育支援員、コーディネーターで振り返りを行えるとその後の支援に生かせるが、今回の調査からはこうした取り組みは見られなかった。

ただ、武雄市・寝屋川市・箕面市・笠置町・橋本市等は家庭訪問支援により心の健康度が上がってきたら、他の教育や子育てに関する地域資源の活用につなげるという明確な支援方針を持って実践に取り組んでいた。

5) 毎回の訪問の手続きや手順

毎回の訪問の基本的な手続きや手順は、多くは下記のフローとなっている。

- ① 訪問の目的・計画・体制・日時・場所・支援内容・支援記録等様式類、そして訪問のためのルールの確認
- ② 持ち物（携帯電話や身分証明書、不在時用のメモなど）や、適切な服装やマナー（遅刻しない・大きな声を出さないなど）の確認
不在時用としては、いちき串木野市のように子育て相談に関する意向アンケートや、湯浅町のように子育て情報の入っているパンフレットなどを投函するケースもある。
- ③ 家庭訪問直前の打ち合わせ 支援内容と場所・到着時刻の確認
- ④ 訪問後の支援内容の振り返り
- ⑤ 行政機関等への支援内容の報告
- ⑥ 必要に応じた訪問型家庭教育支援員への助言や他機関への紹介（コーディネーターなどが担当）
- ⑦ 必要に応じてケース検討会議の開催

6) 事故やトラブルの予防と対応の基本

事故には家庭への往復途上の事故や、家庭内での事故・トラブルがある。事故やトラブルへの対応の基本は予防となる。

往復途上の事故や、家庭内での事故に備えて保険加入をしているところが多い。無償で訪問支援を行っている場合はボランティア保険などへの加入をしている。特に、自動車で移動する場合は取りわけ事故が発生した際のことを考えた配慮がされている。

訪問家庭内での事故・トラブル、例えば故意にでは無く物を壊したり、メガネなどを壊されたりすることもある。飼い犬に噛まれたりすることもある。

こうした家庭内外での事故・トラブルが起こらないよう、または起こった際の対応などを事前に想定して対応策を取っているところもあるが、不十分な地域も見られた。

また、個人情報の取り扱いや守秘義務、虐待通告に関してだが、家庭を訪問するチーム員などの責任の明確化を図り、個人情報やプライバシーの保護をより確実なものとするとともに、より適切な虐待通告も可能となるような取り組みが期待されている。

注)

- 1) Barbara Hanna Wasik ; Home Visiting: Procedures for Helping Families 2000
Terry Eisenberg Carrilio; Home-Visiting Strategies: A Case-Management Guide for Caregivers (Social Problems and Social Issues) 2007
ケビン・ブラウンほか著、上野昌江・山田和子訳『子ども虐待予防「CAREプログラム」』明石書房、2012
西郷泰之ほか『家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」実践ガイド』明石書店、2014

4. 今後の課題

訪問型家庭教育支援、とりわけ今回は家庭訪問支援（ホームビジティング）に焦点化して調査を進めた。子供や家庭の悩みや不安解決支援のため、地方自治体が家庭訪問による支援に求めている機能としては、訪問型家庭教育支援員が問題解決することより、不安や悩みへ耳を傾ける等すること、地域資源（地域の関係機関や支援サービス）につなぐこと、支援が必要な家庭の情報収集の3本柱に重点が置かれている。こうした機能をより確実に担い、安心・安全な実践を進めるための課題を下記5点（13項目）にまとめた。これまで述べて来たもののなかから主なものを抽出し再整理したものである。

1) 課題認識の醸成から計画立案

行政が、自治体の課題を分析し、何をどうしていくべきか方向性をしっかり検討し計画する必要がある。その際、事業自体を単独事業で考えるだけではなく、保護者に対する学習機会の提供や、親子の交流の場となる居場所づくりの事業など、他の家庭教育支援の事業との連携を考えることが重要である。また、1つの事業を単独組織で行うだけではなく、学校、保健・福祉などの関係機関との連携や協働を視野に入れることも重要である。現代の複雑な課題に対応するには、こういった協働する仕組みを作ることによって変化の可能性が生じる。つまり学校や関係機関、学校支援地域本部との連絡会などを明確に置くことなども計画立案からイメージしておくべきである。対外的にチームの役割や仕事がわかりやすくなるよう、さまざまな考慮をして計画を立案することが重要である。

2) 活動主体の形成

訪問型家庭教育支援については、行政がその必要性を感じているだけでは十分ではない。行政と協働する地域住民自身がその必要性をよく理解し、地域の教育課題に取り組んでいく姿勢を育成していく仕掛けを作ることが極めて肝要となる。換言すると、地域の教育課題に取り組んでいく主体形成が欠く事のできないポイントとなる。そのためには、行政は開いて、地域の教育課題とともに把握・理解し、活動の企画段階から地域住民に参画してもらうことが大切である。また行政がチームの運営を丸抱えするのではなく、住民としての主体性を保障・促進するような配慮とともに、家庭教育支援チームを自主的な団体として立ち上げ行政と協働する存在として位置づけるなどの工夫も必要となる。

さらに、チームが主体的になり、対応する保護者を対等な存在として尊重することで支援される保護者が主体的になりいずれ支援する方になるという好循環が生まれる。

3) 家庭訪問支援の必要な家庭と出会う仕組みづくり

孤立している子育て家庭への訪問支援であることから、待ちの姿勢だけでは支援が必要な家庭とは出会うことは困難である。全家庭訪問を行ったり、保健所や学校など全数把握している機関とつながることである。公民館、学校、就学時健診、保健師、乳幼児健診、子育てサロンや地域子育て支援拠点などで保護者との信頼関係を作ったり、こうした機関から支援対象家庭の依頼を受けたりすることが極めて重要な課題となっている。地域の関係機関（教育委員会、学校、保健・福祉部局・機関、子育て支援団体等）で構成する協議会をつくり、家庭教育支援チームの活動をバックアップする仕組みづくりも求められよう。

4) 家庭訪問支援の方法に関して

(1) 記録様式やシステム・手引書の整備

誰もが事業を理解し、支援を円滑にし、活用しやすくなるために、事業の指針となる

ような手引等の作成とともに、記録様式の整備を行うことが課題である。

(2) コーディネーターの配置

よりの確で安心・安全な支援のためには、「支援員のための支援者」（＝コーディネーター）を配置することが望まれる。特に学齢期の家庭訪問支援は、孤立しがちな、支援が届きにくい家庭を対象とするだけに、家庭が抱える困難な課題に突き当たる場合が少なくない。困難ケースは、行政や教育委員会の専門家が支援のコントロールタワーとしての役割を果たすなどの工夫も課題となってきている。

(3) スーパーバイザーやコンサルタントの配置

スーパーバイザーの配置が約8割でされていない。必要に応じてより専門的な見地からの助言を受けられるよう、スーパーバイザーまたはコンサルタントの確保も課題の一つとなる。特に支援に配慮が必要な家庭や子供の場合は、事前・中間・事後にこうした役割を持つ人に必要に応じ相談し、助言を受けることができる体制づくりが必要である。

(4) 支援過程（その各段階の業務内容・担当者等）の明確化

より丁寧な支援ができるよう、申し込み受付（インテーク）の段階、ニーズ把握（事前アセスメント）の段階、支援計画の策定段階、訪問型家庭教育支援員の決定・支援内容の打ち合わせ段階等、支援のための具体的業務内容と担当者を明確化しておくことが課題である。

(5) 毎回の家庭訪問の業務手順化（ルーティン化）

毎回の家庭訪問支援を合目的的に実施するためには、事前の打ち合わせ、事後の振り返りとともに、支援記録の記入、緊急時の対応、倫理規定、携行する物の明確化など、業務の手順化をしておくことが課題となる。

(6) 訪問型家庭教育支援員の性格・役割の明確化

約65%の自治体では非専門職の訪問型家庭教育支援員が活動している。これらの地域では支援方法は傾聴を旨とし、対等・平等な関係のなかで、指導せず、評価せず、頑張りと言わず、寄り添う「近所のおばちゃん（おじちゃん）」という支援関係を構築することが、効果的な支援を生み出している。そのため、こうした性格や役割を一層確実なものにしていかなくてはならない。

(7) 訪問型家庭教育支援員等の資質の一層の向上

訪問型家庭教育支援員への研修は約45%で行われていない。また研修は初任者研修とともに継続的な研修も重要である。とりわけ、前述の傾聴を旨とする「近所のおばちゃん（おじちゃん）」としての支援を確実にを行うための研修が課題となる。そのためには、傾聴などの家庭のなかでの援助技術とともに、支援対象となる家庭を理解するための講座、そして連携して支援を行う関係機関の役割理解などが研修の大きな柱となる。

(8) 他機関連携の推進

今後連携が必要と感じている機関としては保健福祉部局が35.5%と最も多い。保健・福祉関係の機関とのネットワークミーティング等、具体的な個別家庭支援のための地域の関係機関などによる協議の機会を通して、顔が見える連携関係を創り出すことが課題である。

(9) 事故やトラブルの防止

車で移動中の事故、家庭内での支援活動中の事故・トラブルの予防のために、訪問のための留意点をまとめたものを作成したり、保険に加入したりするなど、支援者と家庭の双方を守る手当をしておかなくてはならない。また、個人情報の取り扱いや守秘義務、虐待通告に関しては、誓約書の取り交わしなどにより、訪問型家庭教育支援員等の責任の明確化を図り、よりの確な対応がなされるような工夫も大切である。

5) 事業評価の充実

事業評価は約4割で行われていない。より効果的な支援を構築していくために、訪問家庭数・回数だけでなく、利用家庭による評価や、第三者による評価などの導入が課題となる。そして、どれだけ子供や家庭の課題解決に役立ったかの成果（アウトカム）の評価なども、将来的には実施できるようにしていきたい。

VI. 人材養成

VI. 人材養成

訪問型家庭教育支援チームの運営および人材の養成には、訪問型家庭教育支援手法の実態把握と求められるべき当該の発展的機能の検討に基づき、必要とされる知識、技能、態度などの学修内容を体系的に整理し構造化する必要がある。さらに、主体的な学びと確かな内容の習得と定着を助ける講座内での方法と OJT と Off-JT の関係など、現任者の養成・研修の場のあり方を明確化することが必要である。

他方で、こうした人材養成は、養成、採用、研修の3つのフェイズが適切に一貫化されるとともに、「学び」と「活用（実践）」が単線的に1サイクルで完結してしまいうのではなく、経験や課題に応じて、複線的に「学び」と「活用（実践）」が繰り返される「スパイラル型」のシステムを設定することが、訪問型家庭教育支援の手法を実質化していくために必要である。

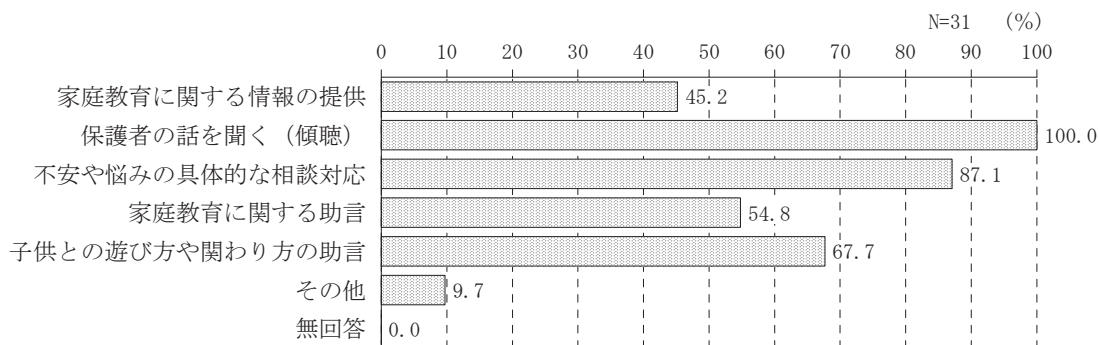
そこで、訪問型家庭教育支援の手法の実態把握と発展的機能の検討に基づき、訪問型家庭教育支援に必要な知識、技能、態度等を明らかにし、養成に必要なカリキュラム構造（目的・内容・方法・評価のあり方と関連性）をここでは検討する。

あわせて、養成、採用、研修の各フェイズの実態についてあらためて把握し、先のカリキュラムの実施の時期や場面、方法など、その運用に関するより具体的な手順と実施方法についてのモデルを、調査研究を通じて開発することとする。

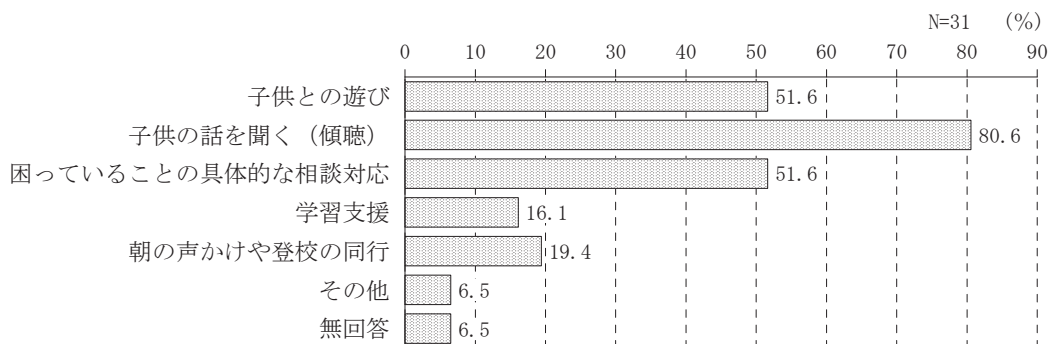
1) 人材養成に関わる量的調査の概要と結果

本事業で実施された「平成27年度の訪問型家庭教育支援の実態調査」からは、人材の養成に関して以下のような結果がまとめられている（「Ⅲ. 量的調査の結果と考察」参照）。

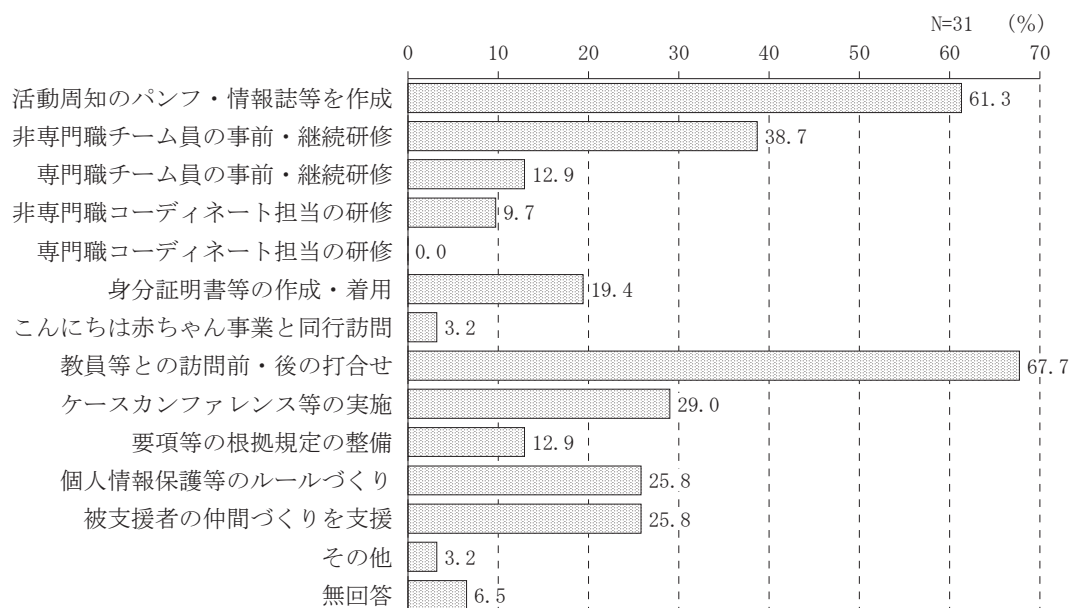
問23 保護者に対して、訪問して具体的にどのような支援を行っていますか。（複数回答）



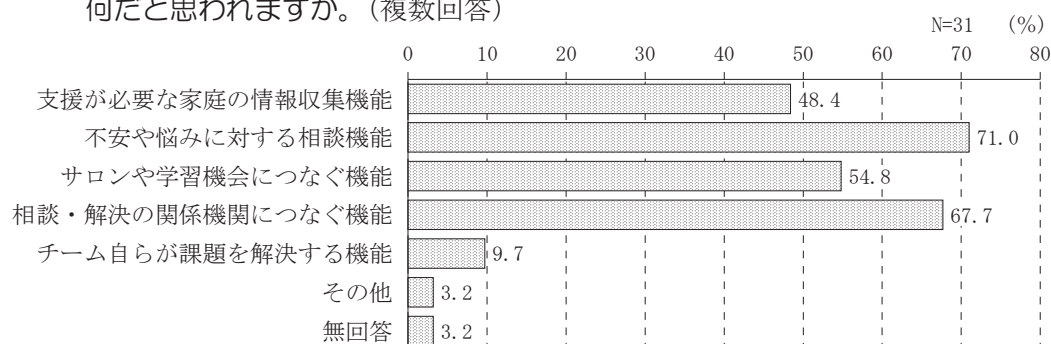
問24 子供に対して、訪問して具体的にどのような支援を行っていますか。（複数回答）



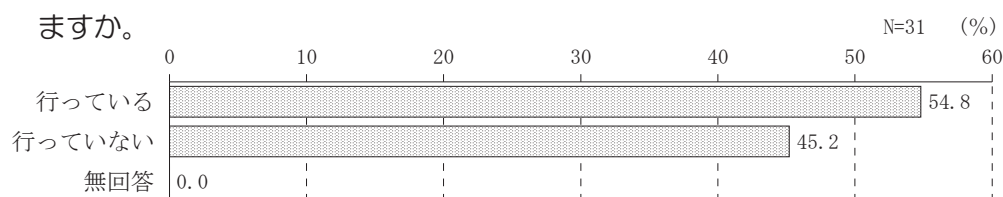
問25 訪問型家庭教育支援のための創意工夫についてお答えください。(N=29、複数回答)



問27 訪問型家庭教育支援を行うに当たって、家庭教育支援チームに求められる機能は何だと思われますか。(複数回答)



問30 訪問型家庭教育支援を行うに当たって、支援員の研修やスキルアップを行っていますか。



以上のような結果から、人材の養成に関わる現状について、いくつかの特徴としてあげられるものをまとめると以下ようになる(「Ⅲ. 量的調査の結果と考察」から再掲)。

- すべてのチームが保護者の傾聴を行っており、インフォーマルなかかわりの強みを活かしている。しかし、具体的な相談対応、子供との関わり方の助言も多く、多様なニーズに応える体制も整えている。
- 多くのチームが子供の傾聴を行っており、子供に対してもインフォーマルな長所を活かしている特徴が見受けられる。また、半数以上のチームが子供との遊び、具体的な相談対応も行っており、子供の状況に応じた柔軟な対応がなされていると言える。
- 多くのチームが、パンフレット・情報誌等の作成、学校関係者との訪問前または訪問後の打合せを行っている。保護者からの申込み、学校からの依頼が多く、これらの創意工

夫が申込み・依頼につながっているものとも考えられる。

- ・具体的な課題解決機能は非常に少なく、多くは情報収集機能、相談、つなぎ機能を挙げている。非専門性による訪問支援を基本とし、他機関と連携している状況が見られる。
- ・研修やスキルアップは半数以上のチームで行われている。しかし、今後の課題では、研修の強化を挙げるチームが複数あり、訪問型家庭教育支援員への研修の実施・充実が課題となっているチームも少なくないものと考えられる。

2) 人材養成に関わる質的調査の概要と結果

人材養成に関わっては、養成、採用、研修に特徴的な事例を持つ現場を実態調査から抽出し、人材養成に関わるインタビュー調査を行うとともに、養成講座案の妥当性を検証しようとした。調査の概要と結果は以下の通りである。

(1) 調査概要

a. インタビュー調査1

日 時：平成28年2月16日(火) 13:00~14:15

場 所：中国地区 A県A郡A町教育委員会

インタビュー対象者：教育長、生涯学習担当社会教育主事・指導主事(計2名)

内 容：人材養成に関する実情と課題の把握 養成講座の方針や内容案に対する意見

b. インタビュー調査2

日 時：平成28年2月17日(水) 10:30~12:05

場 所：北海道地区 B郡B町教育委員会

インタビュー対象者：こども育成担当課主幹、主査、家庭教育支援チーム員(計6名)

内 容：人材養成に関する実情と課題の把握 養成講座の方針や内容案に対する意見

(2) 調査結果(インタビューデータのスク립ト作成後、主なものを抜粋)

a. 支援を必要とする子供や家庭の現状に関して

- ・小、中では不登校家庭における支援が大きな課題となっている
- ・都市部と山間部といった地域の違いはなくなっている。
- ・親の対応が気になる場合が多い。子供をあやすのにスマホを渡し切りなど。
- ・親子の関係が急速に変化していると感じる場合が多い。親が子育て以上に、人付き合いに慣れていない。親がまた、将来に何が必要か、とか、子供の将来について考えることが少なくなっている。自分のことを振り返ることができない親が多くなってきている。
- ・地域の活動に参加しない親が多くなってきている。訪問型の必要性が強くなってきている。
- ・子供が忙しくなってきたね、ということを利用して、地域の子供の活動に関わらない親が増えてきている。子供会なども低調。
- ・乳幼児期の要請は多いが、小・中と段階があがるにつれ、要請が少なくなる。弱さを打ち明ける、という人間関係が弱くなっていると感じる。段階が上がるほどに、親は自分で、という意識が強められてしまう。

b. 支援チームの活動について

- ・保健師さん、福祉課、子育て支援センター、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当者が支援チーム内に入っている
- ・中学校までの子供と家庭の様子を把握している。
- ・要対協を中心としたピラミッド型の対応。支援チームをその中で位置付けている。
- ・スクールソーシャルワーカーは、SVが1名、小中で2名。
- ・乳児検診時に声をかけるが、そのときの「ドキドキ感」と、その後町で出会ったときに声をかけてもらえるときに、としてもやりがいを感じる。

- ・子育てに関する町で作成されたガイド書が周知されているために、ガイド書を渡すために、というと、「怪しい人ではないんだ」と最初のハードルが下がる。
- ・実際にお母さんと接するときは、こんな話題だと興味をなくすかなとか、こんな情報は必要ないかな、など戸惑うときも正直多い、そんなときには、赤ちゃんを抱っこしてあげると、距離がすごく縮まる感覚がある。
- ・支援チームとして活動したことで、当事者の気持ちがよくわかるようになってきた。
- ・支援チームで活動することで、行政との関係が強くなり、町がどのような仕組みで動いているのかがとてもよくわかるようになった。
- ・親が、人と繋がりたいと思わない人が増えていて少し課題だと感じている。
- ・必要なことがチームのメンバーに聞ける状況があるのでとても心強い。また、チーム外のメンバーにもつながっていて、いろいろと助言をもらえる状況はほんとうに大切。
- ・行政では手の届かないところを、支援チームの活動が細かくほんとうによく対応してくださっている。
- ・本当に支援や関わりが必要な家庭の情報というものを、様々な活動の中でキャッチしようとしている。
- ・それは保健師さんに聞けばいいよ、など、必要なだれかにつないであげることができることが仕事の中心。
- ・話を聞くときは、ひとつのことに的を絞ってではなく、関連していろんなことが出てきて、そうしているうちに、本当に大事な話が出てくる。

c. チーム員のリクルートと研修について

- ・サポーター育成が課題。しかし、だれを想定できるのか。研修講座を一般に呼びかけてもだれが来るのか。
- ・「孫育て講座」を行っても人は集まらない。NPO等の育成により、核になる人材が育ち、そこからの取り組みになっている。
- ・メンバーは、「一本釣り」でないと集まらないし任せられない。福祉職や教員の退職者を中心に進めざるを得ない。
- ・アウトリーチ事業で何をめざすかとの関係も大きい。保護者との関係を崩してしまうとなにもならない。
- ・情報の保護等に対する理解が必要。保健師さんなどは、そのあたりの理解や技能がやはり高い。
- ・民間の研修会を紹介するが、地域での活動の特徴があるので、ぴったりというわけにはいかない。
- ・研修会を町で単独に開催することは様々な面から正直難しい。
- ・課題を明確にして、行政が課を超えてチームとなり、支援員に伝達、共有することにも務めている。
- ・研修会講師は、現場の「先輩」が担っていくことが重要ではないか。
- ・研修は、まず地域での活動をしていて、子供と関わる経験を持っている人を集め、そして研修を行うことでチームにと誘って行く、ということが前提。
- ・意識の元々ある方でないと難しい。
- ・関連行政と関わりのある人、学校支援コーディネーターなどからお声をかけていただくことが窓口としては有効ではないか。
- ・ボランティアのネットワークが積み重ねられてきている。このネットワークを使ってチームメンバーに誘いかけたい。
- ・地域には、「頼りになる方」がいる。このキーパーソンの動きと協力が重要。
- ・「話を聴く」ということがもっとも基本的で重要。
- ・「役割を自覚する力」「寄り添い関わる力」「つながる・つなぐ力・守る力」の、研修内容として提案された4つの柱には大賛成。
- ・自分が何かするというよりは、その問題をどこにお願いするのか、それが重要。自分が

深く入りすぎること、関わりすぎことは危険。情報を持ち帰り、チームで相談して、そして対策に移すということができることが重要。

- ・年に一回でも研修などを受けていると、例えば「医学療法士の人はこう言っていたよ」といえるので、そのことの力強さはメリットが大きい。根拠を持って聞いてもらえる。
- ・自分自身が知って良かったと思えることを伝えてあげるときがやはり説得力がある。自分自身も自信を持って接していただける。
- ・いろいろな人につなげるために、地域の資源やいろいろな人について、やはりもっと知っておきたい。
- ・研修講座は、小さな町だとやはり人数を集めたりするのは難しい。いくつかの地域が合同するとか、都道府県レベルでの取り組みもやはり必要だと思う。
- ・研修を行った後、その研修を生かすことのできる「出口」が提供されていると参加者も集まる。
- ・研修を通じて、引っ越してこられた方が、地域に接点を持つということはしばしばある。
- ・支援員としてのキャリアアップや成長モデルが見通された仕組みが良いと思う。
- ・支援員として活動している方は、研修講座で扱おうとしていることを自然と身につけている人が多い、自分で求めようとする、という点が最も重要なことではないか。

3) 人材養成についての考え方について

ここまでの量的、質的な調査の結果を総合的に検討してみると、次のようなことをまとめることができる

まず、チームを組んで訪問型の家庭教育支援を実施しようとしたときに、大きな課題となるのは、訪問型家庭教育支援員やコーディネーターとなる人材をどのように募集し確保するのかということである。地域での取り組みを調査から見てみると、人材のリクルートについては、大きく次のような2つのタイプがある。

- ① 公募型 … 心理系の資格等を有していること等を採用条件とするタイプ（資格型）、資格は問わないが指定の講座や研修の受講を採用条件とするタイプ（履修型）、特に資格等を問わないタイプ（一般型）の3つがある。
- ② 口コミ・ネットワーク利用型 … 保育士、教員免許取得者、主任児童委員等、特定の役割取得者に依頼するタイプ（特定型）、コーディネーターや社教主事等行政職員等が情報を地域から収集し依頼するタイプ（依頼型）、現在活動しているチームのメンバーからの働きかけや、活動の中で関わりを初めて持つなど、自然に参加者が増えるタイプ（自然型）の3つがある。

地域の特性や取組の経験の長短など、それぞれに状況が異なるために、一般的にどのタイプのリクルートの仕方が有効であるとは言いにくい面がある。また、訪問型家庭教育支援の目的の違いによっても求められる人材像が異なるために、例えばより重篤な環境に応じた支援を必要とする場合には「資格型」が有用であったり、あるいは全戸訪問等の未然防止等を目的とした取組では「一般型」や「依頼型」が有効であったりなど、一様に考えることも難しいと言える。

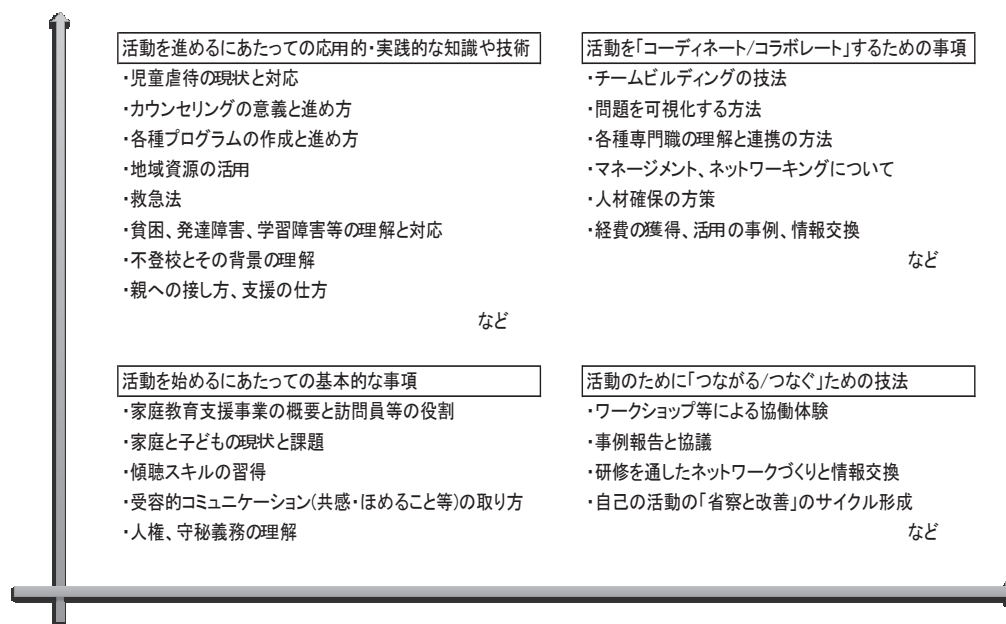
しかし、取組の目的に応じてどのようなタイプのリクルートを行おうとしても、応募する人の側に立って「優しい糸口」を作り出すことが大切である。例えば、「資格型」においては、市報等での情報発信にとどまらず、大学やNPOなど資格に関連する活動を実際に行っている組織や団体のネットワークに募集の情報が行き渡るように配慮したり、「自然型」においては、子育てに関わるイベント等への参加者をキャッチして、次のイベントへの参加を促したり、徐々に運営者側のお手伝いをお願いするなど、端緒が継続的な参加へと繋がるように螺旋的な働きかけを行ったりなど、応募者の動きに寄り添ってリクルートを検討し実践することが必要である。また、支援する人も、活動の中で学びが広がり、

自己実現の高まりが実感できるように配慮することも忘れてはならない。

次に、現在、訪問型の家庭教育支援を行なっているチームに聞いたアンケートでも研修を行っていないと答えたチームが45.2%もあるだけでなく、研修の強化を課題としてあげるチームも多く、研修のあり方は、やはりこの取組を進める上で重要な課題のひとつとなっている。実情に応じた研修計画を策定して、チームの成長を見通すことが求められる。

研修には、研修を受けることによって訪問型家庭教育支援員やコーディネーターとして活動しようとする「新任研修」だけではなく、現在活動を行なっている方々への「現任研修」や、「研修」を受けたことを現場でさらに活用するための「フォローアップ研修」などがある。経験に応じて求められる研修内容も変化するので、一度限りで終わるというイメージではなく、訪問型家庭教育支援員やコーディネーターの成長に応じて、「実践と研修」が螺旋的に繰り返しセットになって提供されることが重要である。また、現場の実践の中で伝えられ身につけていく OJT(On-the-Job Training) と、講座やワークショップ等への参加による Off-JT(Off the Job Training) といった研修の種類や、講義、討議、演習、実技、実習、ワークショップなどの学びのスタイルを地域の実情に応じて組み合わせることも必要である。

現在、各地域で行われている研修の内容をまとめてみると、以下の表のようになる。縦軸には「専門的な力量」、横軸には「チームアプローチの力量」という言葉をあてることが考えられるものである。



さらに、「活動を始めるにあたっての基本的な事項」については、訪問型家庭教育支援の取組の理解、傾聴・受容的コミュニケーションの基本、人権・守秘義務の理解の大きく3点が主要な内容となっている。研修内容の基礎として、地域の実情に応じながらも共通に押さえられる必要があると言える。

また、研修の実施方法としては、地域で研修を提供する「自前型」、都道府県や各種団体、NPO、大学等での研修講座に派遣する「活用型」、各種の研修情報を伝える「情報提供型」、自己研鑽に委ねる「自主型」がある。近隣のチームや自治体とも連携を取りながら、内容や方法を組み合わせ、特性や実情に応じた研修計画を立案し実施していくことが重要である。また、研修実施に際しては、記録を残していくことと、受講者へのアンケート(直後、一定期間経過後)、実施主体の評価などから、成果の確認と計画の修正を行うことが望まれる。

4) 人材養成の取り組みへの提案

ここまでの検討を踏まえ、訪問型の家庭教育支援チームに関わる、人材の養成等について、以下のような方針とモデルを提案してみたい。

(1) 地域住民を主体とする人材の養成

家庭教育支援チームの活動は、地域住民の主体的な取組への参加によって進められる。そのため活動を展開するには、人材の確保や活動の質の担保の点からも、チーム員やチームリーダー等の養成や研修が不可欠である。また、ここでの養成や研修は、自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習や、それを支える社会教育の推進としての側面も持っている。このような点に留意しながら、職業的なそれとは異なる地域住民が主体の養成や研修のあり方を考えることが大切である。

(2) 養成・研修講座実施の目的と意義

訪問支援を行う家庭教育支援チームは、地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談対応を行い、学びの場や交流の場、地域社会への参加を促すことなどを目的としている。このために、チームの一員として参加する地域住民は、このような活動の趣旨をよく理解するとともに、活動に関わる力を継続的に高めたり、情報交換の場を持つたりすることが求められる。

養成・研修講座は、チームに参加し実践する地域住民や、今後参加することを希望する地域住民を、効果的に取組を推進する人材に養成し研修することを目的としている。チームに参加する地域住民が、このような養成・研修講座の持つ必要性や意義をよく理解し、積極的にこのような機会を得ようとすることや、養成・研修講座への参加の機会が等しく保障されるように体制を整備することが重要である。

(3) チームの一員として身につけることが望ましい力

養成・研修講座の実施にあたっては、「目的・内容・方法・評価」の一貫性に留意して講座全体を調整するとともに、身につけることが望ましい力の全体像をどのように考えるのかなど、内容の領域や系統にも留意し、体系的な取組として全体を計画し実施することが望まれる。

チーム員が身につけてほしい力は、「共通して身につけてほしい力」と「役割に応じて身につけてほしい力」の2つに大きく分けることができる。

① 共通して身につけてほしい力

1) 役割を自覚する力

- ・家庭教育支援のねらいや内容等を理解し、自己の役割がわかる。
- ・訪問型家庭教育支援のねらいや内容等を理解し、チーム員としての自分の行動に自信を持ったり、振り返って修正したりすることができる。
- ・役割として担えることと担えないこと（他の責任ある立場の人に相談する必要があること）の区別を知り行動に反映できる。
- ・家庭と子供の現状を知り、主体的に事業に関わろうとすることができる。
- ・自身の「学び」を家庭教育支援に活用する意欲を持つとともに、家庭教育支援の活動を通して新たな「学び」と「つながり」をつくり出そうとすることができる。 など

2) 寄り添い関わる力

- ・保護者の悩みや不安を聴くことを通して、保護者との信頼関係を構築することの必要性を理解し活動することができる。
- ・保護者に寄り添い、保護者の目線から一緒になって考えることができる。

- ・共感したり、ほめたりなど、受容的なコミュニケーションをとることができる。
- ・「きっかけの提供」や「助言・指導」などが適切にできる。
- ・支援に必要な情報を理解し伝達することができるとともに、家庭の状況を把握したり情報を収集したりすることができる。
- ・子供の個別な状況(発達障害、学習障害、不登校など)の背景を理解し、保護者に寄り添うことができる。 など

3) つながる・つなぐ力

- ・事業を実施する行政主体との関係や、リーダーを中心としたチームのあり方を理解し、役割に応じた活動を行うことができる。
- ・情報を丸抱えせずチーム全員で共有し、活動計画の作成に参加できるとともに、活動計画に沿って役割を果たすことができる。
- ・各種専門職(医師、カウンセラー、ソーシャルワーカー、民生委員、児童委員など)の内容や活動を知り、チーム員としての関わり方を理解する。
- ・学校の仕組みや教員の役割を理解し、連携・協働して支援に取り組むことができる。
- ・教育委員会の仕組みや役割を理解し、連携・協働して支援に取り組むことができる。
- ・地域資源、地域情報の理解を広げ、地域ネットワークの形成に主体的に参加するとともに、適切に保護者や子供に対して、学習の機会や情報の提供、各種専門職への橋渡しなどの「つながり支援」を行ったり、支援が必要な家庭に関する情報収集を行ったりすることができる。
- ・生涯学習を通じた地域コミュニティの形成の意義を理解するとともに、地域にある社会教育や子育て支援の「場」に関わりを持ち、日頃からの保護者との関係形成に努めることができる。 など

4) 守る力

- ・保護者や子供の主体性を尊重して保護者と関わることができる。
- ・保護者や子供の基本的な人権について理解し、それを守ることができる。
- ・個人情報の取扱いに必要な事項や守秘義務について理解し、それらを守ることができる。
- ・基本的な救急法を知り、状況に応じて対応することができる。 など

② 役割に応じて身につけてほしい力

1) チームリーダー

チームリーダーの役割に応じて身につけてほしい力としては、「企画・立案・評価」や「運営・管理」を行うマネジメント力と、「人的・物的なネットワークの形成と活用」や「チーム・ビルディング」といったネットワーキング・リーダーシップ力の大きく2つが望まれる。

2) その他

また、地域や活動の特性に応じて、家庭教育、社会教育、学校教育に関わる知識・技能や経験、社会福祉に関わる知識・技能や経験、心理に関わる知識・技能や経験が、役割に応じて身につけてほしい力として望まれる場合がある。

(4) 養成・研修の方法

養成や研修には、以下の3つの形態がある。

① OJT (on the job training) によるもの

日常的な訪問型家庭教育支援の活動を通して、身につけることが望ましい力を、意識的、計画的、継続的に高める取組

② Off-JT (off the job training) によるもの

都道府県、あるいは市区町村等などが、活動場所とは異なるところで行う主に集合的な取組

③ 自己啓発

課題意識を持って、チーム員が自ら励む取組

この3つの形態を組み合わせ、年間を通じた養成・研修を計画し実施することが重要である。OJTにおいては、経験のより多い人とペアを組むことや、日常的な助言・指導としてのものと、ミーティングを行ったり、行政担当者や外部の人材を招き機会を持ったりする方法がある。

また、Off-JTにおいては、講義、グループ活動を通じて課題の解決を図り、チーム員としての力を高めるもの、参加者が自発・主体的に活動を行うなど体験を通じて問題解決を行うもの、慣れるために何度か繰り返したり模擬的に状況を設定したりするもの、観察・見学などの方法がある。

一方で、チームリーダーの養成・研修については、家庭教育支援チームの要でもあるために、経験の豊富な方やリーダー的な地域人材をスカウトするとともに、役割に見合った研修を計画的・継続的に実践し、他地域のチームとのネットワークの形成に結びつく研修等が望まれる。

(5) 養成・研修講座のモデル例

ここでは、訪問型の家庭教育支援チームに初めて参加する地域住民に対する、養成・研修のモデルを例示する。

① 養成・研修講座の内容

1) スタートアップ研修（初任者研修）

	研修日時/場所	テーマ	内容	事項	学習方法	研修担当者
第1日目	5月〇〇日 9:30-10:00/ 市町村役所	オリエンテーション	研修のねらいの説明や参加者の自己紹介など			行政担当者
	5月〇〇日 10:00-10:50/ 市町村役所	訪問型家庭教育支援とは	家庭教育支援の概要を知るとともに、とりわけ訪問型家庭教育支援チームのねらいと内容について理解を深め、取組への意欲を高める。	役割を自覚する力	講義	行政担当者
	5月〇〇日 11:00-12:00/ 市町村役所	訪問型家庭教育支援チームの実践事例	実際に行われている訪問型家庭教育支援チームの実践事例について知るとともに、成果や課題について考える。	役割を自覚する力	講義と演習	現在のチームメンバー
	5月〇〇日 13:00-13:50/ 市町村役所	保護者との関わり方	信頼関係の構築のポイントや受容的コミュニケーションのコツを学ぶ	寄り添い関わる力	演習	外部識者等
	5月〇〇日 14:00-14:50/ 市町村役所	基本的人権と守秘義務について	守らなければならない基本的人権について理解するとともに、情報の範囲と守秘義務についても理解を深め、チーム員としての責任を自覚する。	守る力	講義	行政担当者/ 外部識者
	5月〇〇日 15:00-16:30/ 市町村役所	地域が持つ家庭教育に関わる課題について考えてみよう	地域の特性や実情について情報交換しながらKJ法等によるグループワークを行い、地域の実情に応じた「課題マップ」を作成する。	つながる・つなぐ力	ワークショップ	行政担当者/ 現在のチームメンバー
第2日目	5月〇〇日 10:00-10:50/ 市町村役所	各種専門職の役割と訪問員の役割	リーダーを中心としたチームのあり方とともに、専門職の内容とチーム内での関わり方について理解を深める。	つながる・つなぐ力	講義	現在のチームメンバー/行政担当者
	5月〇〇日 11:00-12:00/ 市町村役所	傾聴スキルを取得しよう	傾聴スキルの内容と意義を理解するとともに、簡単なスキルを身につける	つながる・つなぐ力	講義と演習	外部識者
	5月〇〇日 13:00-14:20/ 市町村役所	児童・生徒の現状と家庭教育から見た課題	社会の変化と児童・生徒がかかえる虐待、発達障害などの困難性について知るとともに、家庭教育が持つ全般的課題について理解する	役割を自覚する力	講義と演習	外部識者
	5月〇〇日 14:30-15:50/ 市町村役所	訪問型家庭教育支援の模擬活動	受講者が訪問員と訪問家庭の役割を交互に分担し、模擬演習活動を行う	寄り添い関わる力	演習	現在のチームメンバー/行政担当者
	5月〇〇日 16:00-17:00/ 市町村役所	研修のまとめ	受講者同士が感想、意見、質問を出し合い、2日間の研修を振り返る	つながる・つなぐ力	ワークショップ	現在のチームメンバー/行政担当者

○ モデル案のポイント

- (1) 1日6時間×2日間＝12時間の研修時間を確保している（後のフォローアップ研修を含めて、年間で24時間～36時間の研修時間を確保することが望まれる）。
- (2) 4つの「共通して身につけてほしい力」を偏りなく配分することと、もっとも基本的な部分に焦点づけて計画している。
- (3) 「まず現場に出て動いてみる」ことを可能にするための内容構成に配慮している。
- (4) 受講者の主体的な学習方法（アクティブラーニング）と、基礎的事項をしっかりと押さえる学習方法（定着学習）を交互に配置し、「応用から基礎へ」の流れで、受講者の学習意欲や学びの意味づけのプロセスに配慮している。
- (5) 研修担当者として、外部識者や行政担当者が適切に関わるだけでなく、現場ですでに活躍しているチーム員が講師となることで、より実践的な内容を基本とするとともに、実践と育成の人材の循環を図っている。

2) フォローアップ研修（現任研修）

	研修日時/場所	テーマ	内容	事項	学習方法	研修担当者
第1日目	8月〇〇日 10:00-10:50/ 市町村役所	実践事例の報告と情報交換	グループワークにより、チーム間での事例報告と情報交換を行う	役割を自覚する力/つながる・つなぐ力	グループ討議	行政担当者/ 外部識者等
	8月〇〇日 11:00-12:00/ 市町村役所	家庭状況の把握と情報の収集の仕方について	家庭訪問等での状況把握や情報収集の仕方、アセスメントの行い方などについて理解を深める	寄り添い関わる力	講義	外部識者等
	8月〇〇日 13:00-14:20/ 市町村役所	訪問型家庭教育支援チームの課題解決について	ワールドカフェ等の方式で、活動で生じている課題を明確にするとともに、その解決方法について検討する	つながる・つなぐ力	ワークショップ	行政担当者/ 外部識者等
	8月〇〇日 14:30-15:20/ 市町村役所	救急法の基礎と実践	基本的な救急法を知るとともに、状況に応じた基本的な実践方法について学ぶ	守る力	演習	行政担当者/ 外部識者
	8月〇〇日 15:30-17:00/ 市町村役所	発達障害に対する理解と対応	発達障害についての理解を深めるとともに、ワークショップ形式による学習を通じて、現場での対応について指針を得る	寄り添い関わる力	ワークショップ	外部識者等

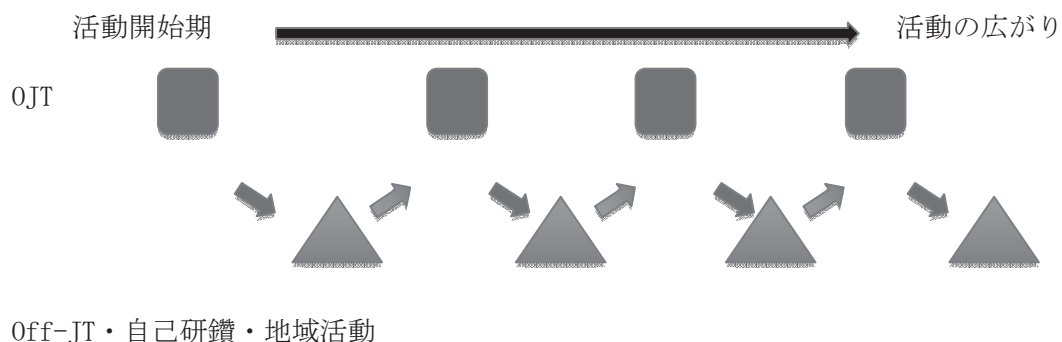
○ モデル案のポイント

- (1) 1日6時間の研修時間を確保している。
- (2) 講義形式での定着学習では、スタートアップ研修の内容から更に深めた、活動に関わる個別な新しい知識や技能を計画し、実践的な課題の解決に関わる内容では、演習・ワークショップ形式のアクティブラーニングを用いている。
- (3) 事前のアンケート等で確認し、共通に課題となっている内容については、講義形式で基礎からしっかりと押さえることを行う。先に示した4つの「共通に身につけたい力」の各項目から選択して、講座内容として設定する。
- (4) 特に現場での経験から課題意識が強くなっている受講者の状況を考えると、課題意識に見合った内容を研修することの有効性が高く、そのためには、計画者の側から内容を決定してしまうのではなく、お互いの学び合いによる内容の流動性や柔軟性を確保することが大切である。
- (5) このような研修は、年間を通じて2回～4回（12時間～24時間）行われることが望ましく、4つの「共通して身につけてほしい力」の全体像に配慮しながら、地域や受講者の特性に応じて、ニーズを捉え計画的・体系的に研修内容を配置していくことが望まれる。

② 効果的な養成・研修の進め方

養成・研修は、「実践→研修→質の高まった実践→研修→より質の高まった実践」という流れで、計画的にらせん的に進めていくことが望まれる。また、OJT と Off-JT や自己研鑽、地域での他の活動等との組み合わせが重要である。次の図のような流れを、意図的・組織的に仕組んで行くことが大切である。

図 OJTとOff-JT等との組み合わせ



(6) 養成・研修の評価

養成・研修の取組は、適切な時期と方法に評価を行い、成果を確認するとともに、計画の修正を図り実施することが大切である。プログラムの内容、期間、日時の設定、講師の選定、学習方法など、養成・研修そのものに対して行う教育評価と、受講者が身につけた力（活用できる知識や技能）や、取組への参加につながる関心・意欲の向上に対する学習評価、の2つが行われることが望まれる。

資料（質的調査の結果と考察）

資 料

質的調査の結果と考察

《インタビュー調査実施チーム》

No.	自治体名	チーム名
1	北海道白老町	白老町家庭教育支援チーム
2	北海道釧路市	釧路市家庭教育支援チーム
3	京都府笠置町	笠置町家庭教育支援チーム
4	大阪府箕面市	箕面市家庭教育支援チーム
5	大阪府門真市	門真市家庭教育支援チーム
6	大阪府泉大津市	泉大津市家庭教育支援チーム
7	和歌山県橋本市	橋本市家庭教育支援チーム
8	和歌山県湯浅町	湯浅町家庭教育支援チーム
9	愛媛県大洲市	大洲市家庭教育支援チーム
10	愛媛県西予市	西予市家庭教育支援チーム
11	熊本県氷川町	氷川町学校支援地域本部家庭教育支援チーム
12	鹿児島県いちき串木野市	いちき串木野市家庭教育支援チーム
13	A県B市	B市家庭教育支援チーム
14	C県D市	E小学校家庭教育支援チーム
15	F県G村	G村家庭教育支援チーム

(以下のチームは家庭内での支援内容についての調査を実施)

No.	自治体名	チーム名
16	青森県横浜町	横浜町家庭教育支援チーム
17	大阪府寝屋川市	寝屋川市家庭教育支援チーム
18	佐賀県武雄市	武雄市家庭教育支援チーム
19	H県I町	I町家庭教育支援チーム

(※) 共通の様式で調査結果を取りまとめたため、チームによって記述のない項目がある。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

身近な地域における家庭教育支援を推進するため、平成21年度、文部科学省の「訪問型家庭教育相談体制充実事業」を受託、国の補助事業として「家庭教育支援チーム」を設置した。昨年度の人口は約1万8千人、出生数は70人を切った。自衛隊、製紙工場などがあるため、転勤による人口の出入りが比較的多い町である。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

チームの担当部局は教育委員会子ども課である。活動拠点場所については特に設けていない。支援チームの会議は、教育委員会の会議室にておおよそ月1回のペースで行っている。

(3) チームの目的とメンバー構成

子育てに関する相談や情報提供を行うことによって、親の悩みや育児ストレスを軽減することを目的としている。

チームはリーダー1名、子育てサポーター2名、元教員1名の計4名で構成されている。リーダーは町内を拠点に活動するNPO法人の代表理事であり、家庭教育支援チームのコーディネーターを兼ねている。また、子育てサポーターの2名はNPO法人のスタッフでもあり、内1名は同法人が運営する地域子育て支援拠点の「赤ちゃんひろば」の主担当、もう1名はサブスタッフである。

(4) チームの事業内容・予算

チームの活動としては、おもに家庭教育支援便り「ぴんぼーん」の発行、健診時アンケート聞き取り調査、訪問型家庭教育支援を通じた相談対応・情報提供、家庭教育講話や子育て講座などに取り組んでいる。家庭教育支援便り「ぴんぼーん」は年に6回作成・配布し、子育てに関する情報やアドバイスなどを掲載している。なお、チーム員の位置づけは臨時職員であり、賃金は時間給である。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

乳児から小学生までの子供を持つ保護者。相談対象は子育てに関すること全般であり、問題は特化していない。実態としては就学前、とりわけ0歳～3歳児の保護者が対象となる場合が多い。

訪問件数は、事業開始時の平成21年度は延べ30件ほどだったが、その後は年々増加傾向にあり、平成26年度は58件に達した。その内、32件（55%）が過年度からの再度利用となっている。

② 目的

親のストレス軽減を目的とし、家庭訪問を通して情報提供をしたり話し相手になったりするなど、孤立しがちな家庭に対してきめ細かな支援を行う。実際に訪問してみて、結果的に問題があるとわかるケースもある。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

リーダーがコーディネーターを兼訪し、訪問員も担っている。

② 訪問員

コーディネーターを兼務する訪問員が、大半の訪問を担当している。ただし「子育てのためになる話を聞きたい」といった場合、または父親同伴で説明を受けるといった場合には、元教員の男性スタッフが訪問を担当する。子育てサポーターの2名は、健診時アンケート調査を通して子育て中の母親等と直接顔を合わせ、訪問についての意向を確認する役

割を担う。

③ 訪問のルールについて

規定化されたルールはないが、チーム員には守秘義務について説明した上で誓約書を記入してもらっている。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

家庭訪問の入口となるのは健診時アンケート聞き取り調査であることが多い。アンケートは4ヶ月、7ヶ月、10ヶ月、13ヶ月、1歳半、2歳、3歳児健診の際に行い、訪問を希望するかどうかの意向を伺い、家庭訪問につなげていくという形を取っている。アンケート用紙を渡す際に、子育てサポーターが保護者一人ひとりと顔を合わせて話をする。入り込みすぎない距離感を保ちつつ、その時の状況に合わせて、関係機関の情報を提供することで各機関につながりやすくなり、保護者の不安軽減、悩みの解決にもなる。

アンケート調査時に家庭訪問を希望しない人でも、「今後訪問を希望するかもしれない」という回答欄を設けて連絡先を記入してもらおうようにしており、この場合にはコーディネーターがおよそ2か月後を目途に各家庭に連絡をする。そこから訪問の依頼につながることもある。

過去に訪問を受けたことがある保護者は、再度利用の際には電話で申し込む場合が多い。また、日頃から地域子育て支援拠点を利用している保護者は、その場で直接申し込むことも可能である。家庭を訪問されることに抵抗が強い保護者は、地域子育て支援拠点で相談することも可能であり、保護者にとって相談しやすい場の設定に配慮している。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

おもにアンケートを参考に確認をする。メンバー間では月1回の会議で情報共有を図る。会議はチーム員4名と子ども課2名の計6名で行う。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

家庭教育支援チームの中で方針までは決めないが、困難なケースについては会議で孤立しないような手立てを出し合っている。どう支援していくかについては、保健師や健康福祉課から支援が必要な家庭の情報をもったり、保育所・小学校に協力してもらったりしながら子ども課が中心となり、関係機関との協議で決定していく。チームを構成するリーダー及び子育てサポーターが、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター事業を運営するNPOの活動者でもあるため、地域資源につなげやすく、その後も見守っていきけるといった利点がある。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

訪問時間は1回につき1時間半前後。傾聴を基本とし、肯定的に返答することを心がけている。必要に応じて、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンターなどの地域資源に関する情報提供も行う。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

訪問支援の終結は、訪問員の判断もしくは本人の希望により決まる。深刻なケースは子ども課につなぐ場合もある。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVは配置していない。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

子育て中の親の気持ちに寄り添える人、共感性がある人、地域のきめ細かい情報を把握している、話を聞く力のある人等。専門資格を持っていることよりも、同じ地域の住民目線で、地域の「おばさん」として関わることで保護者も話しやすくなる。

- (2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）
訪問員と同じような要素が必要。その他行政のしくみ、社会福祉機関や地域資源についても知っているのが望ましい。
- (3) 訪問員の研修方法 (4) コーディネーターの研修方法
独自の研修は設けていないが、教育委員会の管轄である「虐待予防」「家庭教育」などの研修に参加してもらっている。交通費は支給される。

5. 事業評価について

- (1) 事業評価の方法
毎年度の活動実施報告書において、健診時アンケート聞き取り調査の集計を行い、実数や訪問希望の意向分布、反省点や課題などを報告している。また、個別の訪問活動については、相談内容、対応、効果、実施状況等についてまとめ、考察を通して事業評価に努めている。
毎年度、活動実施報告書を作成しており、文部科学省だけでなく、白老町の関係機関（小学校、中学校、保育所、幼稚園、健康福祉課、民生委員児童部会）にも提出している。また、講演の際などに資料として持参する。
- (2) 数値等で示された結果や成果
先述のように、訪問件数は年々増加傾向にあり、平成26年度は58件に達した。その内、32件（55%）が過年度からの再度利用となっている。
- (3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること
地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター事業を中心に、地域資源につながりやすくなった。子育てに課題を持つ保護者が、ファミリーサポートセンター事業を利用して始めて、自分の時間を持つようになるなどの効果も感じられる。

6. 連携について

- (2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容
教育委員会子ども課が管轄のため連携がとりやすい。学校や保育所等から子供の情報をもらい支援に活かしたり、2年に1度、すべての小学校、幼稚園、保育園で訪問型家庭教育支援についてのアンケートの実施にも協力してもらったりしている。
- (3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容
保健師のほうから気になる家庭を紹介されて、訪問につながるケースがある。また、スタッフのほうから心配な家庭について健康福祉課につなげていくこともある。発達の遅れなどが気になる場合は、子ども課の仲介のもと発達支援センターとの連携を図る。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

- 人材養成
現在のチーム員でこの先も活動を続けていくことは難しい。今後、世代交代を図っていく観点から、後継者の育成は課題である。
- 孤立した家庭への対応
子育て家庭の中には、家から出てこられない孤立した家庭が多くある。地域子育て支援拠点を利用してれば、必要に応じて支援に結びつけることも可能だが、家から出てこられなければ支援を受けられないのが現状である。白老町では、健診時のアンケートを参考に家庭訪問を決めているため、アンケートで「今後も訪問を希望しない」と回答した人には支援を届けることが難しい。また、「今後希望するかもしれない」と回答した人でも、2か月後の連絡などで電話に出てくれない場合がある。ただし、こうした家庭が本当に支援を希望していないかといえどもなく、潜在的に支援を必要とする家庭は少なくないと考えている。そういった孤立した家庭に対してどのようにして支援を届けるのかが今

後の課題である。

【考察】

白老町家庭教育支援チームの取組は、乳幼児健診を家庭訪問への「エントリー（入口）」として重視している点に特徴がある。健診時に、家庭訪問を希望するかどうかの意向を確認するアンケート調査を実施しており、その際にはチーム員が直接顔を合わせ、意向を聴き取り、地域資源について情報提供も行うなど丁寧なかかわりを行っている。また、アンケート調査時に「今後訪問を希望するかもしれない」という回答欄を設け、連絡先を記入した人には訪問員が一定の時間をおいてアプローチするなど、訪問支援に結びつく可能性を最大限に高めようと努力している。まさに健診をエントリーとする訪問型家庭教育支援の好例だといえるが、単に健診の場を利用するのではなく、保護者との顔が見える関係を基盤とし、きめ細やかな対応が行われている点に注目すべきである。

また、支援チームは専用の活動拠点を持っていないが、チーム員が従事するNPO法人の地域子育て支援拠点を効果的に活用している。保護者が地域子育て支援拠点を利用する場合、その場で訪問の申し込みが可能であるため、拠点が訪問支援に結びつくエントリーとして一翼を担っている。また、家庭を開くことに抵抗感が強い保護者に対しては、地域子育て支援拠点での面談も可能とするなど、保護者にとって相談しやすい環境にも配慮している。

こうした細やかな支援を可能にする要因としては、チーム員が従事するNPO法人との緊密な連携もあるが、管轄する教育委員会を通して保健福祉部局や学校等との協力関係が築かれている点が挙げられる。訪問型家庭教育支援において、保健福祉部局を含む関係機関との連携は必須であり、支援チームの活動の幅を広げ、柔軟な対応を可能にし、子育て家庭が必要とする地域資源に結びつける働きを高めるといえる。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

釧路市は北海道の道東地域に位置する都市である。人口は18万弱であり、出生数は1,152人（平成25年度）となっている。主要産業は観光と漁業であるが、生活保護受給率は50パーミルを超えており、地域の衰退が問題となっている。

市内の公立校は、幼稚園29園、保育園26園、小学校28校、中学校15校、高等学校11校である。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

釧路市家庭教育支援チームについては、釧路市教育委員会教育支援課が担当部局となっている。チームの拠点場所としては、社会福祉法人釧路まリモ学園が運営する、こども家庭支援センター事務所を用いている。同事務所には、こども家庭支援センター、母子就労支援センター（就労支援やセミナー）、ヘルパー事務所（子ども支援課の育児支援家庭訪問事業に基づく事業）などの複数機関が事務所を構えている。

(3) チームの目的とメンバー構成

釧路市は生活保護率や離婚率の高さが問題となっており、母子支援のニーズも高まってきている。それに伴い、育児意識の二極化なども課題とされている。釧路市では、市内すべての子供と保護者を対象として、支援活動を行うチーム事業が漸進的に組織されてきた。組織は現在、スクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー2名、家庭教育支援員（推進員）2名の合計5名で構成されている。

(4) チームの事業内容・予算

家庭教育支援チーム事業としては、以下の3つの活動を柱として行っている。

まず第1に、育児や生活習慣に関して家庭教育通信「はぐくみ」などの啓発資料の配付を行うほか、ホームページや啓発グッズの作成などを行っている。また、就学時健診や入学保護者説明会などの機会を利用した啓発活動も随時行う。

第2に不登校などの教育的課題を抱える家庭への支援がある。不登校児童生徒の登校支援として、送迎や寄り添いサポートを行っている。適応指導教室や不登校生徒を対象とする特別支援学級「さわやか」「青空学級」などを設置し、家庭教育支援員や学生サポーターの支援活動を充実させている。他方で、「ファースト・ステップ・プログラム」事業として、適応指導教室にも通学が難しい子供や家庭に対する居場所支援を行っている。ファースト・ステップ・プログラムは適応指導教室等とは異なり、通所できる居場所として不登校生徒の社会参加をサポートする点に特徴がある。こうした制度と平行して、スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援も行っている。北海道が受託しているSSW活用事業では週3日15時間勤務という条件だが、釧路市独自の予算を持ち出しすることで実態は週5日フルタイムの勤務となっている。

第3に、家庭教育の支援が挙げられる。教育委員会の家庭教育推進員による家庭教育の講座「ほわっと」を、PTAや参観日などの機会ごとに実施。そのほか、親子で参加するイベント等も実施している。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象 ② 目的

不登校などの課題のある家庭への支援を対象としており、支援の決定やインテークをスクールソーシャルワーカーが担っている。教育と福祉の両面からのサポートを支援目的としている。教育面では、教育支援課によるワーカーの伴走型支援、およびファースト・ステップ・プログラムでの活動などを行うと共に、こども支援課では家庭生活支援員を派遣

して家庭相談などの社会福祉的な支援を行っている。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

スクールソーシャルワーカー2名が調整役を担っている。

② 訪問員

スクールソーシャルワーカー2名および家庭教育支援員1名の合計3名で訪問活動を行っている。訪問支援のなかで不登校の子供の様子や保護者の話を聞き、ファースト・ステップ・プログラムや適応指導教室などへの通所支援までサポートする。家庭教育支援員は、生活の視点で子供と一緒に過ごすなどの活動を行う。

③ 訪問のルールについて

学校が家庭に確認し訪問の了承を得ることがルールとされている。また、保護者が利用する申請書も用意されている。そのほか、ファースト・ステップ・プログラムには要綱が定められている。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

スクールソーシャルワーカーが市内の小中学校42校に派遣され、学校からの依頼、生保、こども支援課などの関係機関からの依頼によって訪問支援の決定や調整を行う。その他、学校からの依頼によるケース会議に参加することで訪問支援の検討なども行う。

ソーシャルワーカーと家庭教育支援員は同じ事務所内で活動するため、日常的な情報交換が可能である。また、個別ケースに応じて保健師や保育士に相談することもある。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

支援センターへ相談が来たら、スクールソーシャルワーカーに依頼。ソーシャルワーカーが他機関と調整して方向性を検討する。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

ケースの検討は2ヶ月に1回実施。教育支援課指導主事1名、家庭教育支援員含む子ども家庭支援センター4名、スクールソーシャルワーカー2名、教育支援課社会教育主事1名が参加。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

家庭教育支援員は登校支援が主目的。そこまでの調整・準備、親に対するケアはスクールソーシャルワーカーが担う。

様式として、支援センターの出席日数、活動内容を月1回市教育委員会に提出。それに基づき支援計画表、アセスメント表などを作成する。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

子供と親の信頼関係ができるまではスクールソーシャルワーカーが訪問を継続。困難の度合いが軽減されれば、次のステップである適応指導教室、不登校学級への接続も検討する。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVおよびコーディネーターは特に配置していない。SVを導入しない代わりに、スクールソーシャルワーカー2名がすべての訪問支援ケースに関わり、また要保護児童対策協議会に参加することで対応している。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

スクールソーシャルワーカー2名は元こども支援課の職員である。社会福祉士などの資格はなし。他方の、家庭教育支援員は先述した通り、非専門的な役割を担っている。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

現時点では緊急対応などは特に定められていない。

4. 採用・研修について

- (1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）
家庭教育支援員は公募である。子供の目線で関わるソフトな人柄、PTA活動歴などを重視。
- (2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）
先述したように、チーム体制はSSW活用事業を核に漸進的に進んだ経緯があるため、コーディネーターの採用方法などについて定式化されていない。
- (3) 訪問員の研修方法
研修で後継者を育てる必要があるが、市としては研修体制ができていない。スクールソーシャルワーカーは道庁主催の研修会に参加することで対応している。

5. 事業評価について

- (1) 事業評価の方法
支援センターの出席日数、活動内容を月1回教委に提出。
- (2) 数値等で示された結果や成果
鉦路市のこども家庭支援センターでは平成26年度の不登校相談が791件、実人員42名であった。その内、訪問活動と関連の深いファースト・ステップ・プログラムについては、平成27年度12月の時点で実利用15～16名の実績がある。
- (3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること
不登校の子供とコンタクトがとれるようになると、保護者の方にも変化が見られる。子離れ・親離れできない状況が、共に成長する。母が支援センターの他の子供を支援するようになる。子供もいろいろな人と関わられるようになり、挨拶が適切にできるようになる様子が、見受けられる。

6. 連携について

- (1) 他部局との連携方法と内容
ファースト・ステップ・プログラムや適応指導教室を核として、鉦路市福祉事務所、市教育委員会、及びこども家庭支援センターが連携体制を取っている。不登校支援は生活支援（福祉的な支援）と教育支援の双方が関わる分野であるため、部局を越えた連携が行われてきている。
- (2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容
市の職員からは、研修などを中心に支援センターの意義等を学校に啓発している。また、指導主事が学校との調整役を担いチームとの連携をコーディネートする。
- (3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容
相談支援においては、保健機関などが対応する個別ケースが見られる。
- (4) 連携のために工夫していること、課題点
現在の関係職員との目標共有、情報共有には気を配っている。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

定期的な連絡会の開催などは行っていない。チーム内の役割が異なるので、役割分担をいかに効果的に行うかが課題。研修方法についても模索中である。

【考察】

家庭教育支援を基盤として、すべての子供が健やかに成長できることをねらって、教育的ニーズにアウトリーチすること、拠点を福祉法人にしていることから、さまざまな展開をもたらしている。つまり、学校だけでなく学校外の居場所として機能し、福祉機関である児童家庭支援センターや母子相談などともつながって丁寧にケアしている。各機関が共通の認識を持てるのは日常的に場所を共有していることや、決定や支援アドバイスなど含め調整役にスクールソーシャルワーカーがいること、そのスクールソーシャルワーカーが市役所の子ども福祉関係出身であることが大きい。チームの拠点場所として社会福祉法人の施設が運営する児童家庭支援センターを用いていることも特徴的である。

対象は、拠点場所の特徴から養育に課題を抱える、あるいは不安、ひとり親や多子世帯に焦点化されている傾向はあるが、個々の教育的ニーズに応じた家庭教育支援をスクールソーシャルワーカーとチームで動くことで可能にしている。家庭教育支援員は学校からのニーズでアウトリーチで気軽に出向き話せる人材として、次のステップに向かっていけるような支援をしている。

役割分担も明確で計画的に事業を進め、発見機能を果たす学校との連携や、つなぎ先である福祉、あるいは場の活用としての福祉との連携も、機能的に進めている新しい発想のユニークな取り組みである。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

少子高齢化及び人口減少が進み、人口はすでに1,500人を切っている。平成26年度の出生数は0人となりメディアでも取り上げられることとなった。保育所、小学校、中学校が1か所ずつあるが、在籍者数は保育所22人、小学校24人である。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

家庭教育支援チームの担当部局は教育委員会であり、チームは笠置小学校支援地域本部の組織下に位置づけられている。なお、保護者やその子供が集うための拠点として、保育所にて子育てサロンを定期的で開催している。

(3) チームの目的とメンバー構成

少子化が進み子育て家庭が減少する中、親同士のつながりが作りにくくなっている。チーム支援では、母親のつながりの形成や活動の場、子育ての悩みなどへの相談対応を目的としている。

子育てサロン活動を担うコーディネーターを中心に、主任児童委員、食生活改善推進員、保健師、小学校教頭、保育所長、スクールカウンセラーなどによってチームが構成されている。スクールカウンセラー（臨床心理士）は隔週1回学校に派遣され、必要に応じてチームへのアドバイス・助言を行う。

(4) チームの事業内容・予算

子育てサロン（ほっとサロン）では0歳児から小学6年生までの子供を持つ保護者を対象としている。月3回程度、午前中、保育所においてサロンを開催しているが、主な参加者は就園前の乳幼児の母親であり、平均3～4人の利用がある。親同士が気兼ねなく話ができるよう「ひろば」としての活動のほか、クリスマス会や水遊びなどの季節のイベントや、講師を招いての子育て講座も開催している。毎月チラシを作成し、学校掲示や回覧板による頒布等を行っている。

また、家庭訪問も重要な取り組みであり、子育てサロンと同様にチラシによって住民への周知を図っている。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

対象は小学校卒業までの子供を持つ家庭としているが、訪問先としては未就学児のいる家庭が多い。子育てに関する相談事に広く対応するようにしている。

② 目的

保護者が抱える子育ての悩みなどに対して、個別の相談支援を行う。子育てサロンとは異なり、他の保護者がいる前では話しにくい内容などを相談できるのが利点である。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

家庭訪問活動に従事するのは、子育てサロンにも従事するコーディネーター1名のみである。保育士資格を有し、現在はホームヘルパーとして勤務する傍ら、家庭教育支援については地域住民として協力している。

② 訪問員

上記のコーディネーターが訪問員も兼務する。

③ 訪問のルールについて

訪問のルールについては明文化されていない。スタッフの心がけとして、プライバシーの尊重と傾聴の姿勢を重視している。訪問支援の際には、活動報告を記録・保管している。

なお、人口が少ない小さな町ゆえに、守秘義務については十分に留意している。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

子育てサロンでの保護者との会話が訪問のきっかけとなる場合が多い。保護者から依頼があつて訪問を開始する場合もあるが、サロンでの様子を見て心配だと思う場合には、コーディネーターから連絡をして訪問することも少なくない。子育てサロンですでにコーディネーターとの信頼関係が形成されているので、家庭訪問に関して拒否されたことはない。また、保健師とは、守秘義務に抵触しない範囲で情報共有を図っており、その情報を基に家庭訪問を行う場合もある。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

コーディネーターと訪問員が兼務であるので、既述の通り、子育てサロンでの親子の様子や保健師からの情報提供などにより、コーディネーターが自ら訪問の必要性を判断し、訪問を行う。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

アセスメントや方針決定についても、コーディネーター兼訪問員の判断にゆだねられている。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

平成26年度の訪問実績は、9家庭延べ17回であった。訪問対象は母親であるが、子育て中のため忙しく過ごしているので、1回の訪問時間はおよそ1時間以内である。支援の内容としては、傾聴を中心に、必要に応じて助言などを行う。訪問をきっかけに子育てサロンを紹介し、利用につながった事例もある。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

継続や終結に当たってルールなどは設けておらず、コーディネーター兼訪問員の判断に任されている。実際には単発の訪問で終結するケースが多いが、心配な家庭については継続的に訪問を行う。継続ケースとなるかどうかは、母親の精神状態を考慮して判断している。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVは配置していない。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

保健師などの専門職による家庭訪問は大切であるが、子育て中の親にとって気さくに話ができるのは非専門職のほうがである。そのような意味で、同じ地域の住民という目線で子育て家庭にかかわっていくことが、家庭教育支援の強みである。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

現時点ではとくに決めてはいない。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

現在、採用方法について特定の規則や決まりがあるわけではない。訪問支援員に求める資質としては、コミュニケーション能力、フットワークの軽さ、地域に精通していることや子育て経験などが挙げられる。訪問支援員はピア・サポート的な立ち位置であるべきであると考えてるので、専門資格についても必須とは考えない。ソーシャルワーカー等の資格については現時点で必要とは考えていない。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

インフォーマルな勧誘や学校支援員からの転属など。現時点でもとくに採用方法について規則はない。

(3) 訪問員の研修方法 (4) コーディネーターの研修方法

研修については、府教委などが主催する研修をコーディネーター兼訪問員に案内することで対応している。しかし、訪問員の本業が忙しいため、実際には研修参加はできていない。後任者の育成や引き継ぎは、これまで検討されたことがない。町の人口減少により、後継者を見つけること自体が難しい。町外の家庭教育支援との連携・統合は、交通アクセスや利用者の負担から望めない。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

年3回、上位組織である「笠置小学校支援地域本部実行委員会」において訪問支援活動の成果を報告、評価を行っている。また、学校支援地域本部および放課後子供教室のコーディネーターを交えた「コーディネーター会議」も年1回開催し、互いの実績を報告し合ったり研修内容等を共有するようにしている。

6. 連携について

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

家庭教育支援チーム員である小学校教頭と、チーム内でのミーティング等で情報共有を進めている。必要に応じて、訪問活動の報告や気になる点を挙げて相談する。逆に、教頭の方から訪問支援の検討が持ち込まれることもある。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

これまでに児童虐待等への対応事例は発生していないものの、虐待予防に向けて、医療機関や要保護児童対策協議会などとの連携を密にする必要性はあると考えている。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

少子化対策が重要課題である。現状のまま人口減少及び少子化が進行する場合、拠点となる子育てサロンの運営が難しくなる。サロンでの関係性を基盤として家庭訪問を開始する場合が少なくないので、サロンの運営が難しくなれば、おのずと訪問支援活動にも支障が生じることになる。

【考察】

笠置町家庭教育支援チームは、保護者やその子供が集うための活動拠点として、保育所において子育てサロンを定期的に開催している。この子育てサロンを担当するスタッフが訪問員を兼務しており、サロンでの保護者との会話が家庭訪問のきっかけとなる場合が多い。スタッフから連絡をして家庭訪問を行うケースもあるが、いずれの場合もサロンですでに保護者との信頼関係が形成されていることが、訪問に対する保護者側の抵抗感の軽減に役立っている。このように活動拠点が、訪問支援に結びつく「エントリー（入口）」として重要な働きを担っている。

活動拠点がエントリーとなるだけでなく、家庭訪問をきっかけに子育てサロンの利用につながった事例も報告されている。つまり、「訪問支援から拠点での活動に」あるいは「拠点での活動から訪問支援に」という双方向の関係を軸にして、支援の可能性を広げていけることが、拠点となる「場」を有する利点であるといえる。

さらに、同じ地域の住民という目線で子育て家庭にかかわっていくことが、家庭教育支援の強みとして重視されている点にも着目したい。専門職による支援は、とすれば指導的な支援に傾斜する場合があるが、むしろ相談者と水平・対等な関係を築き、相談者の心を開き、必要に応じて地域の社会資源を紹介したり結びつける仲介者としての役割を担うことが、家庭教育支援に求められる基本的な役割であると考えられる。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

箕面市は、人口が約13万5千人、年間の出生数は約1,100名程度で、人口は増加傾向にある。財政力指数は大阪府の自治体の中では上位となっている。公立の幼稚園が5園、保育所が4所、小学校14校、中学校8校である。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

平成23年度から家庭教育支援チーム制度を導入していて、担当課は箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課である。チームは中学校区ごとに置かれ、家庭訪問を行う支援員の活動場所は事業実施している当該の学校となる。今回のインタビューで訪問した当該校は、家庭訪問による支援に取り組んでいる学校で、支援員が配置されている。

(3) チームの目的とメンバー構成

箕面市の家庭教育支援チームの制度は、大阪府教育コミュニティづくり推進事業費補助金交付要綱に基づき実施されていて、家庭訪問が主軸になっており、講演や子育て支援の拠点などの取り組みはない。本市の本事業の目的は、「家庭の教育力が十分に機能していない状況にある家庭に対し、地域住民が学校と連携の下で家庭訪問等を行い、児童生徒および保護者の個別の支援を行うとともに、子育てに関する情報や学習の機会を提供することにより家庭教育の教育力の向上を図る。」(箕面市訪問型家庭教育相談体制充実事業実施要領第1条)となっている。しかし、現実的な目標としては、学校への登校・所属の学級への復帰が主なものとなっている。

現在活動している支援員は全市で8名(教員免許のある元教員3名、看護師等の資格のある住民2名、教育系などの大学院生等3名)である。支援員は、学校からの推薦、または広報紙で募集しており、市教委への登録者数は24名となっている。

(4) チームの事業内容・予算

本事業の年間予算は、756,000円で、支援員に支払われる謝礼は1日当たり2,000円(2時間程度の活動)で、1中学校区当たり年間63日の活動日数で上限が126,000円となっている。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

対象は「養育する子が本市の公立小中学校に在籍し、仕事等で学習機会への参加が困難な保護者、子育てへの関心が薄い保護者、地域で孤立している保護者と、そのような家庭環境のもと、不登校傾向、又は、学校において個別の支援が必要な児童生徒とする。」とされている。

② 目的

家庭により支援内容は異なるが、親子への訪問や電話での登校の促し、学習支援が支援員の基本的な役割で、その他学校内での話し合いや別室登校時でのサポート等を行う。具体的には朝の登校の促しや、不登校による学習の遅れに伴う支援などに取り組んでいる。また、当該家庭への子育て支援情報の提供や学校からの配布物の手渡しとその説明、近隣の支援体制づくりを行う事もある。

平成26年度は16家庭に延べ297回訪問している。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

③ 訪問のルールについて

訪問の頻度は家庭の状況によって異なる。毎日の場合や2日に1回の場合もあるが、特に基本パターンがあるわけではない。現在訪問している家庭については、児童が11時にな

っても登校してこない場合にのみ、電話や訪問を実施している。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

学級担任は、学級経営や生活指導を担当するが、学級担任だけで対応・支援する事が難しいケース（不登校・発達障害等）を学級担任や生活指導担当等が特定することで、本事業の実施にむけた取り組みが始まる。

(2) 訪問支援の実施過程

《フロー》

学級担任だけで対応する事が難しいケース（不登校・発達障害等）

→「校内支援委員会」（校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・支援学級担任で構成）

で検討、訪問支援が適当なケースと判断された場合、「校内支援会議」（全教職員参加）で情報共有のうえ、支援方法を決定し進捗管理する。

→申請書もこの時点で市教委に提出。

→SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）にコンサルタントとして助言を求める時もある。SCやSSWとの協議機会は月2回程度。

→日常的な支援は生活指導担当と支援員が行い、家庭訪問支援の責任者は、校長・教頭・生活指導担当・学級担任が担う。

→家庭訪問に関するケース会議は、校内支援会議のメンバーやSSWの他、必要に応じて市の要保護児童対策地域協議会の調整機関としての男女協働・家庭支援室の職員なども参加して実施される。夜間の時間帯に開かれることもあり、なかなか支援員は参加できない。本ケース会議で支援計画が検討される。

→困難ケースの検討会議は、学校や市男女協働・家庭支援室等が主催して学校等で実施している。同室の担当者と学校は電話や訪問により随時情報共有を図っている。

《使用シート類》

支援開始前のアセスメントシートや支援計画書等は、決まった様式としては特にない。活動日ごとに「支援チーム活動記録」が作成される。冒頭に「学校から支援員へ」の連絡・依頼事項が書かれ、そのあとの部分に時限ごとに「子供の様子」や「支援員→学校」へ連絡するメモができるようになっている。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

《家庭への支援（基本姿勢と支援内容）》

現在本校で訪問している支援員は本校20年勤務の退職教員であり、気さくで優しい人柄で、親の話を丁寧に聴く姿勢を大切にしている。

家庭訪問開始に当たっては、担当家庭に支援員が訪問する旨を生活指導担当が事前に連絡をする。訪問開始後しばらくの間は、保護者が気楽に話せるように安心感をもってもらうことを意識して会話している。なぜ学校に児童を来させないのか、夕食は作っているのかなどとは言わない。また訪問先をきょろきょろして見ないようにもしている。玄関にだけ入って済ますことも少なくない。

実際の訪問の様子としては、集団登校の時間に家庭訪問をして挨拶し、児童がまだ寝ていたりすると「起こしてあげてくれない？」など朝の声かけをして登校を促したりすることが多い。訪問初期は毎日訪問することもあるが、別室登校ができるようになると訪問回数は減らしている。

家の中に入ることが必要な場合は、生活指導担当（女性）と2人で行く。母子家庭の場合などの配慮である。こうした場合は、生活指導担当が家庭の様子を聞くこともある。支援員は保護者の心配事の相談相手にもなる。父子家庭で思春期の長女がいる父親の進路相談などにのったり、市教委が実施する不登校支援事業などを紹介したりしている。

保護者との信頼関係ができてくると、「朝晩のごはんを作っている？」とか、学校を欠席したりした場合は「学校へ連絡した？」など、学校生活のための基本的なケアができるように促すなどの声掛けを行う。

また、家庭訪問に行くことで、近隣住民との関係ができ、当該家庭の見守りや支援の体制を作るきっかけづくりができることもある。

《子供への支援》

不登校の子供自身には、授業についていけるよう、また子供との信頼関係をつくるために毎週1回程度日を決めて、家庭内で勉強を教えることもある。集中力が続かないので30分程度となっている。また、学校からの配布物も渡しに行き、口頭での説明も行う。

《学校との連携》

毎回の家庭訪問前には生活指導担当と事前に打合せを行い、支援内容などを確認し、訪問後は「支援チーム活動記録」を学校に提出し、活動報告を行う。なお、この活動記録は市教委担当課にも提出されている。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

不登校対応がチームの主な役割であることから、支援対象の児童生徒が所属しているクラスに安定的に登校できるようになれば終結となる。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

コーディネーターとしては生活指導担当と校内の支援コーディネーターの担当教員、スーパーバイザー的な役割を持つのは校長や教頭である。また、コンサルタントの役割はSWSやSCなどが果たしている。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

先にも述べたが、支援員は地域の住民などから選ばれている。現在活動中のキャリアは元教員や看護師、精神保健福祉士、大学院生などである。専門職として採用されるわけではないので、資格要件も無い。主な役割としては、親には傾聴や情報提供を基本としながら、それぞれの専門性を生かした相談支援を、子供には登校時の声掛けや学習支援を基本としながら、遊びや傾聴、子供の困りごとなどの相談支援を行っている。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

支援員のリクルートは学校からの推薦を受けるとともに、市の広報紙で公募し登録してもらっている。専門職として採用されるわけではないので、資格要件は無い。活動開始までに、当該校の校長が面談して支援を担当するかの最終決定をしているが、本事業の主旨に合致した人材確保、支援員と家庭とのマッチング、採用時や活動中の研修等の実施が選考・採用上の課題となっている。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

別途に採用は行っておらず、生活指導担当や校内の支援コーディネーターの担当教員など、学校の教員組織が担当している。

(3) 訪問員の研修方法

支援員は、これまでのキャリア等を活かした活動を行っており、現在、市としては研修を実施していないが、大阪府が実施する研修等があれば、案内している。期待される研修テーマとしては、子供の生活リズムの支援、不登校の背景理解、傾聴・カウンセリングの基礎、立ち直りの道筋の多様性理解、地域資源の理解、ソーシャルワークの基礎、学習支援の方法、親への支援・接し方等が指摘された。また、支援員の交流研修の場への期待も高い。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

これまでは家庭訪問による支援等は学級担任がしていた仕事だったが、支援員の制度ができたおかげで、授業中などの対応や訪問支援などができるようになっているとともに、登校できるようになる子供が増えてきていることから本制度の効果は高い。また、学級担任ではない支援員が訪問することから、学校と家庭の間の敷居の高さを下げることができ、

つまり学級担任には言えないことも話しやすい関係をつくることができ、よりきめ細やかな支援が可能となっている。なお、こうした効果の背景には、公的な制度であることから家庭からの信頼度も高い支援制度となっていることが挙げられよう。

(2) 数値等で示された結果や成果

今回訪問した当該校では、この4年間に不登校の児童がいる7家庭を支援し、すべての児童が登校できるようになったとのことである。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

必要に応じて訪問支援を実施するためには、安定的な予算の裏付けが必要である。しかし、支援する家庭がないときもあり、ある時は頻回の訪問となったり、突発的な対応が必要なこともあることから、柔軟な予算運用等が可能となるような仕組みの検討が課題となっている。また、力量があり学校との連携を適切に行うことができる支援員の確保・育成が課題である。そのためには、学校のこともよくわかっている退職教員の活用制度等を考えることや、民間組織にこうした人材の確保・育成を依頼するなどの工夫が求められている。

【考察】

不登校児童や家庭への支援を中心とした事業であり、下記の点が特筆される。

- ・事業の実施要領を作成し、事業目的・方法等について行政の中で明確に位置付けている。
- ・具体的な支援では、学校をキーステーションにして学校内に校内支援委員会、校内支援会議が設置され、SSWやSCとも連携したネットワークを作り、支援の道筋を検討し、それぞれが役割分担をする中で支援員（支援チーム員）がその役割を果たすというはっきりとしたシステムが出来上がっている。
- ・支援員のための記録様式等も整備されている。
- ・深刻ケースも、市の要保護児童対策地域協議会の調整機関である男女協働・家庭支援室等が学校に向きケース検討会議が行われている。

箕面市では、不登校児童生徒や家庭の支援が中心となっており、今回訪問した当該校は、組織的な取り組みが効果的になされている。こうした高い機能を持つシステムを活用し、不登校ではないが子育てに不安を感じる家庭、または困難な家庭への支援にも必要に応じ訪問するなど、予防的な領域まで支援対象を拡大することで問題の発生防止に取り組むことが期待される。そのためには、支援員も専門性のある方とともに、非専門的な当事者性の高い地域住民にも参加してもらうなどの工夫も必要となろう。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

大阪市の東端部に接しているベッドタウンである。人口約12万5千人、平成26年度の出生数は915人で、保育園3園、幼稚園2園、小学校14校、中学校6校ある。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

事業発足当初、訪問型家庭教育支援チームは教育委員会生涯学習課の所属で活動拠点は学校配置であった。平成26年度よりチームの活動実態をより効率的に把握するため、活動拠点を市役所に移した。

(3) チームの目的とメンバー構成

門真市家庭教育支援チームの活動は平成25年度よりスタートした。当初は教育委員会生涯学習課が、地域とのつながりがなく引きこもりがちな親が幅広い地域人材とコミュニケーションの機会を得られる場をつくることを目的として、大阪府の親学習リーダー養成講座を修了したメンバーを中心に公募や公立幼稚園の協力を得て幅広く子育て世代を対象として参加者を募った親学習講座をサロン活動として行っていた。平成26年度は全3回の実施で、内容は大阪府推奨の親学習プログラムを基に、「子育てに悩んでいること」などのテーマについてのグループディスカッションを行った。

また同時に、生涯学習課に訪問型家庭教育支援チーム、学校教育課に心理や福祉の専門分野から学校を支援するサポートチームが設置されていた。

訪問型家庭教育支援チームは、主に小中学校の不登校などの問題に悩む家庭に対して傾聴を中心としたアウトリーチ型の相談活動を行う。活動の主な目的は、家庭と学校や関係機関をつなぐことである。

メンバーは、大阪府の親学習リーダー養成講習受講者1名、認定心理士等の心理系資格を有するメンバー3名。そのうち3名は教員免許をもち、うち1名は元小学校教員で社会福祉士の資格も持つ。

また訪問型家庭教育支援チームとは別に、学校教育課に元校長、スクールカウンセラー(S C)、スクールソーシャルワーカー(S S W)からなるサポートチームがあり、主に専門的な見地からの全般的な学校支援を行っていた。

(4) チームの事業内容・予算

チームの事業内容は傾聴を中心とした訪問型の相談活動。ケースによって学校や関係機関につなぐ場合や、親の病院への付き添いなどを行う場合もあった。

予算としては人件費として一人1時間につき1,000円、一日4時間×週2回の勤務。平均して一人あたり月に22時間程度の活動を行う。ケース数は活動月や学校によるが、一人5～6件を持っている場合や、ケース数としては1件だが頻繁に訪問が必要な難しいケースの場合もある。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

周知は全ての家庭に対してしているが、訪問対象となるのは不登校など子供が学校とのかかわりにおいて問題を抱えている家庭。

② 目的

親を対象とした訪問相談活動を行うことで、家庭と学校や関係機関とをつなぐことを目的としている。問題を抱え引きこもりがちな家庭にアウトリーチ型の訪問活動を行うことで社会参画を促し、家庭教育の視点から不登校や暴力行為などの子供の抱える課題解決を図る。

「困っていることがあれば何でも相談してください」というスタンスで活動を行っている。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

チーム内の調整はチームのコーディネーターが行う。学校からの依頼や担当の割り振り、関係機関との連絡調整等は窓口となる行政担当者が行う。依頼の内容によってはより専門的な対応の出来るサポートチームにまわす。その判断はサポートチームの調整者である元校長が行う。

② 訪問員

訪問員は4名で、認定心理士などの心理系の有資格者。元教員や幼稚園教諭、社会福祉士の資格など、経験や資格において高い専門性をもつメンバーが多い。

③ 訪問のルールについて

事業立ち上げに際して実施要項の作成し活動内容を規定している。個人情報に関しては、子ども家庭センターなどの対応を参考に、個人情報保護守秘義務誓約書などマニュアルや書式を作成し徹底している。訪問に際しては家児相のものをモデルとして作成した相談員証を携帯し、相談員の安全を考慮して原則2人一組で訪問している。

訪問ごとに「子ども悩み相談カード」に記入し生涯学習課に保管する。また、月ごとの活動状況を家庭教育支援事業報告としてまとめ、管理している。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

各学校の担当教諭がニーズを発見した場合

⇒管理職が教育委員会窓口に依頼。

他に、専用ダイヤルに直接保護者からの依頼を受けることもある。

事業内容の周知を図るため、校長会等で事業内容のPRを行う。

また、サロン活動として大阪府の親リーダー養成講座を修了したメンバーを中心にコミュニケーションを目的とした親学習講座を年間3回開催していた。今年度は事業を休止しているが、学校支援地域本部の事業に移行を予定している。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

各学校の担当教諭がニーズを発見、又は専用ダイヤルに直接保護者からの依頼

⇒学校管理職がSSW対応か家庭教育支援チームかの判断を行う。

⇒行政担当者に依頼（依頼書に基づき依頼内容を調査・確認）。

⇒必要があればサポートチームに相談。

⇒相談員の派遣決定。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

訪問員の派遣決定後、学校の担当者との面談

⇒家庭訪問の計画等方針決定。

⇒家庭訪問の実施。

⇒「子ども悩み相談カード」等報告書を行政窓口に提出。

⇒必要に応じて学校や関係機関とのケース会議を開く。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

傾聴が中心だが、メンバーが心理系の有資格者であるということで専門性が高い。家庭環境の難しい家庭や、精神的な問題を抱えた親などに対しては病院への付き添いなどを行ったり、ケースによっては親の話し相手になる程度であったり様々である。家児相、寝屋川子ども家庭センター、又発達障害などの対応専門の民間のセンターにつないだケースもある。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

学校教育課のサポートチームと適宜連絡を行い、必要があれば子育て支援課や保護課との連携を行う。ケースの状況に応じて学校や関係機関とのケース会議を実施し方針決定を行う。

学期に一回サポートチームのメンバーも参加する連絡会を開き、各ケースの課題を共有するとともに課題解決に向けた協議を行う。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVとして設置しているわけではないが、サポートチームと連携することでサポートチームのメンバーがそれぞれ専門分野のSV的な役割を担っている。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

訪問員には保護者への傾聴を中心として、情報を集める役割を担う。
心理系資格を採用条件としたため、活動内容の専門性が高い。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

現段階ではトラブルになったことは特にない。専門的な対応が必要な場合は適宜サポートチームや専門機関に繋げる。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

実施要綱で心理系の資格を有していること又は大阪府のリーダー養成講習を修了していることを採用条件としているが、時給等の採用条件と資格のレベルとのギャップから数の面で人材が集まらないという課題がある。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

大阪府のリーダー養成講習を修了した者。

(3) 訪問員の研修方法

「スキルアップ研修」として、大阪府から発達障害の専門知識を持ったコーディネーターを派遣してもらい、課題解決のためのグループワーク研修を行う。1回2時間×4回実施。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

相談内容は「子ども悩み相談カード」に記録する。

また、その記録内容に基づき「家庭教育支援事業状況報告書」を月ごとに作成し行政窓口へ提出する。主な項目内容としては児童生徒、保護者、その他関係者の対象者別に相談内容と件数、また、窓口での相談かアウトリーチ型の相談かといった相談の形態ごとの件数を学年別に集計したものである。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

ケースの完全な解決には至っていないが、問題に悩み閉じこもりがちだった家庭が訪問により学校や関係機関とのつながりをもつきっかけとなったり、親が変わることで子供に変化がみられるなど一定の効果が見られた。また、数は少ないが訪問によって家庭内の深刻な問題が発見され、関係機関につなぐことが出来たケースもあった。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

依頼が学校からということで学校中心になっているが、子育て支援課やケースによっては保護課とも連携し家児相、寝屋川子ども家庭センター、民間のセンターに相談を繋いだケースもある。

また、門真市の家庭教育支援チームの特徴としてサポートチームとの連携がある。この点に関しては事項の課題についての欄で詳細を記す。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

当初市としては、サロン活動などによって対象を幅広く設定する生涯学習課の家庭教育支援チームと、専門家による課題を抱えた家庭を対象としたサポートチームという設定で、訪問型家庭教育支援チームには、親の話し相手の様な相談相手をイメージしていたが、相談員が資格も経験もあるメンバーだったため相談内容のレベルが予想以上に高かった。しかしその反面、心理資格を採用条件にしていたため、次年度に数の面で人材が集まらなかった。また、サポートチームと業務内容が似ていたという点から、今年度（平成27年）よりサポートチームの中に訪問型の相談員を2名置くという体制に移行した。

新しいサポートチームは教育委員会の学校教育にあり、活動拠点は教育センター内で事務所とカウンセリングルームがある。メンバーは元校長、SC、SSWと訪問型相談員2名。退職校長がコーディネーターとしての役割、SCは子供のプレイセラピーを中心に、数回に1回は親のカウンセリングも行う。SSWは週2日勤務で主に学校のケース会議のコーディネートを行う。SSWに関しては、サポートチームのワーカー（市の採用）とは別に府の採用で小学校配置のワーカーが2名いて、定期的に連絡をしつつ活動している。

新体制になり、当初は訪問型の相談員に対する依頼は少なかったが、学校のケース会議に相談員も参加をするようにした結果、スタート段階からケース検討の中に入れるようになったことで活用の方が広がり、訪問支援の形に繋げることが出来つつある。

訪問型支援としては潜在的なニーズの発見や、広い層の家庭への対応など課題もあるが、サポートチーム全体としてはほぼ全ての学校に関わりが出来、サポートチームの体制が浸透してきたこと、そのことによって例えば不登校に関しては数の上では変化はないが、家から出て適応指導教室などに行くことが出来たなど変化があったり、SSWの視点がチームに入ったことで福祉的なアプローチが加わったことなど、成果が見られている。

勤務日の関係からチーム全員がそろってそれぞれの専門的見地から対策を講じる、といった動きが取れないこと、訪問員と各専門家との役割の違いをどう形にしていくかなどが課題である。

【考察】

要項を作成しているなど、家庭教育支援員が動きやすい体制が創られている点は評価すべきである。しかし、その内容から、専門的な人材を雇用する方向になっているため、入口の気軽な導入、アウトリーチだけで終わりにくいであろうと考えられる。

また家庭教育部署と児童生徒部署の連携によって両方の機能を持っていたこともユニークである。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

泉大津市は大阪府の南部に位置し、交通利便性の高さを生かし住宅開発が進められ、毛布を中心とした地場産業と住宅が共存する都市となっている。人口約7万6千人、平成25年度の出生数は678人。公立の幼稚園6園、保育所5ヶ所、認定こども園2園、小学校8校、中学校3校がある。

また、日本プロカウンセリング協会の泉大津校がある。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

泉大津市の家庭教育支援チームは、他市では社会教育担当課（泉大津市では教育委員会生涯学習課）に設置されていることが多い中で教育委員会指導課に置かれている。より学校との繋がりが強い指導課に窓口があることで、学校からの要請を受けやすくなっている。

チームの活動拠点は教育支援センター内にあるが、事務所として支援員が常駐しているわけではなく、月1回開催される「親の会」や、同じく月1回開く「サポーター会議」の場として使用している。

「親の会」は毎月第2木曜日の午前中に行い、チームリーダーと活動経験豊富なサポーターが中心となり、少人数でのグループカウンセリングも行っている。教育支援センターのホームページや、市の広報紙にも掲載してPRしている。訪問型支援を行ったご家庭の方が外に出るきっかけを作る場としても活用されている。

今後、生涯学習課も含めて「親学習」的な方向性も広げていく可能性を検討中である。

(3) チームの目的とメンバー構成

不登校等子供がSOSを発しているけれども、学校とのコンタクトがとりにくい家庭に対して、学校からの要請で訪問支援をすることからスタートし、保護者のエンパワーメントを目的としている。

チームのメンバーは日本プロカウンセリング協会の1級心理カウンセラーの資格を持つ。チームリーダー1名、家庭教育支援サポーター6名の計7名。

(4) チームの事業内容・予算

日本プロカウンセリング協会の泉大津校があるという泉大津市の特徴を活用して、同協会の資格認定者による傾聴やエンパワーメント等、カウンセリングスキルを生かしたアウトリーチ型の支援活動を行っている。また、サロン活動として活動拠点場所でもある教育支援センターにて「親の会」を月に1回行っている。これは、同じ悩みを持つ保護者が、お互いに支えあい、高まっていく効果が期待できる。

予算は訪問1回（3時間）につき3千円。チーム員一人当たり平均して25時間前後の活動時間をとっている。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

子供本人を含む、保護者が子育てや自身の健康、家庭環境等に問題や悩みを抱えている家庭。不登校等の問題行動があり、その要因が家庭にあると考えられる子供・保護者に対して、各校や福祉部局から教育委員会に家庭教育支援の要望があがる。訪問型支援は自分から関係機関にアクセス出来ない家庭を対象と考えている。

② 目的

傾聴を中心としたカウンセリングスキルを生かして親の本音を聞き出し、エンパワーメントすることによって孤立した親が繋がりを作るために外へ出るファーストステップとなること。また、その様な家庭と学校が再び繋がりを持つことができるようサポートすること。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

リーダー1名。日本プロカウンセリング協会1級心理カウンセラー。*臨床心理士ではない。

② 訪問員

1級心理カウンセラーの資格を持つ地域人材。*臨床心理士ではない。

③ 訪問のルールについて

ケースごとに1クールを1回3時間の訪問×25回と設定し、1クールごとにケース会議を開きその後の対応を検討する(ただし、設定以外でもケースが動いた場合等は随時ケース会議を開催する)。

訪問後は学校へ立ち寄り等必ず報告を行う。

また、報告形式はA4用紙1枚程度のフォームがあり、支援内容、会話やその後の動きの流れ等を記入し、リーダーと指導主事が確認している。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

⇒学校や福祉部局からの要請を教育委員会指導課が受ける。

⇒指導課と支援センターとの協議によりサポーター派遣の判断をする。

学校や関係機関に対する広報としてリーフレットを作成し、校長会や「いじめ・不登校」対応担当者会等で、リーフレットを用い家庭教育支援サポーターの活用法を周知している。

親を対象にはリーフレットは配布していない。訪問型の活動は自分から支援を求めることの出来ない家庭に対して行うことを目的としているためである。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法(メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど)

サポーター派遣の要請の際、学校から子供の様子や保護者の養育状況、支援が必要な理由等の情報を集める。

この段階で福祉的な対応が必要な場合なら関係機関(社協CSW(コミュニティソーシャルワーカー)・生活福祉課・障がい福祉課等)につなぐ等、指導主事と学校管理職が判断する。

⇒リーダーに連絡(チームへの支援要請)。

⇒その情報をもとに指導主事とリーダーが派遣するサポーターを決定。

⇒指導主事が学校と連絡を取り、ケース会議設定の依頼をする。

② アセスメントと方針決定の仕組み(ケース会議の構成員や方法、頻度など)

学校のケース会議にリーダー、サポーターが参加。

⇒情報の共有とアセスメントに基づき「個別の支援計画」を作成。

⇒役割分担や方針を決定。

「誰が行くか」「どんな話をするか」または「どんな話題は避けるか」等綿密な打ち合わせをする。

初回の訪問には学校内で一番その家庭とつながりの深い教職員と一緒に訪問する。

③ 訪問支援の具体的方法と内容(時間、回数、傾聴など)

⇒支援員と(初回は)学校関係者とで訪問

⇒訪問後は毎回学校に立ち寄り、情報共有をする

⇒A4用紙1枚程度の報告フォームがあり、支援内容、会話やその後の動きの流れ等を記入し、リーダーと指導主事が確認

その際、留守や会えなかった場合でも、「留守だった」「会えなかった」という報告も情報として大切にしている

支援方法は傾聴、カウンセリング中心。じっくり話を聞き、親の本音を聞き出すことによってエンパワーメントし、親の本来持っている「元気」を引き出す手助けをすることを大切にしている。サポート期間が終わった後のことを考え、長期に渡る依存的な関係にな

らないよう、また、ただ子供を一時的に学校に連れ出すのではなく、家庭が自分の力で子供を学校に送り出せるようになるような支援を心掛けている。

さらに、第三者として学校が言いにくいことをうまく家庭に伝えることで、学校と家庭との繋がりをサポートする。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

⇒ケースごとに25回の訪問を1クールとして実施。

⇒1クール終了後に再度ケース会議を行う。

⇒子供や家庭の変化を検証し、再度「個別の支援計画」の見直しを行い支援の継続の判断をする。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

リーダーと指導主事がサポーターの担当割り振り等を行う。特にSVとして設置はしていないが、ケースの対応についてはリーダーが家庭教育支援サポーター会議等をコーディネートし、その場でSV的な役割として助言を行う。専門的な助言が必要な場合は適宜担当機関に繋げる。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

心理カウンセラーの講習を受けた地域人材で、社会貢献等の意識の高い人。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

個人で丸抱えにしないこと。学校も含めたチームで動くことを重視している。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

心理カウンセラーの講習を受けた地域人材で、社会貢献等の意識の高い人。同講習の講師を勤めているリーダーが受講状況等から人材について総合的に判断し依頼する。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

リーダーの活動は、マニュアル化してすぐに来ることではなく、ある程度の活動から得られた知識や技術等総合的な能力が必要であり、現在のところリーダーの人材に依っている部分が多い。

(3) 訪問員の研修方法

○ 発達障がいについての理解を深めるための研修（H26年度実施）

⇒府教委主催の事業

⇒演習形式の講座をサポーター会議で実施（2時間×2回）

○ 福祉部局・社会福祉協議会の役割の理解を深める研修

⇒行政担当者がファシリテート

⇒講義形式で1時間×2・3回実施

○ マニュアル等

⇒「お土産」：訪問の際に子供が学校で頑張っている様子等の「良い情報」を持っていくこと、丸抱えしないこと、サポーターの手柄にせず黒子に徹すること等の基本的な部分はマニュアル（現在作成中）にまとめている。

○ サポーター会議

⇒月に1回開催。ケースについての報告を行い、リーダーが助言しながら個々のケースの検討を行う。

(4) コーディネーターの研修方法

リーダーの活動についてはマニュアル的なものではなく、人材に依っている部分が多い。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

下記4点を記録・集計し効果を検証している。

- ① 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の学校復帰率
- ② 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の校内適応教室の入室率
- ③ 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の教育支援センター適応教室の入室率
- ④ 前年度100日以上または全欠席の長期欠席児童への支援と効果の検証

(2) 数値等で示された結果や成果

年度を越えての継続ケースは全体の3分の1。ケース全体の約40パーセントは学校や適応指導教室等次のステップへ繋げている。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

学校と家庭との間に第三者が入ることによって、直接だと言にくいことや誤解しがちなことを伝えることで両者のつながりや、家庭が外とつながるきっかけをサポート出来ている。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

リーフレットを要対協事務局・保健センター職員等に配布し、周知をしている。家庭教育支援チームの窓口を教育委員会の指導課で一本化しているため、指導課として福祉部局（要保護児童対策地域協議会の事務局があることも未来課、基幹型CSWを配置している社会福祉協議会、生活福祉課、障がい福祉課等）と連携し、家庭教育支援チームが動きやすいよう日頃から情報共有している。

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

チームの窓口が学校との繋がりが強い指導課に設置されているため、学校からの要請を受けやすい。情報共有等の仕組みに関しては上記「3. 訪問の方法について」の部分に詳細がある。

訪問の後には学校に寄り報告をすること、サポーターの手柄にせず黒子に徹し、「子供の頑張り」「先生の頑張り」を第三者の立場から伝えること等が重要。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

要保護児童対策地域協議会とは常に情報交換を行っているため、壁を感じることはない。「子供のためにいいことを」という共通理解が出来ている。

(4) 連携のために工夫していること、課題点

情報交換は常に行うこと、サポーターの手柄にしないこと。

また、行政担当者が、家庭教育支援サポーターの役割を明確にすること。それが、サポーターの動きやすさにもつながり、学校現場にも家庭教育支援への理解が深まる。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

リーダーやサポーターの人材や経験に頼っている部分が多い。

生涯学習課も含めて、「親学習」として対象の範囲を広げた活動を進めていく必要性を感じている。

【考察】

泉大津市では「日本プロカウンセリング協会 1級心理カウンセラー」の資格を持つ訪問型支援サポーターが傾聴的姿勢によって本音を聞き出すことが特徴である。ゆえに研修を専門性からしっかり取り組んでいることも特徴的である。

チームが支援の中で担う役割を明確化していることで他機関との連携が効果的に行われたり、抱え込みなどを防いだりすることが可能になると考えられる。

親の会やサポーター会議など定例化して機能性を高くしている。生徒指導課を窓口に行っている分、困難事例に対応することもあるようで、全体的にバックアップ体制を含め組織的対応を行っていると考えられる。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

橋本市は、和歌山県の最北端に位置し、内陸の町である。人口は約6万5千人、出生数は平成26年度は434人である。幼稚園7園、保育園10園、認定こども園2園、小学校15校、中学校7校となっている。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

担当部署は市教育委員会社会教育課で、会議や事業の実施等の活動拠点も社会教育課のある建物（市教育文化会館）が公民館併設であることから同じ場所となっている。

(3) チームの目的とメンバー構成

橋本市は「人づくりはまち全体で行う」を掲げて、住民も参加する教育協議会を組織し、6回の会議を経て答申をまとめた。当時は、小中一貫と生涯学習が大きな課題となっており、ライフステージに合わせた教育のあり方を市教育改革推進室が中心となって積極的な取り組みをしていた。ちょうど文科省の家庭教育支援のための補助制度があったこと、また以前から子育て講座など子育て支援の取り組みも進められていたこと、そして子ども読書活動推進計画策定などの動きもあり平成20年度から文科省の制度を活用しながら事業が立ち上がる。

チーム名は「ヘスティア」と言い、アウトリーチによる家庭支援を目的に活動が開始されている。活動開始当初は乳幼児親子の居場所事業と家庭訪問の二つのアウトリーチによる取り組みだったが、現在では居場所事業は実施していない。家庭教育支援チームは全体で31名（男性1名・女性30名）おり、講座部（語り合い班・家庭読書班・アラカルト班・食育班）・家庭訪問部・広報部の3部にわかれ活動に取り組んでいる。チームメンバーは、基本的には市民が担っており、行政職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはメンバーにはなっていない。児童委員なども児童委員としてではなく個人として活動に参加している。

(4) チームの事業内容・予算

事業内容は、小学校での保護者会や就学時健診、各地区公民館での乳幼児サークル活動、子供会などで手作り工作や語り合い、読み聞かせなどの講座を開催し保護者同士のつながりづくりを行っている。また広報誌「げんきっこ」を年4回各6,300部発行している。これらに加えて家庭訪問支援も実施し、予算は総額26年度227万円である。活動謝金と広報誌の発行費用がその主な使途となっている。なお、活動謝金は時間単価790円で地域の最低賃金程度に設定されている。

有償化している理由は、有償化することで、「責任」をもちながら支援に取り組めること、有償化にすることで「支援者のプロ」として取り組む心構えが違ってくこと、守秘義務など様々な制約がかかることが多い業務であることなどである。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

家庭訪問のための支援システムは基本的には独自に開発しているが、ホームスタートの活動も参考にしている。

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

支援対象は、保健師など行政関係者からの紹介による申し込みが一番多い。このルートで申し込まれた方は、以前は多胎児の家庭が多かったが、最近では困難を抱える家庭が多い。次いで講座部の活動で出会った保護者からの依頼が多い。この場合は保護者からの直接の申し込みではなく、関係する行政機関から依頼書を提出してもらっている。現在、保育園・幼稚園からの申込はあるが、小中学校からの申し込みはない。

② 目的

親の相談支援や指導が目的ではないが、傾聴とともに、訪問先の親の困り事に応じた支援を行っている。また親同士のつながり作りをしたり、必要な地域資源につなげることも目的としている。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

2種類の調整者が配置されている。まず、インテークや他機関連携のための調整、訪問支援の決定を担当する者で、社会教育課の職員が担当している。そして、実際の活動が始まると、より詳しいアセスメントや関係機関連携を担当するのは、初回に訪問するメンバーである。

② 訪問員

家庭教育支援チーム（ヘスティア）の家庭訪問部のメンバーが担当している。訪問支援をするメンバーは女性9名。教員免許所有者6名、保育士資格所有者3名であるが、現役の教員や保育士ではなく、地域住民として活動している。大半が50歳代である。当初は一人での訪問であったが、現在は2名で、訪問期間途中で訪問メンバーが入れ替わることもある。

③ 訪問のルールについて

守秘義務など訪問上のルールは、“家庭訪問部のご案内”と題した配布用パンフレットや、【家庭訪問における約束】“みんなでつくった心構え9か条”の「1. 情報管理」にあるように対外的にも、内部的にも確認・明示している。

3. 訪問の方法について

訪問支援の原則・フローは下記の通りである。

《原則》

2週間に1回の訪問、1回1時間程度、費用負担なし

《フロー》

申し込み（被訪問者と行政関係機関の話し合い→被訪問者の合意を得る→行政関係機関から社会教育課に家庭支援チーム「ヘスティア」への家庭訪問依頼書と家庭票を提出。その後社会教育課内で決裁→決定→社会教育課から家庭支援チーム「ヘスティア」に活動依頼書を通知）

→初回訪問・面談（行政関係機関担当者とチーム員が訪問。保健師からの申し込みの場合には保健師も同行。被訪問者が訪問を合意した上で、家庭訪問依頼書の記入。）

→継続訪問

→訪問の終了準備

→終了

《使用様式》

- ・申し込み時 行政関係機関から「家庭訪問依頼書」・「家庭票」の提出
- ・訪問決定時 市からチームに「活動依頼書」の通知
- ・初回訪問時 被訪問者から「家庭訪問依頼書」を提出
- ・毎回の活動後 訪問員による「活動報告書」の市（社会教育課）への提出

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

保健師など行政関係者からの紹介、次いで講座部の活動で出会った保護者からの直接の相談が主な発見機会となる。また、広報誌「げんきっこ」やパンフレット「橋本市家庭教育支援チーム・ヘスティア 家庭訪問部のご案内」などでの周知も行っているが、利用者は少ない。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

関係機関からの依頼目的の確認と保護者からの「家庭訪問依頼書」の提出により市の社

会教育課の担当職員が確認している。この時点で、訪問支援で対応できないケース、または対応することが不適当なケースはふるい分けられる。つまりインテークの役割を果たしている。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

アセスメントは、上記「家庭票」を元に行う。また、保健師から紹介を受けたケースは、初回訪問には保健師が同行することが多い。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

《支援方針の決定段階》（支援の目標設定、支援計画策定など）

初回訪問の際に、訪問対象家庭と依頼目的の確認等話をしながら、時には保健師も加わる事もある。2人の訪問員の相互の振り返りにより活動の方向性は検討されている。しかし、支援計画のようなものは作成していない。

《支援の実施段階》（ケース会議、機関間連携、家族の参加など）

毎回の訪問の前に車の中などで、訪問担当者2名による短時間の事前打合せを行う。訪問後には訪問について15分間振り返りをし、「活動報告書」の作成し担当課である市社会教育課に提出している。また保健師など他機関が関係するケースについては社会教育課から報告書が送付されている。GSV養育困難な家庭等の場合は、要保護児童対策協議会の調整機関としての市子ども課が調整する。困難家庭ではないが、支援上の協議が必要な家庭については、家庭訪問部会メンバー全員で共有し協議している。

《訪問支援の具体的方法と内容》

・ケースマネジメントについて

守秘義務を重視し、機関連携が必要なケースは市の社会教育課の担当者に連絡するが、急を要する場合は保健師や関係機関に直接連絡することもある。その判断は訪問終了後の訪問員同士の振り返りの内容を基に訪問員が適宜行っている。

・家庭の中での活動内容

軽度な悩みや生活環境など先輩ママで対応できるものに限って支援している。行政職員や保健師は指導する人と見えてしまい、利用者側が防衛的になることもあることから、訪問員の立ち位置としては、教師でもなく、行政の職員でもなく、利害関係がある者でもないという気軽な立場ということを重視している。

活動上の留意点は「指導せず、評価せず、がんばれと言わずよりそう」活動である。アドバイスをもちめられたら「私の意見・情報提供」として話す。傾聴が基本的な活動となっている。子供と遊ぶこともあるが例外的で、遊ぶことがわからない保護者の場合モデルを示すために行う。保育や子守りはしていない。

具体的な活動内容としては、出かけた時の話や買い物のこと、芸能人、安売り、ママ友関係の悩み、子供と大げんかしたこと、学校の先生への不満など日常の話に共感しつつ、お母さんと子供の良いところ探しをしながら傾聴している。また、一緒に近くの公園に行ったり、わんパーク（民生委員主任児童委員が月1回開催する就園前の親子のふれあい遊びの場）へ一緒に行ったりして、一人で行く不安感や孤立感の解消とともに他のお母さんとの関係作りなどが多い。また、地域の子育て情報や地域資源を伝えることも大切な活動として位置づけている。一対一以外の会話が不得意な母親の家庭に、2名の訪問員が行き、3人で話せるようになり、その後は講座などに参加しママ友もできるようになったこともある。親子体操や大型遊具での遊びや子育て仲間のコミュニケーションの場を提供している。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

《フォローアップ・再アセスメントの段階》（新たなニーズや生活状況の変化の把握など）

1クール6回終わったら再アセスメントを行う。その際、ニーズの変化などがある場合は、「家庭訪問依頼書」を保護者から再度提出してもらっている。ただ、多くの場合は口頭で再アセスメントし、訪問の継続の決定や支援内容の調整をしている。

《終結の段階》（ニーズ充足度の把握、利用者との評価、つなぐ機関等の確認など）

終結の決定方法は本人が訪問はもういらないと発言した時となる。訪問対象が義務教育年齢までなので、義務教育終了時点では終了となる。終了の際は、通常の2週間に1回では

なく、1か月に1回など間隔をあけて終了する場合が多い。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVは以前、臨床心理士の資格を持つチーム員が担当していたが現在はいない。またコーディネーターは特に配置していない。代わりに、訪問支援を2名で行うことや、少し困難なケースは家庭訪問部のグループカンファレンスで対応し、困難ケースは要対協のケース会議に参加するなどして対応している。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

支援は傾聴を基本にして、自己肯定感を高めてもらうことを目的に行っている。

また、依頼者からの相談にのり、情報提供を求められた場合は応じている。

そうすることで、依頼者の子育てのスキルUPや自信にもつなげることができる。

当初は、子育て支援の活動をしていた人たちの有志が訪問活動を始めた。現在は、当初からのメンバーに加え、少しずつ新たなメンバーが加わっている。特別リクルートはしていない。いろいろな活動に参加している人の中から、関心を持っていてくれる人に加わってもらっている。

活動開始当初は家庭を訪問する人は1名体制であった。しかし現在は、訪問家庭数が少ないことや、二人のほうが協議しながら活動ができることから2名体制での訪問となっている。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

特にマニュアルはないが、家庭訪問部長と本部と市社会教育課に連絡するとともに、緊急時には関係機関に相談、連絡をとっている。連携を密にしている。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

訪問員は親業のインストラクターや子育て支援の研修の修了者などが担当しているので、子育て支援についての知見はある。結果的に、訪問員は教員免許や保育士資格の取得者ではあるが、これらの免許等を採用の条件とはしていない。とりわけこの事業のための研修の設定は無いが、訪問員は自主的に様々な研修を受講している。

(3) 訪問員の研修方法

訪問員、SV、コーディネーターに必要な技術や知識とは区別される「資質」は傾聴ができ、子供・子育て関係の地域資源・地域情報の知識を持っている人。

活動開始時期は、講師によるチームビルディングのための研修が必要である。チームの中の協力関係づくりや、チームメンバー間の対等性や、利用者とも対等であることを理解することが大切である。現場で活動する中で、研修はスタート時期には毎月1回は必要である。

OJTでは日々の実践の向上や仲間との共感の場になること、Off-JTでは、他の同様の活動との交流、知識アップ、自分たちの活動の客観的理解、新しい情報の獲得、時代感覚の獲得、世の中の状況変化の理解などの学習機会となることを期待している。

具体的な研修テーマとしては、傾聴、子供の成長発達理解、地域資源の活用知識、虐待の背景理解、サポーター（訪問員）のためのサポート、子育て世代の理解、救急法、依存への理解。

課題が生じたとき対応するための情報やスーパービジョンは、行政の各専門機関等から得ている。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

個別の訪問活動の評価に関しては、毎回の訪問の度の振り返りや、家庭訪問部内での支援に関する会議、関係機関などでのケース会議等で行っている。また、年間を通した事業評価については、「ヘスティア」の事業報告をまとめる際に行っている。また、市長部局の担当課で行っている事務事業評価の際に数値（年間訪問件数・訪問家庭数）は資料とし

て提出し事業評価を受けている。

(2) 数値等で示された結果や成果

〈講座部活動〉

平成23年度	92回開催	参加者数 2,051人
平成24年度	88回開催	参加者数 1,845人
平成25年度	74回開催	参加者数 2,640人
平成26年度	80回開催	参加者数 2,859人

〈家庭訪問部活動〉

平成23年度	9家庭	延べ訪問回数 170回
平成24年度	7家庭	延べ訪問回数 76回
平成25年度	3家庭	延べ訪問回数 53回
平成26年度	5家庭	延べ訪問回数 44回

要保護児童対策地域協議会から実際家庭訪問を行っているのは約40家庭程度あるが、複雑なケースも増えている中で、支援チーム員が担うことができる案件は少ないと考えられている。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

自己肯定感が高まり、保護者が自ら子育てや地域生活に積極的に取り組みことができるようになって行く実感はある。しかし、近年は子育てが困難な家庭もあり効果が早く現れる家庭もあれば、時間がかかる家庭もある。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

行政機関や教育委員会等との連携内容は前述してきたとおりである。とりわけ、連携のために工夫していることを確認すると、橋本市の場合は自身の活動の固有性を意識している点が挙げられる。行政や教育委員会など公的な職員による訪問に比べ、民間人による訪問であることから気軽に利用できる強みを意識している。ただ、民間人の訪問ではあるものの、その利用開始には行政（社会教育課）が関与し、支援過程で問題が発見・発生するなどの場合は要保護児童対策地域協議会など関係機関とネットワークで取り組むことができる形である。行政職員による直接の支援ではないが、利用家庭に安心感を与えるためにも、教育委員会から委嘱を受けた公的なチームであることは公表している。なにかあった時は行政が支援・介入できる点が連携上の大きな特徴である。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

- ・市民参加型の支援の場合、拙速な取り組みはかえって危険である。こうした活動を推進するには、事前の丁寧な研修や実施体制づくりが肝要である。
- ・不登校の場合、不登校状態の解消を目的にせず、傾聴により不登校家庭の自尊感情を高めることを目的とし、その結果として登校するようになる形が適切である。
- ・継続研修も大切である。
- ・安心・安全で効果的な家庭訪問のためポイントの整理が必要である。
- ・息の長い活動を継続できるように、財政的な安定が必要である。
- ・生活保護家庭などより支援が必要な家庭にも積極的に支援が届くようにする工夫が重要である。

【考察】

橋本市の取り組みの中で特筆される点は下記の通りである。

- ・ インテークから始まるケースマネジメントの基本的なプロセスを丁寧に踏んで、利用家庭にとってもチーム員にとっても安心・安全の支援となっている。
- ・ また、支援のための基本的な留意事項を「みんなでつくった心構え9カ条」にまとめ、チームや行政で共有するなどの文章化をしている。
- ・ 家庭訪問も含めて相談時のスタンスは傾聴を基本とし、「指導せず、評価せず、頑張れと言わずよりそう」ことを重視し、親や子供のいいところ探しを行っている。
- ・ 行政機関や学校による支援の色を薄めるため、訪問支援を受理した以降は行政は訪問家庭との関係では表に出ない仕組みになっていて、担当行政窓口も学校ではなく社会教育課としている。

ただ、利用件数が少ないことから、ニーズの発見や掘り起し機能が不十分である可能性が高い。また利用件数を押し下げている要因として利用のしにくさもあるように思う。「行政や学校からの紹介」を利用の必須要件にしていることが、利用申し込みのハードルを高くしているのではないかと懸念される。

加えて、「支援者のための支援」のシステムが制度として確立されていない点が挙げられる。現在のチーム員は全員経験豊富で、2名で訪問し相談していることから支援内容は安心できるし支援効果も高い。しかし、家庭と支援者の間に立ち調整・行政機関連携等をするコーディネーター役割の人が配置しシステムづくりをしておくことで、より支援が安定し、そしてより多くの新たな市民がこうした活動に安心して参画できるようになる。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

和歌山県湯浅町は海と山に囲まれた人口約12,900人、平成26年度出生数90人の自治体である。農業漁業などの第2次産業も盛んだが古くからの宿場町でもあり第3次産業従事者が多い。幼稚園1校、保育園4校、小学校5校、中学校1校がある。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

事業開始当初、湯浅町家庭教育支援チームの担当部局は教育委員会単独であったが、平成27年度より湯浅町の福祉系部局の利用者支援事業との協働事業となった。現在も担当部局は教育委員会にあるが、事務所や相談スペースとしての活動拠点は保健センター内にある。

(3) チームの目的とメンバー構成

湯浅町家庭教育支援チームは、「身近な地域において子育て経験者や専門家で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、子育てに関する情報や学習機会を提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細やかな家庭教育支援を行うことにより地域全体の家庭教育を充実させること」を目的として、0歳から15歳までの子供のいる全ての家庭を対象とした家庭教育支援活動を行っている。主に親の相談相手や親同士のつながりをつくることで地域の交流を活性化することを目的としている。

メンバーは、SSW（スクールソーシャルワーカー）1名、子育てサポーター6名、保護司1名、民生児童委員2名、地域住民4名の合計14名で、そのうちサブリーダー1名と地域住民のうち情報誌担当の1名は訪問型支援のメンバーには入っていない。

(4) チームの事業内容・予算

今年度より湯浅町の福祉部局の利用者支援事業との協働事業として、全戸訪問を行っている。また、学校や公民館でエコバッグ作りなどの講座をひらき、孤立し引きこもりがちな親が外へ出て地域と繋がるための場をつくっている。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

0歳児から15歳までの児童生徒の家庭を対象に、福祉部局と協働で全戸訪問を行っている。具体的には、家庭教育支援チームの全戸訪問では、子育て支援センターの保育士が未就園児の家庭に訪問、保育所・幼稚園・小・中学校の児童生徒の家庭には家庭教育支援チームが訪問するという役割分担となっている。

② 目的

保護者支援と保護者の相談相手になることが主な目的である。保護者同士のつながりをつくることも目的としている。全戸訪問をすることで実際に母親と対面し様子を知り、情報収集することで、孤立傾向や育児不安、ストレスを抱える家庭などの早期発見につなげる。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

スクールソーシャルワーカーが支援リーダーで調整を担当している。年間80日をスクールソーシャルワーカーとして兼務。また、利用者支援事業の専門員も兼務している。

② 訪問員

子育てサポーター5名、保護司1名、民生委員2名、その他（地域住民）3名、スクールソーシャルワーカー1名（調整者であるが訪問も行う）。

③ 訪問のルールについて

- ・ 支援を実施するための要綱等の根拠規定の整備をしている。
- ・ 守秘義務について研修：毎月行われる定例会議にてリーダーが確認し、「（既に知っている情報が会話に出てても）初めて聞いたような感じに対応する」などを徹底している。先入観を持たずさりげない訪問となるよう留意している。
- ・ チーム員の身分証明書等の作成・着用（町章の入ったネームプレートや名刺）。
- ・ 訪問後には相談記録を作成しリーダーに提出する。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

《支援体制の準備段階》

子育て情報誌で事業の周知を行う。常に関係機関との連携を取り、いざというときの体制づくりを行っておく。

《継続支援家庭の発見段階》

小・中学校の児童生徒の全家庭を訪問する中で、保護者からの相談により訪問支援につながられる。訪問員が地域とつながっているため発見や情報がスピーディに入手可能となっている。

学校や保育所、保健師などからの情報提供が入る。関係機関との信頼関係の構築によって、情報収集が可能となっている。

《情報誌「すまいる」の配布》

情報誌を配布するために全戸訪問している、ということで訪問に対する不信感を持たれにくい。支援員が訪問し保護者と雑談などをすることから相談につながる。配布された情報誌「すまいる」を見て、半年後、一年後に相談につながる場合もある。

訪問時留守であった場合には、情報誌と一緒に名刺や「〇月〇日〇時伺いました。気になることがあれば、いつでもご相談ください」と書いたメモを置いてくる。それをきっかけに、後日相談につながることもある。

《講座や講演会》

訪問員が講座や講演会を開催し、同じ地域の保護者に孤立しがちな保護者を誘ってもらうことで、保護者同士がつながるきっかけをつくる。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

《全戸訪問からのニーズ発見の場合》

被支援者からの相談の場合は、本人からの聞き取りでニーズを把握する。訪問員が雑談などをすることから相談ニーズが出ることもある。事前情報だけでなく実際に訪問することで状況把握が深まっている。

訪問時、保護者からの相談や情報は、調整者のスクールソーシャルワーカーに報告され集約される。それを基に調整者が、訪問前に支援員に対して主な目的や訪問時の対応を伝える。必要があれば学校や関係機関から情報収集をして、対応の打合せを行うこともある。

《学校や関係機関からの相談等の場合》

教育委員会などの教育行政や福祉機関などからスクールソーシャルワーカーへ情報が集まる。情報収集を行い家庭への介入方法を学校や関係機関と検討する。

上記のどちらの経路の場合も、全ての相談や情報が調整者であるスクールソーシャルワーカーに集まることによって、チーム内の動きも関係機関との連携もスムーズに行われる。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

定例会を月1回開催している。困難事例は、学校、保健師、教育委員会、要対協などと協議している。必ず学校の支援方針を聞いた上で一緒にアセスメントを行い、目標決定をする。また、校内ケース会議や連携ケース会議の中でも支援方針を決定している。支援の実施についてはケース会議や関係機関との検討や非支援者のニーズを踏まえた上で、誰が誰に関わるのが効果的であるかを判断している。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

3か月内にすべての家庭を訪問する（1家庭年4回、平成26年度780家庭、3,180回、月約12時間）。前に訪問し相談を受けた家庭や、支援が必要な家庭については同じ支援員が継続的に訪問担当する仕組みを基本にしている。

訪問員は、傾聴や情報収集、見守りなどが中心的役割となる。孤立傾向の保護者には電話をして話し相手になったり、地域の行事などの時に何気なく声掛けをしたりすることもある。訪問員が過度の負担感を抱えないよう、相談内容に対して回答が必要になる場合は、その場で即答せず持ち帰って協議し、後日返答するようにしている。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

虐待などの緊急性のあるケースや重篤なケースは、スクールソーシャルワーカーが担当する。ケースの重症度の判断は、調整者のスクールソーシャルワーカーが行い、必要な場合は行政担当の指導主事、保健師、要対協職員などと相談して各関係機関とのケース会議を持つ。ニーズや相談主訴が変わってきた場合、また支援中に新たな問題や課題が出てきた場合は、再アセスメントを行い、目標を変更する場合もある。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

調整者であるスクールソーシャルワーカーが担当。チーム員との良好な関係づくり、報告・連絡・相談のシステムの徹底、ケースの問題の見極め、情報整理、各関係機関の機能の把握、関係機関との良好な関係づくり、ケース会議の持ち方、アセスメントやプランニングの技法の獲得などをコーディネートしている。

訪問員が家庭からの情報を、そのまま学校や関係機関に個別に伝えるのではなく、学校や関係機関とのつながりのある調整者のスクールソーシャルワーカーがまずは集約する。伝える必要のある情報とそうでないものを精査することで、学校等関係機関との連携を円滑に行うことができる。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

訪問員は、傾聴や情報収集、見守りなど、話しやすく地域の身近な存在としての非専門性を基本的役割としている。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

虐待が疑われる場合、緊急性を要する場合は早急に調整者に報告する。

相談や情報、急を要しない学校へのクレームなどの場合は、定例会での協議のほか、調整者のスクールソーシャルワーカーが学校と家庭間の調整をする。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

元保育士やボランティア経験者など、教育的意識が高く、子育てに関心があり、ボランティア精神のある人、コミュニケーション力のある人などを基準にしている。日頃から、子育て経験者、教育関係者、地域活動に携わっている人など、複数の関係機関から情報を収集し、指導主事とリーダーが相談して候補者を選定し、直接依頼している。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

スクールソーシャルワーカーを調整者として採用している。

(3) 訪問員の研修方法

月1回の定例会にて、実際の事例に基づいて守秘義務やルールなどを研修している。エコマップによる可視化の方法なども研修している。

(4) コーディネーターの研修方法

特に実施していない。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

家庭教育支援事業運営協議会において評価・検証を行っている。また、訪問の際、定期的に保護者から聴き取り調査を行い評価している。

(2) 数値等で示された結果や成果

講座参加者に対するアンケート調査を集計している。「情報誌がありがたい」、「顔を見て話ができるところがいい」という感想が多く保護者の安心感につながっている。講座には半数以上の保護者が参加している。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

学校への不信やクレームについての情報収集によって、学校と家庭間の調整ができ、問題が大きくなる前に解決できていることが挙げられる。

また、全戸訪問していることによって実際に母親の表情などの様子を観察し、情報を得られるということも重要である。そのほかにも、訪問家庭での雑談の中から「夜中に子供が泣いている家庭がある」とか、「(自分の子供ではなく)あそこの家の子がこんなことをされていたらしい」「(ネグレクト傾向の可能性があり)外をふらついている子がいる」などの情報が入ることにより、虐待やいじめ、不登校、非行などのさまざまな問題が顕在化する前に早期対応をすることが可能となっている。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

健康福祉課、子育て支援センターの訪問事業と連携している。保健師が学校の会議に参加する場合もある。

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

支援が必要と判断された家庭については、スクールソーシャルワーカーが中心に支援する。学校と支援の方向性を共有し、一致させている。

2小学校で、学期に1回、全職員とスクールソーシャルワーカー、訪問員、保健師が気になる子供や家庭について共有する会議を開いている。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

利用者支援事業との協働事業となったため、子育て支援センターなどの福祉部局との連携が深まった。また、活動拠点となる事務所機能が保健センター内にあるため、保健師との連携も深まっている。

(4) 連携のために工夫していること、課題点

上記(1)～(4)に記載されている内容が工夫点である。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

訪問員用の訪問記録をフォーマット化することが課題である。また、予防的対応によって実際にどのような効果が生じたかをエビデンスで明らかにすることも必要である。

【考察】

訪問が、乳児期から継続した取り組みになっていること、専門家とのつながりが深いにもかかわらず地域性や日常性が重視されていること、役割分担と関係者との連絡会などを持って連携が充実していること、福祉の他事業とのリンクによって親同士もつながっていくこと、支援が機関につながっていくこと、チームメンバーそのものがSV機能を有していること、など制度を有効に活用し、確実に実践を充実して進めていかれている。小さな自治体であることを有効利用し、家庭教育支援のポイントをうまくとらえて作りこんでいるユニークな展開である。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

国からの委託を受け、平成20年度、喜多小校区を対象として家庭教育支援総合推進事業が発足した。3年の活動を経て、事業は大洲市が主体となり対象も大洲市内全小学校区に広がることとなった。保育所18か所、幼稚園7園、小学校14校、中学校9校のほか、保育所併設型の子育て支援センターが2か所、児童館が3か所ある。少子高齢化が急速に進んでいる地域である。都市部と同じように不登校・いじめ・虐待・体罰など、子供に関わる諸問題が起こっている。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

チームの担当部局は教育委員会である。活動拠点は喜多小学校内にある。直接来談や電話相談など、子育てへの相談対応を行っている。平成20年度には19件しかなかった相談件数が昨年度は202件に増え、取り組みが認知されてきた。また、児童館では、おもに0～4歳児とその保護者が集う場として「子育てひろば」を開催している。

(3) チームの目的とメンバー構成

大洲市内の子育て中の保護者に対して、主に、①相談対応、②そよ風通信の発行、③子育て学習会を通して、身近な支援者として寄り添う。

臨床発達心理士、人権擁護委員、主任児童委員、元保育士、保育士、元教員、民生児童委員、小・中学校心の相談員、大洲市家庭教育相談員によってチームが構成されている。家庭相談員は月に一回参集する。計10名。

(4) チームの事業内容・予算

大洲市子育てサポート（そよ風）では、9時から16時の間、子育ての相談対応（直接来談、電話対応）を行っている。電話相談対応マニュアルが用意されており、支援チームの誰が出てでも対応できるようになっている。そよ風に来られない場合などは、相談者の一番相談しやすい環境を考慮し、時間、場所等を合わせることによって安心して相談してもらえるようにしている。他にも学校側からの依頼により学校に出向いての親との面談や、保護者からの依頼により学校へ同行をするなど、幅広く活動している。原則的に「いつ、どこに、誰が訪問するか」は、支援の対象となる保護者の意向を尊重して決めている。

「子育てひろば」は、就園前の子供を持つ母親を対象とし、月に一回、2か所の児童館にて開催している。県外、市外から引っ越してきたといった比較的孤立しやすい家庭や、専業主婦家庭などが多く、母親同士のつながりの場となっている。内容としては、絵本の読み聞かせやエプロンシアター、子育てに役立つミニ講座、親同士が気軽に話し合える「ひろば」としての活動などを行っている。毎月、そよ風通信を作成し、子育てのアドバイスとして各家庭に配布している。「そよ風通信」の発行によって、チームの認知度が高まり、相談対応に結びついている。また、気になる家庭への家庭訪問を行っている。

予算は市の予算で総額計上し、国・県の補助が3分の2、市が3分の1負担である。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

家庭訪問に到る事例は、相談の約一割を占める。対象は乳児から18歳までの子供を持つ家庭。引きこもり（不登校）、ネグレクト、虐待、母親の育児不安、子供がいて外に出られない等の生活不満、生活が乱れている等の要支援家庭が中心。

② 目的

子育ての悩みなどに対して個別の支援を行う。不登校の子供には、直接会って話をするなどの支援も行う。深い悩みを抱える難しいケースでは、一日で解決はできないため、訪

問⇔来所という形で何度か回数を重ねることで解決にたどり着けるよう向き合っていく。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

- ① 調整者
コーディネーター（リーダー）。
- ② 訪問員
家庭教育支援チームのメンバー。
- ③ 訪問のルールについて
 - ・訪問家庭の了解を事前に得ておく（日時、訪問者名等）。
 - ・複数（原則二人）で訪問する。
 - ・身分証を必ず携帯する。
 - ・服装、言葉遣いに気を付ける。
 - ・受容・共感的な姿勢で接し、保護者の気持ちに寄り添うように努める。
 - ・訪問は、一回限りに終わらないよう、できるだけ次の訪問につなげる（回数を重ねることで、お互いの信頼感を深める）。
 - ・子育て支援情報など有益な情報を持参する。
 - ・相談の結果、必要に応じて関係機関との連携を図る。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

保護者から直接依頼を受け、訪問をする場合が多い。子育てひろばに来ている保護者の中で支援が必要だと思われる人に声をかけ、個別に相談を受けることもあるが、訪問につながるケースは少ない。児童館や学校から気になる親や心配だと思われる親の情報を聞き、訪問を開始することもある。

(2) 訪問支援の実施過程

- ① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）
既述の通り、本人からの相談・依頼や、児童館・学校からの情報により訪問を決める。メンバー間では、週一回（木曜）行われるスタッフ会議で情報の共有を図る。
- ② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）
アセスメントについてもスタッフ会議の時間を利用して行う。相談対応の電話に出た人が主となり話を進めていくが、方針に関しては支援員全員で話し合い、意見を出し合う形で決まっていく。様々な専門が揃っているため、いろいろな視点から意見が出せるという点があり、チームで活動する強みとなっている。
- ③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）
傾聴、カウンセリング、情報提供、関係機関へのつなぎ等を意識する。学校などには話せないことも話しやすいよう、聞く姿勢を大切に、同じ目線で身近な存在でいられるように努める。過度に依存的な関係を避けるため、訪問するペースを調整したり、訪問員の人数に気を付けたりする。
- ④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）
不登校や虐待等については、問題となる行動が解消されて一定の解決が図られた場合に支援が終結する。また、保護者から「自分の力でやれそうだ」という意思が見受けられた場合も、支援を終結する目安となる。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVは配置していない。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

広報が上手な人、人間として尊敬ができる人、共感的に話が聞ける人、守秘義務が守れる人等。子供（保育園から高校）を育てている人は、子供を通じて情報が漏れてしまうこ

ともあるため採用は控えている。保育士、教員、保健師等の専門職（経験者を含む）は大切だが、専門職の他にも、専業主婦などの住民と同じ目線で考えられる人も必要。つまり、多様性が大切。訪問員は、メンバー内の推薦により補充したり入れ替わる場合もある。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

上記（1）の採用方法と同様である。

(3) 訪問員の研修方法 （4） コーディネーターの研修方法

主に県が主催する研修や社会教育研究大会に参加する。また、民生児童委員、主任児童委員の研修等に参加する場合もある。研修内容は、スタッフ会議などで共有し、互いに知識を深めている。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

毎年1月、教育委員会から県に事業報告を行っている。また、市の社会教育委員会でも同様に事業報告を行っている。

6. 連携について

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

月1回、市内の中学校で生徒指導連絡協議会を行い、ケース検討を行っている。小・中学校との連携は、個々の学校によって差がある。そよ風通信があるため、教頭や教員にも認知はされている。学校からの依頼により、保護者の相談対応や面談をするという点では、関係性が作られている。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

家庭教育支援チーム員である家庭相談員と、月1回、情報共有を行っている。保育園・幼稚園との連携としては、依頼を受け、保護者のための講座を実施することもある。保健センターが実施する10ヶ月相談に出てこなかった家庭には、本を持って訪問したり、主任児童委員の家庭訪問に同行（1回目が不在の場合）する。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

○ 家庭教育支援チームの位置づけ

市の中での家庭教育支援チームの位置づけや信用度がまだ低い。学校だけで問題を抱え込むのではなく、学校外と連携をしていくことで解決に少しでも近づけることはないか。家庭教育支援チームをもっと活用してほしい。

○ 連携に関する課題

様々な子育て支援があるが、連携が十分に取れているとはいいがたい。とくに保健センターや家庭相談などの保健福祉部局との連携に関しては、プライバシー保護の観点から情報共有が難しい。そのため、プライバシーの問題が足かせとなり活動がストップしてしまう場合がある。情報保護が必要なのか、個人が大切なのか、今一度、個人情報の扱いに関して見直しが必要である。

○ 孤立する家庭への対応

児童館などを利用している家庭は、必要に応じて支援に結びつく可能性があるが、家からほとんど出ないなど孤立する家庭にどのように支援を届けるかが課題である。実際、本当に支援が必要な家庭に、そよ風通信が届いているかといった心配もある。

○ マンパワー不足と後継者の育成

相談件数が急速に増加したこともあり、マンパワー不足が課題となっている。また、いづれ世代交代を図っていく観点から、後継者の育成も重要である。

○ 訪問型家庭教育支援の制度上の位置づけ

家庭訪問に行っても、不審に見られ保護者の警戒心を仰いでしまう場合もあるため、名札など身分証明のできるものが必要。そもそも民生児童委員のように、家庭教育支援チー

ム員についても制度上に明確に位置づけられ、社会的に広く認知されることによって、今よりもスムーズに活動できるようになるのではないか。

【考察】

大洲市家庭教育支援チームは、喜多小学校内に相談支援（来談・電話相談等）に対応できる専用の活動拠点を持している。ここでの相談をきっかけに家庭訪問が開始されるなど、活動拠点がその後の支援の「エントリー（入口）」としての機能も担っている。また、学校や児童館からの依頼に応じて「心配な家庭」への訪問を行うなど、拠点での相談以外にも、訪問支援に結びつく他のエントリーを活用し、積極的な取り組みを行っている。

訪問支援を行う場合は家庭だけでなく、学校に出向いて保護者と面談したり、保護者からの依頼により学校へ同行するなど、相談者の意向を尊重しながら訪問先を決めている。このように訪問先について選択肢を用意することによって、相談者の抵抗感を軽減し、安心して相談してもらえるように配慮していることも注目すべきである。

チーム員は、元教員・保育士・心理職、民生児童委員や人権擁護委員など多様であるが、定期的なスタッフ会議等によって協力体制を築くことにより、多様性をチームの強みとして活かすことができている。また相談者に対しては、チーム員それぞれの立場や専門性を押し出さず、むしろ傾聴を基本に住民目線で接することを大切にしている点において、地域のマンパワーを生かした家庭教育支援の利点を見出すことができるだろう。

課題としては、他の自治体の支援チームと同様に、学校や保健福祉部局との緊密な連携の必要性が挙げられる。育児不安、ネグレクト、不登校事例など、要支援度が高くなるほど連携の必要性も高まるが、行政内での家庭教育支援の位置づけの低さに加え、個人情報保護の問題もあり、関係部署との情報共有や連携が難しくなることが指摘されている。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

2004年（平成16年）、東宇和郡宇和町・野村町・城川町・明浜町、西宇和郡三瓶町の計5町が合併し「西予（せいよ）市」が誕生。愛媛県の西部に位置し、東西に横長い形をしていて、西は宇和海、東は高知県境に接している。そのため同じ西予の中でも移動に2時間程度かかる場所もある。人口は平成26年4月1日現在で41,256人平成26年度の出生数は212人。幼稚園8校、保育園17校、小学校23校、中学校5校あるが、過疎化と少子高齢化のため少人数学級や複式学級となっている学校もある。

また、「愛護班」という地域の子供達を「護」り育てる大人たちの会がある。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

チームの窓口は教育委員会生涯学習課にある。

活動拠点として市役所の別棟に小さな部屋があり、毎週木曜日の13:30～15:30に相談活動を行っているが、その他の曜日・時間帯にスタッフが常駐しているわけではない。生涯学習としてのサロン活動では、保護者を対象とした子育て講座や親子対象のイベントなどを行っている。

また、管轄の中学校のうち1校に家庭教育支援のための部屋が確保されており、月2回2時間ほどスタッフが訪問し、同中学校で相談の必要な親子の相談スペースとして利用できる。

(3) チームの目的とメンバー構成

主に学齢期の家庭を中心に家庭の抱える悩みを聴く。「少子化、核家族化、人間関係の希薄化等、厳しい社会環境の中で地域の子供は地域で見守り、成長を支えていきたい」という目的のもと、アウトリーチ型の訪問相談事業を行う。

訪問員は主任児童委員が多く所属しており、元教員が多い。これは元教員に主任児童委員を依頼することが多いためである。内訳は子育てサポーター・リーダー2名、主任児童委員4名、児童相談員1名（福祉事務所在籍）の7名。地域住民に近い主任児童委員という特性を生かして、声がかかったらどこへでも行く、「話しやすい地域のおばちゃん」というスタンスで活動している。

また、訪問型家庭教育支援チームとしての訪問活動は行わないが、家庭教育支援のチームのメンバーとして保健師や指導主事など連携が必要な部署や機関の専門職員が合計で7名いて、専門分野に関するサポートをしている。

(4) チームの事業内容・予算

広く子育て世代を対象としたアウトリーチ型訪問支援活動を行っている。1ケースにつき週1×2時間（相談業務）の訪問で、人件費は一人当たり1時間1,000円。その他にサロン活動として毎週木曜日の相談活動、臨床心理士の子育てについての講話や、食育アドバイザーを招いての食育学習などの保護者を対象とした子育て講座、親子を対象としたフリーアナウンサーを招いての読み聞かせ講座や「山遊び」「トランポリン」「チョコづくり」などのイベントを開催している。また、管轄の中学校に家庭教育支援チームの相談対応の為の部屋があり、家庭訪問に対して抵抗のある家庭にはその場所での相談対応をしている。

各学校主催や福祉部局主催のケース会議へも出席している。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

周知は広く子供のいる家庭を対象とし、幼保、小中学校の全ての家庭を対象にプリント

を配布している。訪問型支援をするのは主に子育てに悩みを抱えた家庭。

防災無線を使つての通知活動もしているため、18歳以上の子を持つ保護者も来談する場
合がある。

② 目的

子供が不登校などの問題を抱えた親の悩みを聴く。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

主任児童委員と兼任している。元教員で、平成20年愛媛県のグループリーダー養成講習
に参加している。

② 訪問員

児童委員、家庭相談員と兼任している。教員免許保持者4名、保育士資格1名。
福祉部局に在籍し兼務しているメンバー1名。

③ 訪問のルールについて

学校からの依頼があったとき、保護者からの依頼があったときに訪問活動を行う。

情報共有のルールに関しては特にマニュアル化しているものはないが、相談内容の守秘
義務や相談者との信頼関係の問題を考慮し、保護者からの依頼の場合は、いじめなど学校
の対応が必要なケース以外は基本的に保護者への確認なしには学校へは伝えないようにし
ている。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

学校からの依頼の場合と、直接保護者からの依頼の場合がある。

《学校からの依頼》

⇒学校内でニーズを発見。

⇒学校内のコーディネーターがリーダーに連絡、要請。

《保護者からの依頼》

⇒電話、メール、活動拠点に来所して直接申し込み。

⇒どちらの場合もチーム員の合議により派遣の決定を行う。

学校に関しては、校内のコーディネーター担当の教諭や養護教諭とのつながりから依頼
がある。校内の担当者が変わったり、学校の体制が変わったりすると慣れるまでしばらく
の間は情報が入りにくくなることもある。

活動拠点における毎週の相談活動から支援に繋がることもある。PRチラシや情報誌を
作成し、幼保、小中学校の全保護者対象に配布して周知している。また、防災無線や一部
地域では回覧板などを使いPRしている。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

学校からの依頼の場合は、学校のコーディネーター担当の教諭とリーダーが連絡を取り
合い情報共有や調整を行い、保護者の都合や希望に沿う形で対応している。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

⇒依頼による訪問

⇒月一回開かれるチームの定例会で報告、協議

⇒学校・福祉部局との協議・連携、必要があればケース会議

ケース会議は、市の福祉課が設定するケースと、学校が設定するケースの両方に参加し
ていて、相談対応をした保護者と一緒に参加したケースもある。

福祉的な対応が必要な場合は福祉部局で訪問を行い、家庭の悩みを聴く必要があれば訪
問支援のメンバーが同行することもある。踏み込んだ対応が必要な場合は福祉部局の担当
となる。

学校主催、福祉課主催のどちらのケース会議にも、児童相談所も参加している。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

訪問は週1回の2時間を基本としている。昨年度は2家庭で、その前の年度より訪問戸数は減っている。これは、中学校内に家庭教育支援チームの相談室が出来たことや、学校や福祉課などそれぞれの連携システムが整いつつあることも一因と考えられる。また、家に訪問されることに抵抗感のある家庭もある。

訪問支援の内容は主に悩みをもつ親に対する傾聴。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

専門的な対応が必要な場合は、適宜チーム内の保健師や社会教育主事、また学校の臨床心理士などにつないでいる。また、民生委員や愛護班という地域の子育てグループに見守りなどを依頼することもある。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

家庭教育の幅広い知識、経験と関係機関の知識をもち、学校や福祉部局などの関係機関との調整や定例会などの情報共有できる場の設定をできる能力。

SVは置いていないが、必要な時はチーム内の専門メンバーから適宜専門機関へ繋げる。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

主任児童委員であり元教員であるメンバーが多いので、子供や学校のことに関する対応に慣れている。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

適宜専門職につなげる。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

現在は主任児童員に依頼している。主任児童委員は地域のことをよく理解していて、子供や保護者に対する対応に慣れている人材が多いため依頼しやすい。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

県主催のグループリーダー養成に参加した主任児童委員が担っている。

(3) 訪問員の研修方法

学校の臨床心理士を講師に迎えた研修などを行っている。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

西予市生涯学習課での事務事業評価を行っている。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

訪問件数は減っているが、以前よりも学校や福祉部局との連携が進み、状況としては落ち着いた状態にあると考えられる。保護者や子供にとって、学校には言いにくいことを「地域のおばちゃん」だからこそ相談できるという役割を担っている。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

色々な部局などの手を借りて、持ちつ持たれつ関係を大切にしている。

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

詳細は「3. 訪問の方法について」の部分に記してあるが、学校のコーディネーターの教師とリーダーが情報交換や調整をして活動している。「地域のおばちゃん」としてのスタンスを大切にするために、いじめなど学校の対応が必要な問題以外は学校に内容を伝えないこともあり、その様な役割のニュアンスは学校側からもある程度理解はされている。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

福祉部局での訪問相談は「要保護児童家庭対策協議会」による訪問が主であるが、該当

している要保護家庭は、家庭教育支援チームにも関係する家庭教育に関する悩みを抱えた家庭が大多数となっている。定例相談などで情報交換・情報共有を行いながら、行政部局による「家庭訪問」と、教育部局による「家庭訪問」を同時に行うことでの対応が連携の一部となっている。

訪問型支援のチーム内に福祉部局の兼務者がいるため、情報共有や連携をスムーズに行うことが出来る。

(4) 連携のために工夫していること、課題点

色々な関係機関とのつながりに依って活動している。児童相談所や警察との連携が今後必要と考えている。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

訪問件数は減少しているが、全体の相談件数や状況は安定していると捉えている。しかし、ニーズを発見できていないという可能性を無視することは出来ない。地理的な問題もあり、訪問や支援のサービスの手が届いていない家庭、自分から相談に来ることが出来ない家庭のニーズ把握など、今後の課題である。

【考察】

西予市では訪問員に主任児童委員が多く所属している。学校や行政機関よりも地域住民にとって身近である主任児童委員の特性を生かして、声がかかったらどこへでも行く「話しやすい地域のおばちゃん」というスタンスで活動している。また、訪問員以外にも保健センターの保健師や教育委員会生徒指導主事などがチームのメンバーを兼任して、専門的なサポートを行っている。「地域のおばちゃん」としてのスタンスを持つ相談員や、各専門部局職員の兼任による人員配置体制で地域密着型支援を行っており、地方都市での訪問型家庭教育支援チームが活動する例であると考えられる。

ケース会議や方針決定の会議、定例会など多数の保健福祉部局や学校と連携を取っているところは先進的である。ケース数が減った理由も各学校で家庭教育支援チームが動いているという発展している点は素晴らしい。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

人口1万2千人で、稲作、イグサ、イチゴ、梨などの農業が中心の町であり、漁業は農業ほど盛んではない。平成26年度の出生数73人で、幼稚園3校、保育園6校、小学校3校、中学校2校がある。

子供会組織が存在し、祭りなどの地区行事も盛んである。地域住民が登校中の子供に気軽に声がけをする風習が残っている。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

氷川町家庭教育支援チームは、平成20年に県が家庭支援員配置事業を単独で開始したことから始まった。八代教育事務所管内（八代市と氷川町）に1名の配置が決まり、竜北東小が要望をあげ、家庭教育支援員として現訪問員が配置された。この事業では保護者対応が中心で、家庭教育相談を行っていた。

平成23年に上記事業は学校支援地域本部事業と統合。県の家庭支援配置事業を継続するか判断は、市町村に委ねられた。氷川町は、県の事業を継続したため、家庭教育支援チームは学校支援地域本部事業の家庭教育部門に位置づけられ、現在に至っている。

チームの担当行政部局は教育委員会生涯学習課にあり、担当の主事は報酬の支払いや業務報告などの事務的業務を行っている。コーディネーター兼訪問員は、学校支援地域本部事業の地域教育コーディネーターも兼務しているが、家庭教育を中心に担当。他の2名の地域教育コーディネーターは学習支援を担当している。活動拠点場所は、竜北東小学校である。

(3) チームの目的とメンバー構成

チームの目的は、学校や保護者からの相談、依頼を受け、相談業務や訪問活動を行うことである。家庭教育支援チームのメンバーは、コーディネーター兼訪問員（以下、訪問員とする）1名であるが、実際の活動に際しては、教員や保健師、民生児童委員などの外部の関係者との連携の中で支援活動を行っている。

(4) チームの事業内容・予算

《相談業務》

主な事業内容は保護者からの相談業務である。小学校の相談室に直通電話があり、相談室での面談も行う。

《通信の作成》

A4版1枚の通信を作成。内容は家庭教育に関連するもので、訪問員の子育ての経験や日々感じた事を記載している。失敗談なども載せた方が保護者からの共感が得られる。発行は、以前月1回だったが、現在2ヶ月に1回または学期に1回。全小中学校から保護者に配布している。

《子育て講座》

県が開発した「熊本親の学びプログラム」を活用した子育て講座を行っている。保育園入園式後の子育て講座、5歳時健診、就学前健診、中高生向け、保護者向けがある。

このプログラムは、担任教員が懇談会で活用する場合もある。

子育て講座の実施は、コーディネーターが主に担当するが、その他にファシリテーターが3名いる。保健師（町健康福祉課）と協働で行う場合もある。

《予算》

年間89万円の予算は主に謝金である（年間800時間）。学校支援地域本部事業を含める。県からの補助金は3分の2である。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

行動などに問題を抱えている子供の家庭が中心である。具体的には、登校しぶりをはじめ、髪の毛を抜くなどのストレス症状、友人関係のトラブル、意味もなく朝から泣いているなどである。それらの問題の背景には、家庭内の人間関係の不和が要因となっている場合が多いと考えている。貧困などの経済的な課題はそれほど多くはない印象がある。これまで対応した全10件のうち、服や上靴が汚れている、朝食を食べていないなどのネグレクトと考えられるケースは、2件であった。

② 目的

家庭教育支援チームの活動として、学習支援活動は行っていない。親への支援と子供への支援が半々ぐらいの割合である。子供への直接支援では、登校しぶりの子供を迎えに行き一緒に学校へ行くことがある。

5歳時健診では、早寝・早起き・朝ごはんや、保育所と幼稚園、学校との違いを意識してもらえような講座を開くことで、就学前から保護者や子供たちが訪問員の存在を知り、保護者から直接の依頼も受けられるように周知している。

また、就学前健診における講座では、保護者同士をつなぐ取り組みも意図的に行っている。45分～1時間の講座で、親同士が話し合う機会をつくっている。「熊本親の学びプログラム」では、グループワークにて自分の考えを出し合う方法が盛り込まれている。保護者からの感想には、「交流できて楽しかった」という声が多い。

就学の際は、異なる保育園・幼稚園からの就学する場合も多く、仕事の関係で町外の園を利用してきた家庭も少なくない。町外からの転入者は多くはないが、離婚により帰省するひとり親家庭はここ数年多い印象がある。しかし、その場合は実家にて祖父母と同居する方が多いので、ひとり親家庭での親子だけで孤立している世帯はそれほど多くはない。

早期発見は、地域や民生委員による発見が届けられることから対応している。例えば、「子供が登校時間遅くに歩いてしたが、学校に間に合っているか」などの声である。集団登校のため、一人で登校している場合は発見しやすい。地域住民から民生委員に情報が届けられ、民生委員から学校や保健師に連絡が入る。訪問員と知り合いの民生委員から直接情報が入る場合もある。このように、地域における見守りや発見機能が働いている地域の基盤が存在すると考えられる。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

コーディネーター兼訪問員が1名のため、調整者はいない。しかし、訪問員が自ら、教員や保健師等への同行訪問の相談・依頼等を調整している。教員が訪問員へ同行訪問を依頼する場合は、教員が保護者等と調整をしている。

② 訪問員

訪問員は保育士資格を有するため専門性は高いが、「気軽に愚痴を聴ける」非専門職としての支援に留意している。学校支援地域本部事業の地域教育コーディネーターも兼務しているが、家庭教育を中心に担当している。

③ 訪問のルールについて

メモ的なケース記録を整えている。訪問の際は、保護者に同意を口頭で得てから訪問する。学校への不満等が話されたときは、学校に伝えてよいかを確認し、同意を得て対応している。訪問はおおむね1回を目途に、その後のケース経過に応じて、追加訪問している。このような柔軟な仕組みのため、あらかじめ訪問回数は決められていない。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

平成20年度からの訪問家庭数は、全10家庭である。平均は、年間1～2家庭に対して年間2～3回訪問している。

相談経路は、教員からの依頼が2件、保健師からの依頼が1件、他は直接保護者からの依頼である。小学校に相談室直通の専用電話がある。家庭配布している通信に専用ダイヤルを掲載し、周知している。そのため、電話での直接依頼が最も多い。

(2) 訪問支援の実施過程

基本は1回の訪問とし、ケースの経過によって継続するが、訪問回数はおおむね年間2～3回である。

《大まかな流れ》

・申込み

書面での申し込みはない。

教員や保護者から訪問依頼があると、口頭で訪問の了承を得ている。

・初回訪問

教員や保健師と同行する場合と、訪問員が単独で訪問する場合がある。訪問後は管理職と担任教員と情報共有を行う。

・継続訪問

基本は、再度訪問依頼があった場合に訪問している。

・終結

基本は1回のみでの訪問である。継続の場合は子供の課題が解決されたときに終結となる。

《様式》

・申し込み時 特になし。

・訪問決定時 特になし。

・初回訪問時、毎回の活動後 ケース記録は特に決まった様式はない。訪問内容のメモ的な記録で整えている。

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

保護者から直接依頼があるときは、相談内容もおおむね確認している。教員から訪問依頼があった場合は、おおまかな状況を教員から確認する。それを受けて、訪問時に予想される対応を学校に事前に伝えている。訪問後の主な報告先は、担任教員と管理職である。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

基本的には、訪問前後に、ケースに応じて保健師や教員と個別に方針を協議、決定、報告する形式で進められている。特にアセスメントやプランニングのための会議は設定されていない。登校しぶりのケースは、週に3回登校しない場合に依頼が入る。保護者に連絡し、訪問の同意を得てから訪問している。

例えば、夏休み明けに数日、子供が泣いて学校に行かない状況が発見されたケースでは、教員から依頼があり、保護者に電話をして同意を得て、子供の話を傾聴している。その日は登校に結びつかなかったが、夏休みの宿題をしていないという理由が明確化されたため、教員から子供の登校を後押しするよう依頼があり、保護者に対し訪問員から登校班に送り出してほしいと声がけをした。このように、背景要因がそれほど複雑ではないとアセスメントされた場合は、積極的にアプローチする方法も行っている。

学校でケース会議が開催される場合、訪問員が学校でのケース会議に入る場合と入らない場合がある。ケース会議に入る場合は、対象の保護者と訪問員との関係性が強いときである。担任との関係性の方が強くつながっている場合は、ケース会議に訪問員は入らない。教員と保護者との関係性を尊重するためである。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

傾聴を基本にしている。子供の長所、以前より良くなったところを保護者に伝えている。保護者との関係性が良ければ、子供を注意したことを伝えることもある。それでも、頑張っている点を伝えフォローしている。回数は特に決めず、まずは傾聴することに徹している。そして保護者の置かれている状況を確認する。子供に発達などの特性がありそうな場合は、保健師や教員に相談してみてもと紹介している。

教員から登校しぶりへの訪問依頼がある場合、子供を連れてきてほしい、という依頼は

少ない。子供が学校へ行きたくないという理由について、子供自身は分かっていないのではないかと推測される場合が少なくない。家庭生活が上手くいていない、生活リズムができていないという背景要因が影響していると考察している。そのため、登校したくない理由を突き詰めない。「登校はどうする?」、「散歩しない?」、「そろそろ行く?」などの質問形式で会話をしている。それでも登校しないという場合は、「明日来てね」と約束を取るように留意している。教員からは、できればそのような約束をしてほしいという依頼が少なくない。訪問内容は教員に逐一報告している。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

基本は1回のみでの訪問であるが、課題が継続しているところには、訪問依頼があるときに継続訪問している。継続するケースは、約2年間、低学年では3～4年間継続している。継続の場合、子供が登校するなどの課題が解決した場合に終結となる。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

特に配置されていない。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

保育士としての子育ての知見は支援に役立っているが、「近所のおばちゃん」役に徹して、愚痴を話せるような非専門性を主体としている。傾聴とつなぎ役が主要な役割である。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

これまでに訪問時におけるトラブルは経験していない。仮にトラブルが発生した際は、迅速に管理職や担任教員へ連絡することになっている。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

採用方法に定めはないが、現訪問員は、PTAを担当し、その後小学校での読み聞かせ活動を約10年間行っていた。その経緯と実績から訪問員への推薦を受けている。保育士資格は有効と考えている。訪問員は9年の保育士勤務経験を有している。それでも、自分の経験を話すことよりも、傾聴と共感、承認の方を重要視している。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

採用していない。

(3) 訪問員の研修方法

県のトレーナー研修で、親の学びプログラムの進行役養成講座を受講している。訪問スキルに関する研修は今のところない。

(4) コーディネーターの研修方法

特になし。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

業務報告書を月1回、生涯学習課に提出。「登校しぶりの児童訪問」などの概要を記載した日報である。

(2) 数値等で示された結果や成果

特に示していないが、年13回開催される講座への参加者数は、約20名から60名と多い。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

問題を抱えているときの保護者の表情は厳しいことが多いが、子供が落ち着くにつれて保護者の表情も柔らかくなるという変化が見られることが少なくない。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

生活全般や経済的な課題が背景にあるときはスクールソーシャルワーカーに、発達や医療的な課題が大きいと考えられるときは保健師につなぐよう、個別に対応している。

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

学校で開催されるケース会議に参加し、情報共有している。ケース会議は、通常、管理職、担任教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカーで構成される。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

就学前に課題が発見された場合は、保健師から教員に引継ぎされ、課題把握が継続される流れが習慣化されている。

(4) 連携のために工夫していること、課題点

非専門性による訪問は、保護者が気楽に気持ちを打ち明けられることが長所である。しかし、経済的な課題が背景にあるときなどは、解決方向が見えない場合も少なくない。保健師を通して福祉課に相談しても、最終的に本人が動かなければ支援できない場合もあり、進展しなかった経験もある。そのため、保健師や学校と協議をしてスクールソーシャルワーカーにつなぐことを意識している。

教員との関係性では、訪問員はあくまでもつなぎ役に徹するように意識している。学校組織との信頼関係を築くために、教員のプライドや責任感を尊重している。また、学校の職員室に訪問員の机があることで、朝礼などで情報共有ができ、教員の困り感の発見もできる。学校組織に入り過ぎず疎遠になり過ぎないバランスを保つよう意識している。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

家庭の抱える課題が背景要因として大きく、夫婦間の関係性などの家庭の問題が解決されないと子供も変わらない場合がある。それらの問題には介入できないため、支援に限界がある。家庭の状況で子供が不安定になっていると考えられることを、信頼関係を崩さないように伝える工夫をしている。

通信を全校から配布してもらっているものの、訪問員が竜北東小に配置されているため、同校区への支援が中心となっている。教育委員会に配置する方法もあるが、かわりが希薄になってしまうとも考えられる。予算の関係上、配置校を増やすことは簡単ではない。

保護者が訪問に来てほしいと希望していても、配偶者や祖父母が拒否をしている場合には、訪問ができない場合が多い。

学校に配置されているために、保護者から教員と間違われる場合がある。また、学校から外出しにくい場合もある。例えば、学校行事に同行したり、環境整備を一緒にしたりなど。しかし、このような学校支援業務も行うことで、学校との信頼関係ができ、教員の困り感も把握しやすい側面もある。

【考察】

氷川町家庭教育支援チームは、活動拠点場所が小学校にあり、学校との協働体制を整えているところが大きな特徴と言える。相談室が設置されているほか、職員室に訪問員の机が配置されていることから、学校組織の様子や教員のニーズを日常的に把握することが可能となっている。また、学校で開催されるケース会議の構成員になっていることも、学校内の多様な意見や意図を確認し、非専門性からの視点を学校に伝えることができるため、協働を進める上で重要な事項である。また、登校しない日が週に3回あれば保護者の同意を得て訪問するという基準も明確化され、共有化されている。これらは、学校との協働を一貫して推進してきた成果であると考えられる。

学校以外との関係づくりにも力を注いでいる。保健師、民生児童委員などの関係者と連携して支援活動を行っているほか、福祉的な課題背景を有する場合はスクールソーシャルワーカーに、発達の課題を抱える場合は保健師につなぐ調整をしている。非専門性の強みを活かした傾聴と調整を主体としつつ、専門的な学校組織や関係機関との協働関係を心がけ、多様な支援が家庭に届くような調整機能を訪問員が担っていると言える。

この他にも、全校から配布している通信で広報活動を行うことなどから、保護者が相談室へ直接、電話相談や面接依頼ができる体制を整えていることも、本チームの特徴の一つである。保護者が気軽に学校へ足を運ぶための工夫を欠かさないことは、ひいては学校と家庭との関係を深めることにもつながる点で重要である。以上のように、学校内における訪問員の配置が有効に機能し、学校組織や関係機関を調整する役割が十分に発揮されるための創意工夫は、学校を活動拠点とするチームに多くの示唆を与えるであろう。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

いちき串木野市は平成17年に串木野市と市来町が合併して誕生した市で、平成26年度の人口は29,788人で、幼稚園5校、保育園8か所、小学校9校（うち4校が複式学級の小規模校）、中学校5校が設置されている。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

市役所市来庁舎2階が活動拠点となっている。当初は、家庭教育支援チームの協議・作業を行う拠点も用意されていたが、現在は無く、家庭教育支援チームリーダーと支援員のデスクが社会教育指導員などのデスクがある同じ部屋に用意されている。家庭教育支援員リーダーは、ほぼ毎日勤務し事務的な実務や広報紙の作成、そして電話や来室相談などを担当している。

(3) チームの目的とメンバー構成

家庭教育支援チームは5人配置され、平成20年10月から活動を始めている。この5人のメンバーは家庭訪問支援のみならず多様な事業も合わせて実施している。当時、中学校の不登校が多かったことから、小学校のころから保護者と接していく必要性が高まっていたこと、そして当時のアンケートで子育て不安のある家庭が20%に上ったこともあり、孤立しがちな家庭状況を改善しようと文科省の補助金を利用して開始している。

(4) チームの事業内容・予算

事業内容は、①1・2年生の長子家庭訪問、②「おあしす」（各小学校でPTAの集まりがある時に、当該小学校で実施する相談を目的とした出前サロン）、③「ほっとルームだより」の毎月発行、④「家庭教育に関するアンケート」（市内全小学校1年～6年の長子家庭対象、回収率は約8割、年2回実施）、⑤市内家庭教育学級等への参加・取材活動、母親学級等への参加・取材などである。

「おあしす」の活動は、串木野小学校から始まり、現在小学校全校9校を対象として実施している。年間2回実施する小学校や、1回実施のところなどがある。小規模校（複式学級になっている小学校）は要望があったら出向く形だ。1・2年の長子家庭訪問は二人一組で訪問し、同じ家庭には同じチームメンバーが行く。一人より状況を観察し易いとともに、客観的な視点の確保、多様なニーズに対し多様な助言が可能となることからである。その他、就学時健診の時に子育てに関する講話、婦人会が行う地域の母親セミナーなどで出前講座なども要請があれば担当する。来室相談もある、メール相談はないが電話相談は最近増えてきた。

家庭教育支援チームの事業運営を担当する会議体として、いちき串木野市家庭教育支援連絡協議会が設置されている。教育長を会長とし、商工会の代表、スクールソーシャルワーカー（SSW：学校教育課）、小学校長4名、社会教育団体2名、家庭児童母子相談員、学識経験者、自治公民館代表、婦人会代表、健康増進課が参加している。家庭教育への地域の関心を高めるためにも企業との連携に力を入れている。具体的には、「ほっとルームだより」をいちき串木野市の商工会議所や事業所に配布し、記事の原稿依頼もしている。

家庭教育支援員は市の臨時職員として活動し、謝金として時間単価@920円が支払われる。支援チームは専門家ではなく「普通のおばちゃん」として活動し、キャリアとしては5人のうち1人は退職校長、3人は元PTAの副会長（読み聞かせボランティアも含む）、1人は母子保健推進員などである。支援員のリーダーは、常勤的にほぼ毎日市役所で勤務し、事業の企画運営から事務的な業務までおおむね基本的には業務全てを担っている。

年間予算は、1,749,000円で、支援員一人当たりの活動時間は平均すると26時間である。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

訪問支援対象は、市内1年生と2年生の長子のいる家庭すべてである。全ての家庭に訪問している理由は、PTAや「おあしす」に来てくれる人はいいが、来てほしい人は来てくれない傾向にあるという。訪問だけですべてを解決できるはずもないことから、訪問だけでなく、出前サロンである「おあしす」や家庭教育学級等への参加など多様な支援機会をつくとともに、関係機関との連携についても意識的に取り組んでいる。

平成26年度実績では訪問家庭数は225家庭、訪問回数は433回である。

② 目的

問題が深刻化する前に子供が小さなうちから良い関係が持つこと、つまり問題の発生予防（一次予防）と、困難家庭を発見することがこの事業の主な目的である。孤立しがちな家庭に支援の焦点を当てている。小学校に入る時期は子供の親も子供自身もまだ関わりやすく、悩みも軽い場合が多い。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

1・2年生時に4回の定期訪問の対象となる全ての家庭は、教育委員会からの名簿で把握することができ、訪問後の再訪問が必要な家庭は、長子家庭訪問カードの記載事項や、チーム員の会議で継続訪問の必要性の高さで選考される。また、「ほっとルームだより」を持って学校に行くときなどに訪問について依頼が校長からある場合もある。また、必要に応じて会議を開き訪問家庭の状況をチーム員5人で共有する。訪問の際は、携帯は必需品である。特に初めての家庭への訪問の際は、家庭の住所の問い合わせなどで使っている。

(2) 訪問支援の実施過程

訪問支援の原則・フローは下記の通りである。

《原則》

長子を対象に、1年生は各学期の始まりごと（6月、9月、1月ごろから）に1回、2年生は4月に1回、合計4回、チーム員2名一組で長子のいる家庭に訪問している。保護者も若くて、子供も小さい方が悩みも軽く支援し易い。また子も親も幼稚園や保育園の仲間集団がバラバラになることでの繋がりが希薄化し、小学校生活に慣れるという課題がある時期で、子供も親も不安定化する時期でもあることからこうした訪問時期を設定している。

《支援のフロー》

市教育委員会からの情報提供により新1年生長子家庭の住所地確認

→新1年生訪問日程案と訪問カードの作成

→訪問のための事前打ち合わせ

→訪問・面談（年間1年生は学期ごとに1回、2年生は1学期に1回訪問する。概ね1家庭10分程度、玄関先で話す。室内には上がらない）

→訪問しても保護者と会えない場合は簡単なアンケートを置き返信用封筒で返信を願う。

（2回目の訪問で1回も会えなかった家庭）

→家庭訪問カードを集約し、再訪問が必要な家庭等の検討

→再訪問（登校渋りや、親の子育て不安が強いなど再訪問の必要性が高い家庭は再訪問する。再訪問は、学期に1回程度）→必要に応じて関係機関につなぐ

→終了

《使用様式等》

- ・訪問時 「長子家庭訪問カード」（訪問記録）
- ・訪問不可時 「アンケート」（相談希望の日時等や訪問希望の有無の問い合わせ）
- ・評価時 「家庭教育に関するアンケート」（訪問支援等の事業評価が目的）
「家庭教育支援事業進捗状況（自己評価）＜年間3回（各学期1回）＞」

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

対象者のニーズ確認のためのアセスメントシートは無い。また、個別支援計画などの検討、毎回の訪問前の打ち合わせと訪問後の振り返り、継続や終結の方針決定の会議などは実施していない。一般家庭や比較的軽微な課題のある子供や家庭への支援であることと職場職員への報告、関係機関への引き継ぎ等を行うことから、こうした丁寧な支援の必要が無いことが主な理由である。継続や終結の方針決定の仕組みも特でない。継続した支援の必要性が低い家庭が多いことと、おあしすなどへ繋がることで結果的に継続支援を可能としていることからだ。

もちろん、要支援児童などの場合は行政や要保護児童対策地域協議会との連携が原則となる。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

玄関先での訪問支援の具体的な内容であるが、子供の様子はどうですか？気になる事がありますか？など子育て上の悩みを聞いたり、その悩みを共感したりすることに留意している。また、傾聴を十分に行うこと、アドバイスをすること、家事育児をがんばっている事をほめることなどに留意している。玄関先で会話し、だいたい1軒あたり10分程度が目安である。

1回以上会える家庭が100%の学校もあるが、少なくとも70%以上の対象家庭の保護者とは1回以上会って話している。2回目の訪問時も保護者と会えなかった家庭には、返信用の封筒を入れて子育てに関するアンケートを投函する。年間20家庭程度はこの方法で家庭の子育て状況を把握している。

訪問上のエチケット、例えばチャイムをあまり回数鳴らさないこと、大きな声を出さないことともに、守秘義務も徹底している。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

本市の家庭訪問は、1・2年生の長子家庭の全戸訪問が基本となっている。しかし、1年生に3回、2年生に1回の訪問だけでは不十分な家庭もある。訪問結果がまとめて記載されている訪問カードを見て再訪問をすることもある。具体的には、学校に行きしぶる子供や、一人親などで家庭が不安定な親や子供の家庭などである。支援員のリーダーを中心に、支援員が協議し再訪問家庭を決める。また、学期に1回SSWや主任児童委員や市役所福祉課とカンファレンスの機会があることから、そこで協議し他機関へ繋ぐなどもしている。

再訪問は学期に1回ぐらいで、定期的訪問も含めると学期に2回となる。毎年学期3-4家庭が気になるケースであることから再訪問となる。要保護児童対策地域協議会で協議する要支援ケースは年に1件程度である。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVやコーディネーターは特に配置してはいない、しかし、小学校長の経験がある子育て支援員のリーダーがSVやコーディネーターの役割を実質担っている。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

特に公募などではなく、学校教育に関わりの強い元PTAの役員などの住民に個別に声をかけてメンバーに加わってもらっている。昨年度から、市来地域在住の支援員がいなかったこともあり新たにチームメンバーを1名増員した。この新しい方は、母子保健推進員で主に乳児を中心とした訪問活動をしてきたことから加わってもらっている。

(3) 訪問員の研修方法

現在はOJTというより、県の研修やその他の研修などOff-JTの活用が多い。県の研修である家庭教育基礎講座（家庭訪問のための講座・基礎講座2日と応用講座1日）を活用している。8コマ、おおむね10時間の基礎講座内容とは、家庭教育支援事業について、児童虐待の現状と対応、カウンセリングの意義と役割・進め方、子供の発達、児童生徒の現状と課題、参加型プログラムの概要と進め方、家庭教育支援員の活動事例発表、家庭教育支

援員の取り組み、などから構成されている。

また、県のスキルアップ研修は、3コマ、4時間の参加型で実施されている。プログラムの概要と進め方、家庭教育支援員の活動事例発表、家庭教育支援員活動の成果と課題などがその内容である。

訪問員の基本的な研修内容のポイントと考えられているものは、守秘義務、人権意識、資質向上の意識づけである。加えてリーダーには、チームビルディングや、チーム員の資質向上、地域情報の活用などができる人が必要となつて来ている。

自己研鑽や、学校で教育講演会やいろいろな団体の家庭教育講座に出席している。また、研修だけでなく人間性、耳を傾ける傾聴力、誉める力、共感性の高さなど支援員の人柄も重要と意識されている。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

本事業は、予防的な支援なので効果が見えにくいものの、外部評価と内部評価を実施している。外部評価としては年間2回家庭教育に関するアンケートを市内全小学校の長子の家庭を対象に実施している。アンケート項目は、家庭教育に関する悩み、PTAや家庭教育学級への参加状況等、周りとの関係、「ほっとルームだより」について、1年生長子家庭訪問について、「おあしす」についてなどである。

(2) 数値等で示された結果や成果

保護者の悩みは、躱が最も多く、親子関係や情報や学習の場等の順が多い。1年生長子家庭訪問については、事業アンケート開始当初（平成23年度）は、良いとするものが54%で無回答が42%であったが、平成27年5月には、良いと答えたものが85%と増加し、無回答は11%と減少してきている。

内部評価は、支援チームのメンバーで年間3回活動結果を5段階で点数化し集約し、討議したうえで今後の活動上の課題の整理も行っている。平成26年度の家庭訪問事業は5段階の評価で4、家庭訪問事業上の関係機関との連携は4.2の評価となり高くなっている。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

前述したが、学校等へは「ほっとルームだより」などを持参することで顔つなぎをしている。また、困難ケースや緊急対策等については要保護児童対策地域協議会の調整機関である学校教育課・福祉課へつなぐ等の対応をしている。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

他機関との連携をもっと行っていきたいが要支援家庭ではない家庭の支援のため他機関と情報交換をする場合の情報提供の範囲や仕方の枠組みが不明確である。

共働き家庭が増加する中、PTAや家庭教育学級への参加しやすい環境づくりのため、企業等の家庭教育に対する理解や連携を更に進めたい。

【考察】

新たに小学校に入学した全ての長子家庭に対し、1年から2年の春まで学期ごとに計4回の訪問をする取り組みが最も特徴的であった。下記が、その取り組み内容等で特筆される点である。

- ・問題・課題の発生予防・早期発見を目的として取り組まれている。
- ・講座や出張サロンなどに参加できない、出てこない家庭との接点をつくる取り組みとして実施されている。
- ・チームリーダーは退職校長だが「普通のおばちゃん」として活動している。
- ・学期ごとに1回は関係機関とのカンファレンスを行っている。
- ・活動をチーム内で点数化して自己評価をしている。

チーム員の人数的な制約等もあり、せっかく発見された、支援が必要な家庭に継続的な訪問支援をすることに限界がある。今後一層の充実を図るためには、継続的な訪問支援が可能となる支援体制づくりが挙げられる。

また、チーム員の研修とスーパービジョンを兼ねて、チーム内での家庭の情報共有を実施しているが、その際個人情報やプライバシー等は必要最小限の範囲での共有が求められる。研修機会として活用するのであれば、個人が特定されない事例を作るなどの工夫も考えられるのではないだろうか。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

温泉街のほか、農業や工場地帯もあり、産業は様々である。人口約3万人、平成26年度の出生数は164人、幼稚園4校、保育園11校（平成27年現在は認定こども園化）、小学校10校、中学校2校がある。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

B市家庭教育支援事業の行政担当部局は教育委員会の文化学習課である。平成25年の家庭教育支援事業の設立時から、市民福祉部子育て支援課にある子育て支援センターも同事業に参加した。現在、訪問型家庭教育支援事業は、子育て支援課の子育て支援センターが担っており、活動拠点もセンターにある。

(3) チームの目的とメンバー構成

近年核家族化が進み、子育て中の母親が孤立しがちである。また、県外から嫁いでくる若い母親も増えているが、車以外の交通手段がないため母親同士の繋がりをつくれるような場所に出向くことができない。そのような状況の中で、母親たちが気軽に相談できる場所、気軽に立ち寄ることのできる場所、子育てを学ぶことのできる場所をつくり、母親同士のつながりをつくるための親支援をしていくことが、訪問型家庭教育支援チームを含む子育て支援センターの活動目的である。

チームのメンバーは3名で、3名とも保育士資格・幼稚園教諭免許取得者。子育て支援センター業務と兼務している。公立の専門職であるため職場の異動があり、定着が難しいことも課題である。

(4) チームの事業内容・予算

子育て支援センターを拠点として、居場所や母親たちがリラックスして利用できるサロンとして活用しつつ、訪問型の支援事業を行っている。支援センターは毎日30～50組の親子が利用し、交流の場となっている。訪問型家庭教育支援とは別に、毎週火曜日に予約制の相談を行っている。また、支援センターからは遠方の地域に対しては、各地区の公民館へ出向き、出前の子育てセンター活動も行っている。

チームメンバーは3人で、3人とも子育て支援センターの有償専門スタッフである。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

主に、未就園の乳幼児をもつ全ての母親を対象としている。訪問支援の依頼が多いのは、子育てに不安や悩みを抱えている母親や障害のある子供の母親、双子の母親などである。

② 目的

子育てに不安や悩みを抱えていながらも、支援センターまでの交通手段がなく、知り合いのいない初めての場所に一人で来所することができずにいる親に対して、アウトリーチ型の相談支援を行うことで、外へ出るきっかけをつくり、孤立を防ぐことを主な目的としている。

特に、子供に障害がある場合は、虐待につながるリスクが高いにもかかわらず、大勢の親子が集まるサロンには周りの目が気になって出て来られない場合が多い。そのような親たちの初めの一步を踏み出すきっかけを、訪問型家庭教育支援チームはサポートしている。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者 ② 訪問員

実際に訪問活動を行っている訪問員は、チームリーダーで支援センターの所長（所長歴5年目の兼務）の1名である。公立の組織では職場異動があるので、現状の2～3年の勤

務では母親のニーズを満たせない場合もあると考えている。市内全域を担当し、調整者としての役割も担っている。

③ 訪問のルールについて

事業の立ち上げ時に、要綱を作成し規定している。個別ケース記録様式を作成して記録・保存している。内容は口外しない。鍵のかかる書庫に入れ保管している。

訪問回数は特に定めていない。就園できたら終結となることが一般的である。しかし、その後も園と連携して状況確認をしている。園に訪問して子供を観察し、園から母の状況を確認する。家庭に電話をして様子を聞くことも欠かさない。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

電話にて保護者からの直接の相談が一般的である。今年度は、保健師からの依頼で同行しているケースもある。件数は、1年目3件、2年目3件、今年度7件。パンフレットを作成し、支援センターに来ている母親に啓発して、ロコミで伝えるように依頼している。

保健師からの同行依頼に関しては、生後2か月での「こんにちはあかちゃん事業」の訪問後、子供が気になる場合や、母が不安定で気になる場合に相談が来ている。保健師との連携は、数年前から行われていた。市町によっては縦割りのところがあるが、B市はスムーズな連携ができていて、乳幼児健診、1歳半健診でも連携している。これは人口が比較的少ないので把握がしやすいためであると考えられる。

全戸訪問の必要性を感じていて、そのために生後3か月の家庭に支援センターのパンフとフォトフレーム、手紙を発送し、周知を行っている。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

保健師から母親に電話をして、センターの職員も伺うことについて同意を得る。保健師に同行する。顔見知りになると訪問員が1人で行く。電話で連絡も取る。

初回から具体的な悩みを聴いている。玄関先ではなく部屋まで上がらせてもらい、子供ともかかわりながら話を聴く。だいたい1時間半ぐらいが通常である。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

初回訪問後、メンバーの2人に報告を行う。

1週間後か2週間後に電話を入れて、母親の状況や気持ちを確認。再度訪問し、センターに来られる時間や方法を提案する。

子育て支援課に相談員がいるので情報提供をしている。

数か月に1回、課内会議（保健師、子育てコーディネーターである支援センター職員、子育て支援課、家庭相談員等）を開催し、方針を決めている。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

傾聴を主とした相談支援を基本とする。1ケースにつき平均1時間、全2～3回の訪問が通常である。支援後は、支援センターに出向くことができるようになることが多い。訪問支援では、次のステップとして支援センターに来ることを常に提案している。支援センターに来られない場合は、なぜ来られないのかを一緒に考える。子供の状況を確認し、生活リズムを提案する。人とかかわることを苦手としている母親には、参加者の少ない時間帯を伝えるなど、対応を話し合っている。

障がいのある子供の母親は、センターの利用を躊躇する傾向にある。最近、発達障害の子供が多くなっている印象がある。虐待につながる一つの要因とも考えられるので、傾聴をすることで母親の気持ちを緩和するようにしている。訪問の状況によっては子供との遊び方を提供する。就園後、園の対応に対する不安や不満を相談されることもあるが、親から伝えてほしいと申し出のあるケースはそのまま園に伝え、その後の経過を園に確認している。解決した場合は、支援センターの利用回数も減る傾向にある。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

終結は、3人のメンバーと保健師とで決定する。一般的には、入園する、支援センター

に出向けるようになった場合に終結となる。入園する際には園に引継ぎの情報提供をしている。

終結の際、グレーゾーンで気になるケースは、課内会議に情報を提供している。また、入園先の子ども園との連携を取りながら見守りをしていく。グレーゾーンの場合は、終結後も3週間から1ヶ月の割合で、2～3回電話を入れている。そのため、支援センターに相談に来る母親もいる。その場合、園長には訪問があったことを伝えることも欠かさない。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVは特に設置していないが、支援センターの課長が経験豊富な保健師のため、保健師との連携については課長に相談することもある。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

保育士、幼稚園教諭の資格を持ち、保育所・幼稚園ともに在職経験も豊富である。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

今のところトラブルになったことはない。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

子育て支援センターの職員が兼務している。2～3年で異動とならないよう市に働きかけている。若い訪問員が訪問した場合、母親は安心して自分の気持ちを出せない傾向がある。訪問員は誰でもいいわけではなく、経験年数や信頼関係などが必要である。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

採用していない。

(3) 訪問員の研修方法

他市で訪問型支援を行っている事業所を視察し、情報収集をしている。近隣の市町のほか、名古屋や東京のNPO、ホームスタートジャパンなども積極的に視察している。

(4) コーディネーターの研修方法

特になし。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

年間の延べ相談人数を市に報告している。また、ケースの内容、支援内容などを記録様式に記録・保存している。

(2) 数値等で示された結果や成果

訪問件数は3年間で13件（約30回の訪問）

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

訪問数はまだ少ないが、子供の障害について悩んでいた親が、相談で話を聞いてもらえることで気持ちをコントロールできるようになったケースや、孤立していた双子の母親が、訪問支援の相談を通じて、センターに来所し同じ双子を持つ親とのつながりができた好転ケースなどが、訪問型支援事業の効果として考えられる。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

数か月に1回、課内会議（保健師、子育てコーディネーターである支援センター職員、子育て支援課、家庭相談員等）を開催し、方針を決めている。

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

保育園、幼稚園（平成27年度よりこども園化）との連携。主に園長との情報交換を中心に、気になるケースに関しては園への訪問と観察を行っている。小・中学校との連携はま

だない。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

所長とメンバー1名の計2名が要保護児童対策協議会の構成員である。訪問中に上がった事例はないが、過去に支援し、就学後に上がってくるケースが多い。

これまで対応したケースでは民生委員との連携はまだないが、民生委員に対して、支援センターを案内する会議を1度開催した。民生委員も家庭に入り込むことが簡単ではなく、市からの情報提供でも課題が少なくない。

(4) 連携のために工夫していること、課題点

支援センターの業務と兼務している状態では手が足りない。訪問型支援専属のスタッフの必要性のほか、母子家庭や貧困の問題も考えられる状況の中で、福祉課との連携が課題となっている。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

自治体の規模からすれば全戸訪問をしたいと考え、市に提案中である。また、支援センターの業務と兼務の状況では、センターの事業や出前講座があり、時間的に厳しい。電話相談の対応では、長時間の電話になることも多く、心の余裕がないと丁寧な対応ができない。

また、他市や他県から訪問型家庭教育支援事業の内容に関して、どのようにスタートしたかなどの問い合わせが頻繁にある。これまでの支援体制や方法をどのように整理し伝達するかも課題であるが、現在はその都度、情報提供に努めている。

【考察】

本チームの構成員は、子育て支援センター業務を兼務している専門職であり、訪問員は、保育園と幼稚園にて豊富な勤務経験を有するセンター長が担当している。このような専門性と実務実績からの知見によって、最近の保護者が孤立傾向にあり、特性を持った子供との関係性に課題を持つ家庭も少なくないという、地域における実状を的確に把握することに留意している。また、これまで長年培ってきた保健福祉行政との連携基盤を基に、保健師との同行訪問を継続するなどの連携方法も模索し続けている。これらは、専門職かつ兼務ならでの強みとして活かされた対応であると言える。さらに、限られた訪問支援回数を補完するために、子育て支援センターという活動拠点につなげる働きかけを常に意識した支援も、支援センターで実際に相談活動を行っているからこそ有効かつ円滑的に調整できるものと考えられる。

支援が一過性にならないために、終了後も入園先の園や就学先の学校とのきめ細かな情報共有に努め、子供の成長を見守っている。課題として挙げられていた全戸訪問の実現は、このような包括的な見守り体制を支える基盤となる可能性がある。兼務による訪問支援の限界をどのように克服し、全戸訪問を可能とする体制をいかに整備するかについては、B市以外の多くの自治体でも共通の課題であると考えられる。B市のように、現実的にできる一つひとつの工夫の蓄積をもとに、自治体全体として制度としての支援体制を整備していくことが求められている。

1. 家庭教育支援チームについて

- (1) チームの活動している自治体の特徴など
人口5万5,000人弱。年間出生数は468人（平成26年）。
幼稚園3園、保育園11園、小学校9校、中学校4校、高等学校2校。
- (2) チームの担当部局と活動拠点場所について
担当部局は、D市教育委員会学校教育課。
D市立E小学校では、小学校自体が活動拠点場所である。
- (3) チームの目的とメンバー構成
学校支援地域本部の活動の一つとして、学童保育指導員と主任児童委員の計2名を配置。
- (4) チームの事業内容・予算
学校支援地域本部の一環として、家庭教育支援を平成25年度より導入。様々な社会教育、ボランティア活動と並行して推進。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

- (1) 家庭訪問活動の対象と目的
 - ① 対象
対象家庭などは全ての子供であり、保護者や家庭支援にも注目した取り組みを進めている。ただし、後述する理由から、特に支援を要する子供への訪問支援も並行して行われている。
 - ② 目的
学校における訪問支援の数としては件数が少なく（去年は1件）、目的や対象者限定してはいない。学習支援の延長線上にある活動として、主に不登校児童への見守りから取り組みがスタートしている。
- (2) チームのうち訪問するスタッフの構成
 - ① 調整者
学童保育指導員が学校と訪問チームのコーディネーションを行う。同学童保育指導員はE小学校学習支援員、近隣中学校区の地域コーディネーターなどを兼任している。
同学童保育指導員は通時的な支援の見通しをもって学校教員との協働を模索している。
 - ② 訪問員
実際に訪問を担当するのは既述した学童保育指導員のほか、地域総合センター（隣保館）教育推進担当の指導員である。またチーム外ではあるが、E小学校は生徒指導上、学習指導上の支援のため教員加配がされているため、彼ら加配教員も訪問支援活動を行っている。
 - ③ 訪問のルールについて
学童保育指導員は、支援地域本部（E小学校支援委員会）での交流や情報共有、また家庭教育支援チームでのケース会議などで訪問支援の様子を必ず報告しているという。ただし規定等は定められてはいない。

3. 訪問の方法について

- (1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など
前述の通り学童保育指導員はE小学校における学習支援活動を行っており、学習支援のなかで教員や指導員が気になる子供への訪問支援活動を検討している。
主任児童委員が校区の幼稚園や保育園の児童の状況について把握。地域総合センターの教育推進指導員は同和地区の家庭をフォローし、それぞれの立場から見守りを進めている。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

「ニーズが分からないからこそ訪問する」と述べる。試行錯誤の段階にある。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

ケース会議は学期ごと、2～3ヶ月に1回程度開催。D市人権教育課が主催。市教委の学校教育課に所属する社会福祉士、市役所の社会福祉課、人権教育課、人権擁護課および地域総合センター（隣保館）に所属する教育推進指導員、E小学校教員がケース会議に参加。ただし、学童保育指導員はケース会議には参加していない。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

2名の支援員の立ち位置は大きく異なる。学童保育支援員は、学校ボランティアとしての位置づけで、学習支援の延長上の支援を行うほか、学校と地域とのコーディネーションを担う。

他方で地域総合センターの教育推進指導員は同和地区を中心とする困難家庭の全戸訪問を担う。さらに、家庭教育支援チームとはなっていないが、加配教員の訪問支援も行っており、アドホックな対応を可能にしている。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

地域総合センターは同和施策であるため規定上は「支援の終結」が想定されていない。訪問支援も継続して続ける。

学童保育指導員は訪問支援件数が1件と少ないため、支援継続や終結について判断基準等を考えたことはないという。規則等もない。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

SVは設置していない。市教委としては学校教育課に社会福祉士を配置しているが、家庭教育支援のSVを行う予定はないとしている。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

非専門職。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

マニュアル等で規定していないが、関係者の協議を行い迅速に対応する。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

特になし。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

学童保育指導員は先述したように複数職を兼任している。PTAや近隣中学校の学校支援地域本部などのコネクションを用いて、E小学校長（前任）がリクルートした。

採用方法は「地域で子育て支援や学校支援に関わる人を地域の人間関係のなかから探し出す」という方法であり、明文化されたルール等はない。

(3) 訪問員の研修方法

研修は学童保育支援員が受講。県の生涯学習課が主催する研修（学校と地域の連携について、地域コーディネーションなどについての研修）。研修では、学校支援地域本部に関連する活動も学ぶ。

(4) コーディネーターの研修方法

同上。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

事業成果の数値化は適していないと考え、定量的な評価はしていない。

(2) 数値等で示された結果や成果
特になし。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること
学童保育指導員や主任児童委員が家庭教育支援チームとして関わっているため、幼保・小学校・中学校までの継続的な見守りが見込まれる。そのため、保護者等の「進学に関する安心感」「支援の見通しや認知度」には効果があるように感じられる。
子供の顔つきに違いが出る（E小学校長）。

6. 連携について

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

学校支援地域本部（E小学校支援委員会）との連携。

保育所等との直接の連携はないが、家庭教育支援チームに属する主任児童委員が、訪問支援員へのアドバイス等を行っている。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

地域総合センターの訪問支援では、保健師との連携によって支援検討が進んだ例がある。乳幼児健診で様子の心配な子供がいるということで、保健師からの連絡が入ったりする。

(4) 連携のために工夫していること、課題点

将来起こりえないとも言えない児童虐待などの問題に対応するため、保健・福祉部局との連携が必要ではないかと考えている。

D市は「ことばの教室」などの発達支援を全国有数の水準で推進してきた。そうした取り組みによって、すでに地域の子供を見守る支援ネットワークはできていると考える。家庭訪問支援について、積極的な改善を行う必要はないと考えている。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

特になし。

【考察】

本チームでは、小学校における訪問型家庭教育支援のスタイルである。校内にある学童保育指導員を軸としたチームメンバーにより、幼保・小中を通じた継続的かつ柔軟な支援を可能としている。家庭訪問支援を行う学童保育指導員は、他の福祉機関と日常的な連絡を行い、支援状況を振り返る機会を持っている。ケース会議については市人権教育課やソーシャルワーカー、学校教員らが出席している。同地区では、家庭教育支援チームを含む、幅広い訪問支援を実現させているといえる。福祉施策である学童保育に重心があることによって、通常の学校支援地域本部の特徴に加えて福祉機関との連携のしやすさが特徴的であるのかもしれない。

1. 家庭教育支援チームについて

(1) チームの活動している自治体の特徴など

G村は人口約4万人で、26年度の出生数は436人である。幼稚園5校、保育園3校、小学校5校、中学校2校、高等学校1校がある。

(2) チームの担当部局と活動拠点場所について

チームの担当部局は教育委員会生涯学習係にある。活動拠点として中央公民館でサロン活動を行っている。昨年度の子育てサロンは年間24回、利用者数は延べ162名。石鹸づくりなどの講座を行っている。サロンを開催していることで、発達が気になる子供を発見しやすくなっている。特に3歳まで在宅生活を送っている場合、定期健診で見つけられない問題やグレーゾーンの子供に対する早期発見での効果がある。また、子育て支援学習会を5回実施し、延べ35名が参加している。定例会は11回開催した。

これらの活動は広報などでPRしている。

(3) チームの目的とメンバー構成

G村家庭教育支援事業は、個人及び地域の自立を助けながら人々の生活課題を地域課題として解決を図り、そのことから地域の教育力が高まり、結果として地域力の向上が図られることを目的としている。

家庭教育支援チームの活動としては、子育てスキルアップや子供の自己効力感を高めることも目的としている。訪問支援活動には、子育て経験者などの身近な地域人材からケースごとに適任者をコーディネートしている。アドバイザー（SV）に臨床心理士が配置され、研修のほかにも随時、専門的助言も行っている。

(4) チームの事業内容・予算

子育てサロンの開催が主体（8割）。子育て応援講座（母親向け、父親向け）とその支援を担当し、例えば参加者の子供を預かるなども行っている。子供に対しては、野外炊飯などの行事企画・運営。保護者向けのグループワークや座談会も行う。父親向けには、アングーマネジメントの講座などを実施している。

訪問型の活動としては登校支援を行っている。

また、子育て個別相談会も行っている。1日二人までの予約制で、チームの支援員が傾聴を中心に相談支援を行い、必要があれば定例会などに挙げ、臨床心理士につなげている。

予算は年間807,000円。国・県・村が3分の1ずつ負担している。

2. 訪問型家庭教育支援の体制について

(1) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

相談があった家庭で、課題のある家庭を対象としている。

② 目的

親支援の比重が多いが、子供への直接支援、不登校への取り組み、親の相談、親同士をつなぐ、問題の早期発見、地域活性化などもカバーしている。訪問することで、まず親の気持ちが落ち着くため、傾聴するだけでも効果があると考えている。それが個別の子育て相談にもつながっていく。

(2) チームのうち訪問するスタッフの構成

① 調整者

生涯学習係の行政職員と社会教育指導員の2名がコーディネートを行う。

② 訪問員

非専門性を主体とする2名をケースに応じて採用している。支援が必要な家庭が発見され、関係者による招集会議が開かれる。そこでのアセスメントによって、訪問員の選定が

行われる。

③ 訪問のルールについて

公務員の守秘義務に準じることを口頭で説明している。保護者の所得、疾患などの個人情報には伝えず、家族構成程度の情報を共有している。保護者と訪問員、ケースによっては校長、担任が集まり、訪問支援について説明し、同意を得ている。

3. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

福祉課や子ども未来課などの関係機関からケースの情報が届く。中学校のSC（スクールカウンセラー）から教育委員会に相談依頼があり、そこから訪問につながる場合もある。

広報活動は、あえて行っていない。ハウスキーパーと勘違いされる場合もあるため、ある程度課題のある家庭を対象を絞っている。

(2) 訪問支援の実施過程

① 対象者のニーズ確認方法（メンバー間の意思疎通や情報共有の仕組みなど）

ケースが発見されるとまずは関係者が招集されて、状況把握や支援方法を検討する。次に、対象の保護者に対して、訪問員も加わって、ニーズや目的を確認する。

② アセスメントと方針決定の仕組み（ケース会議の構成員や方法、頻度など）

福祉課や子ども未来課、教育委員会などの関係機関の構成員による協議にて決定している。ケースによっては学校で開催し、校長や担任も構成員になる。民生委員が構成員になる場合もある。訪問型支援が望ましいと判断されるケースは、関りが専門的でないこと、保護者の意向が地域の方と関わってもいいという場合が多い。発達の問題や愛着の問題などの専門性が必要な場合は、他の専門機関が担っている。

訪問員は固定して採用するのではなく、ケースに応じて選定する。青年会や婦人会、子供会などで人材を発掘していく。青少年指導員や社会教育委員なども、訪問員の人材として採用されたこともある。昨年度は2名枠に2名の採用。それ以前は2名の枠に延べ5～6名が担った。

③ 訪問支援の具体的方法と内容（時間、回数、傾聴など）

おおむね3か月程度の期間を訪問する。おおむねその期間を設定している理由は、訪問員が良かれと思ってあまりにも入り込み、自分の家庭とのバランスが崩れてしまうなどの危惧を防ぐためでもある。

傾聴が中心となる。登校支援なら週5回を目途に3か月間継続する。保護者のニーズに応じて年末年始の夜間にも訪問するなど、訪問員の状況から柔軟に時間と回数を変更している。

例えば、地域の高齢者を訪問員として採用した事例では、「おばあちゃん」ならでの力を借りて登校支援を行った。発達障害の傾向がある母子家庭世帯であった。朝におしゃべりをして登校を促し、朝の散歩をしながら一緒に登校した。秋から春まで継続。母親は、はじめは元気がなく身なりも貧しかった。しかし、子供の学力が向上する変化が見られ、次第に元気を取り戻していった。終結後も、自主的にお互いの関わり合いが続いた。子供がおばあちゃんのカメを見に行ったり、食事をおすそ分けしたりなど、まるで「新しい家族」のようであった。母親の視野も広がり、ほかの気になる家庭にも目が行き、世話をするまでになった。

④ 継続や終結の方針決定の仕組み（ルール、個別継続や専門家への依頼基準など）

専門性への移行は、すべて関係者の招集会議で決定している。訪問型を継続する場合は、保護者の希望意向があり、訪問員の支援体制が可能な状況のときに判断している。昨年度の1事例は保護者と学校ともに終結という意向のため終了した。

グレーゾーンの支援は専門機関に任せる。精神疾患の疑いがあるなどの場合はリスクが大きくなるので、訪問型支援では可能な範囲でできる部分を担うようにしている。

(3) スーパーバイザー（SV）やコーディネーターの役割

訪問員に対するSVはない。訪問状況は、招集会議でその都度報告している。

調整者は、日誌からの報告を確認しつつ、直接訪問員から支援状況や困難なことを常に聴き取るようにしている。訪問員が交代する場合には、一時的なつなぎ役で調整者が訪問する場合もある。また、調整者は、ほかの機関につなぐ役割もある。

(4) 訪問員の特性・基本的役割（専門性、非専門性など）

非専門性による関わりを主体としている。

(5) 緊急時やトラブルへの対応方法

調整者が訪問員から状況を常に把握し、それをまとめて招集の支援会議で報告している。これまで大きなトラブルはないが、何かあれば訪問員はすぐに調整者に報告することとなっている。

4. 採用・研修について

(1) 訪問員の採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

守秘義務に対する認識が適切であるかどうかを第一の判断としている。また、子育て経験やボランティア経験、子育て講習会受講者なども選定の基準にしている。自身の子供が不登校を経験したという場合もこれまでにあった。

ケースにより随時採用するため、青年会や婦人会、子供会役員などから人材発掘している。青少年指導員や社会教育委員も支援員の人材として採用したこともある。

(2) コーディネーターの採用方法（必要と思われる資格や知識、技術など）

当事業の訪問型では採用していない。調整者の社会教育指導員が調整役を行っている。学校家庭地域連携推進事業や学校ボランティア派遣、公民館を利用した学童保育などではコーディネーターを雇っている。

(3) 訪問員の研修方法

特に実施していない。

(4) コーディネーターの研修方法

特に実施していない。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の方法

関係者の招集会議で常にモニタリングを行っている。

(2) 数値等で示された結果や成果

数値化して議会にて報告している。

(3) 現在は数値化されていないが、訪問型支援事業の効果として感じられること

自主登校に至った事例では、クラス他生徒に対してポジティブな波及効果も期待できるのではと教育長が評価している。また、登校には至らなかった場合でも、訪問による交流で子供が心を開く様子が確認され、その後、中学校では登校するようになった事例もある。

6. 連携について

(1) 他部局との連携方法と内容

関係者が一堂に招集会議を、必要に応じて柔軟に開催している。そのアセスメントによって専門的な支援が必要だと判断された場合は、専門機関と連携して支援している。

(2) 学校や保育所等の保育・教育施設との連携方法と内容

学校教育課の指導主事と適時ミーティングしている。必要があれば指導主事から各学校に連絡する。また、招集会議が学校で開催される場合があり、校長や担任が構成員に入ることがある。

(3) 保健・福祉機関、民生委員や地域との連携方法と内容

招集会議で民生委員を招集する場合がある。また、調整者が民生委員を担っていて、2年前までは婦人会長もしていた。生涯学習係長もPTA役員をしているなど、行政の職員が実際に地域での役割を担っていることもネットワークングにおいて強みとなっている。

(4) 連携のために工夫していること、課題点

時間がないときは、役場のネット上でも会議も行っている。また、10分という短時間でも関係者が集まり、情報共有と協議を欠かさないようにしている。

7. 訪問型家庭教育支援の課題について

現在の行政職員が異動になっても、現状の支援体制が維持できるような仕組みをつくることである。現状では教育長からの理解が図られているため、これをいかに引き継いでいくかが課題である。また、近隣市町村では本チームだけが訪問型支援を行っているため、現在の支援体制を参考にしてもらい県内に広めていくことも課題である。

福祉的な介入が必要な状況であっても、保護者がそれを拒んだ場合には、支援が暫定的で、その場限りになってしまうという限界がある。保護者が支援を受け入れられるようになるために、訪問型支援によって信頼関係を築きながら、徐々に福祉につなげるよう工夫している。その連携がさらに促進されるためには、福祉分野がもっと非専門性を主体とする支援とのつながりを増やすことが必要である。それによって、専門性の強みを補完し、支援の幅を広げ強化していくことにもつながると考えている。

【考察】

G村家庭教育支援事業は、個人の生活課題を地域全体の課題として捉える視点が基盤となっている。訪問型支援によって、一家庭の抱える課題に対する解決過程を通して、支援を提供する側も受ける側も同じ生活者としての絆とつながりを深める。そのような相互作用が、ひいては地域全体の教育力向上につながるという視点である。地域の高齢者を訪問員として採用した事例は、終結後も相互交流が続き、「新しい家族」のようなつながりが生まれ、訪問支援を受けていた母親が他者の世話ができるまでになった事例は、まさにそれを示している。

このような支援を可能にする創意工夫の一つが、訪問員の柔軟な選定方法である。支援対象者の地域とニーズに最も適する人材をその都度協議して選定する方法は、地域住民が持つ非専門性の強みに信頼を置いた活用法であり、その結果、地域内における自然な関わり合いに発展する可能性を有している。このような取り組みが一つひとつ蓄積されることで、地域住民同士の関係性が豊かになり、子供を見守り育む地域を創造が期待できる。

しかし、訪問員を固定化しない方法は、その人材発掘をしなければならない点で困難も予想される。そこで、G村家庭教育支援チームでは、青年会や婦人会、青少年指導員、社会教育委員など、あらゆるネットワークを活用して、適任者を発見している。調整者自身が民生委員や婦人会長などを担い、地域に溶け込んでいることも、特筆されるべき事項であろう。

一方で、こうした創意工夫を調整者個人の力量のみに頼るのではなく、制度として定着させることが課題として挙げられている。調整者が異動してもこれらの調整機能が存続し続ける仕組みをつくっていくことは、他自治体においても共通の課題となっていると言える。

1. 訪問型家庭教育支援の概要について

(1) 支援チームの概要

横浜町の家庭教育支援チームは平成21年度から県の補助事業を活用し活動を開始し、現在では月に数回、木曜日を実施日とし、乳幼児やその保護者が自由に利用でき交流する場である「おひさまルーム」の運営と、訪問支援で使用する情報紙「つきげやき」の発行、参観日・保護者会・健診などの際の「託児」、そして小学校児童の全家庭訪問の取り組みである「訪問支援事業」以上4事業を実施している。

(2) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

町内の小学校4校の児童のいる全家庭（平成26年度は151家庭）を訪問している。家庭訪問開始当初は一部の学年の家庭だけ訪問していたが、保護者アンケートで全ての学年に来てほしいとの要望もあり、現在は全学年に訪問している。

② 目的

学校で参観日などがあっても、問題や悩みが有る人が来ない傾向があり、そうした家庭へのアプローチが大きな課題となっていた。人口規模も小さいので問題や悩みの有る方だけに行くことは難しいことから、全児童の家庭を訪問することとした。現在は、小学生児童のいる全ての家庭に定期的に訪問することで、問題や悩みが発生したり深刻化したりしないよう予防のための見守りを目的に取り組まれている。

(3) 家庭訪問活動の実施体制

家庭を訪問する支援員は10人で、教員免許等資格を持っている人などもいるが、あくまで一般市民として、非専門職として有償で訪問している。支援員のリクルートは、子育て支援の識見や業務経験などの経歴を軸に、現支援チーム員からの推薦を参考にしながら、個別依頼するケースが多い。明るく人の話を聞ける（自分が話すのではない）人や「上から目線ではなく、基本聞き役、悩みを引き出し役」になれる人に依頼している。

(4) 家庭訪問活動の内容

訪問時期は、5月、7月、11月の年3回で、校区単位に支援員が分担して情報紙の配布を名目に家庭訪問を行う。以前は訪問員に男性も入っていた。何回か行っても親と会えない家庭でも、新1年生の親には必ず会うように努力をしている。

2. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

毎年4月、各小学校に町教育委員会から在籍する全児童の名簿提供の依頼通知がされ、全児童の家庭の住所情報が集められることから事業は開始される。

(2) 訪問支援の実施過程

《a. 訪問前》

① アセスメント

全家庭訪問なので、アセスメントは特に行わないが、各小学校で児童名簿をもらう際に打ち合わせを行い、子供の様子等意見交換を実施している。

② 支援計画の策定

特に支援計画などは策定していないが、チーム員全体では年6回、また各小学校区ごとの担当チーム員同士でも打ち合わせを随時行っている。

③ マッチング

各小学校区ごとに当該地域在住の担当チーム員が決まっていることと、名簿に基づく全家庭訪問なのでマッチングは不要となっている。

④ 訪問員との事前打ち合わせの内容

前述したとおり、児童名簿をもらう際に訪問時の留意点など、小学校側と協議している。

《b. 援助技術》

⑤ 主に使う援助技術

全学年の全児童の家庭への訪問なので、傾聴を基本に情報提供や簡単な躰等についてのアドバイスを実施している。

《c. 毎回のルーティン》

⑥ 事前打ち合わせ

家庭を訪問する時間は、保護者が帰宅する午後5時半から8時ごろまでとしている。1家庭平均5～10分、長くて20分ぐらいの玄関先への立ち寄りによる訪問となる。家庭を訪問する車の中などで、訪問担当者同士で訪問家庭の確認や子供やその家庭を踏まえた言葉かけの内容等について打ち合わせを行う。

⑦ 持参する道具

特になし。

⑧ 子供への関わり・支援の内容

子供の様子（学校生活や友達関係・元気そうか・一人で留守番の時は火の扱いの注意や鍵の話等）の確認や、親の様子（学校や子育てについての心配事がないか等）の確認をしている。

⑨ 訪問員と家庭の安全確保上のポイント

傷害保険に加入。

⑩ 服装

派手でなく清潔感のあるもの。

⑪ 持ち物

ホルダー入りネームカード、情報紙「つきげやき」、携帯、夜間の訪問となるので必要に応じて懐中電灯を持参。

⑫ 連絡手段の確保方法

住所・電話、チーム員の自宅の電話。

⑬ 守秘義務の徹底方法

チーム員以外には公表しない取り決めがある。チーム員から訪問時の情報が漏れないよう、訪問を担当する人は小学生の子供が居ない方を選定している。

⑭ 振り返り

2人で訪問しているので、訪問を担当しているチーム員同士で行う。また継続的に支援が必要な家庭については訪問を担当しているチーム員全員で協議している。また、必要に応じ、学校側と改めて協議することもある。

⑮ 日程や支援内容の調整

全家庭訪問なので、訪問を担当するチーム員が順番を決め訪問している。

《d. 毎回の活動例（ニーズと支援）》

⑯ 多いニーズ・課題と行った支援

- ・発達障害の疑いがあり不安を抱える保護者→学校の担任への相談を薦め、学校につなぐなどした。
- ・子供の吃音が治るか心配な保護者→親の不安に対し、自分の友達で吃音が治った人の経験を話し、現在学校で実施している言語障害の療育訓練を安心して受けるように伝えた。
- ・ある先生が厳しいと子供が言っているとの話が数家庭で報告される→訪問員の会議で情報共有・確認し学校に伝える。
- ・ゲーム好きで家庭がやや不安定で不登校ぎみの子供→近所のチーム員に日常的な言葉かけを依頼した。
- ・子供の仲間はずれを心配する保護者→担任の先生と相談するように促す。
- ・子供の祖母が嫁のしつけ方が甘いと不満を漏らす→ひとしきり不満を聞き、お嫁さんを信頼するよう促す。
- ・（家庭訪問時のその他の話題）4世代同居の家庭訪問では、曾孫の自慢話、自分の病院の話、車の免許も返したので出かけられないこと、漬け物のつけかたなど高齢者の話を

聞くこともある。

- ・家庭訪問中、夏休みなど親が家庭にいない時に、高学年の子供たちだけで家に溜まっている場面を発見することもある。

《e. 事故対応》

⑰ 事故・トラブルの予防のための準備

一人ではトラブルがあるので二人で訪問するようにしている。

⑱ 事故・トラブル対応のための取り組み

傷害保険に加入している。

《f. 訪問時の留意点・工夫》

⑲ 初回の留意点・工夫（入学時）

活動の概要とチーム員を紹介し、事前に知って頂く機会になるようにしている。

⑳ 開始期の留意点・工夫（訪問開始直前）

各学区の小学校へ活動の概要とチーム員を紹介し、事前に承認を得る機会を確保している。

㉑ 展開期の留意点・工夫（5月訪問）

新学期が始まり、環境の変化に関する観察を中心に伺っている。

㉒ 移行期の留意点・工夫（7月訪問）

夏休み前に、これまでの生活や夏の遊びについて注意や振り返る機会を周知している。

㉓ 終結期の留意点・工夫（11月訪問）

感染症の予防を中心に、共に情報を共有したり、学ぶ時期になるよう周知している。

【考察】

横浜町は、小学校全学年の家庭訪問を行っている自治体である。同町の特筆すべき点は下記のとおり。

- ・1年生から6年生までの全ての児童のいる家庭に年間3回継続的に訪問し、問題の発生予防に力を入れている。
- ・近隣関係が深い地域性を活用して、近所の住民の立場で家庭訪問をしていることから、家庭訪問を断られることはほとんどない。
- ・困難ケースになる未然の予防が目的で取り組まれていることが効果をあげ、深刻な問題の発見は無い。
- ・家庭訪問を担当する人は、明るく人の話を聞ける（自分が話すのではなく）人を選ぶようにしている。
- ・家庭の中では傾聴を基本にし、情報提供や簡単な躰等についてのアドバイスを実施している
- ・訪問員の役割としては、「上から目線ではなく、基本聞き役、悩みを引き出し役」であることを重視している。
- ・家庭訪問は、地域住民同士の声かけとして行われていて、専門的なことは学校等専門機関につないだり紹介しており、役割の範囲が明確である。
- ・表向きには情報紙の配布を目的としているが、本来の目的は配布をきっかけに家庭の見守りをおこなっている。
- ・家庭訪問時には、身分がわかるものや連絡用の携帯電話を持参している。
- ・家庭訪問で集めた情報が地域住民に伝わらないように守秘義務の徹底をしている。

安定的に事業運営され、事業を開始した時からの目的＝問題の発生予防が現実化している感想を持つ。今後の課題としては、家庭訪問のための継続研修の機会が少ない点等が挙げられるのではないだろうか。

1. 訪問型家庭教育支援の概要について

(1) 支援チームの概要

教員ではなく地域住民が、子育てに不安や悩みを持つ家庭を訪問支援する事業は、平成15年度から「家庭教育機能総合支援モデル事業」として本市で始められ、現在は「家庭教育サポートチーム」の家庭教育サポーターが訪問する形で取り組まれている。

(2) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

主に不登校や登校しぶり、遅刻のケースが中心で、平成26年度は140家庭、延べ2,533回の訪問を実施。

② 目的

平成15年度から前述のモデル事業として開始し、要支援児童が多い地域だけでなく、全市で取り組みだした。

(3) 家庭訪問活動の実施体制

1 中学校区内小学校を拠点に一人、市単費と府補助金を導入し、家庭教育サポーター（以下サポーター）を配置、週2～3日×1日5時間分×12人分の予算（平成26年度7,160,000円うち府補助額は1,008,000円）を確保。

(※) H28年度は、家庭教育サポーター報償費月12日×1日6時間×15人分（12,560,000円）を予算化（うち、文科省「アウトリーチ型家庭教育支援モデル事業」の委託800,000円、府補助1,008,000円）。

中学校区内には二つの小学校があり、そのどちらかの小学校に配置、小・中学校の管理職や支援コーディネーター等の指示を受けながら活動。おおむね2年ごとにサポーターの配置校間異動がある。市としては、公平性を図るため、地域・配置校が偏らないよう配慮し、校区内2小学校を交互に配置校としている。また経験年数の長いサポーターを、支援家庭数が多く必要度の高い学校の担当にするなど調整がされている。要支援3校には継続して配置されている。

要支援家庭が多いところは、福祉との連携が必要であり、学校をキーにサポーターだけでなく民生児童委員（主任児童委員）にも加わってもらい支援を進めている。重篤ケースについては、福祉部門の要対協と学校教育部教育指導課との連携も行っている。

課題として、学校の教員のサポーターへの認識がまだまだ弱く、情報提供・共有や支援員の活用が不十分

(リクルートと研修)

寝屋川市では、毎年「家庭教育支援者スキルアップ講習会」という名称の講習会を実施し、家庭教育支援に熱意のある市民を掘り起し、家庭教育支援者としての道を提供している。希望者には面接を経て家庭教育サポーターとして採用。

採用後は、資質向上に向けて、SSWによる役割や技術等の基礎知識のみならず、学校勤務という特徴から児童の発達や障がいに対する対応方法、児童虐待、家児相など相談機関の機能やつなぎ方など様々な分野の研修を行い、学習機会を提供している。また、大阪府や当市福祉分野の研修をサポーターに参加を呼びかけている。

(スーパービジョンやコンサルテーション)

学校内の専門家（支援コーディネーター（養護教諭、生徒指導主事、特別支援学級等の先生等）やスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会などと常時報告・相談しながら取り組んでいる。

大阪府教育委員会SSWの講義やケース検討などの研修も行う。

(4) 家庭訪問活動の内容

学校からの依頼を受け、家庭訪問し家庭状況を把握、保護者との関係を築き、傾聴を基本に保護者の悩みや思いをつかみ、学校と保護者をつなぐ役目をしている。登校がゴール

ではなく、家庭の生活の安定や良好な親子関係の構築を目指している。要保護児童など重篤ケースは教師やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどが中心に要対協と連携して取り組み、支援チームは担当しない。

2. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

小・中学校の管理職（校長・教頭）から該当家庭の紹介・訪問依頼される。また、家庭教育サポーターが児童の登校や給食喫食状況から要支援家庭を抽出する。

(2) 訪問支援の実施過程

《a. 訪問前》

① アセスメント

学校でのケース会議で情報が集約されアセスメントされる。また、毎回の訪問時に傾聴と共に随時アセスメントを行い「個人別サポート調書」に記録している。担任と一緒に訪問することが望ましいが、授業等があり日中になかなか学校を空けられないのでサポーターが訪問する。また、教頭や生徒指導の先生、支援コーディネーターも同行することもある。学校からの情報プラス、初回や毎回の訪問時の傾聴と随時のアセスメント（個人別サポート調書）を行っている。

終結の判断はサポーターの判断＋管理職＋担任の総合的な判断となる。しかし、終結するケースはあまりない。

② 支援計画の策定

ケース会議にて書面で支援の計画を立て、リファラーの判断も行う。

③ マッチング

学校ごとに訪問等を担当するサポーターが決まっている（サポーターは学校勤務のため）ので、マッチングなどの過程は経ない。

保護者には学校から訪問前に連絡される場合もある。

④ 訪問員との事前打ち合わせの内容

登校時間に来ない場合には その日に担任から電話してもらい、電話が繋がらなければ学校の管理職に相談しサポーターが訪問する。

《b. 援助技術》

⑤ 主に使う援助技術

【支援の原則】親子の自己決定を尊重している。

【基本的な援助技術】観察、傾聴、質問、支援のための家庭情報収集、きっかけの提供（児童の様子から家庭を抽出）、情報提供。

【具体的な援助技法】モデリング＝登校のための言葉掛けをやって親にみせる、他人の例などの利用が主。

《c. 毎回のルーティン》

⑥ 事前打ち合わせ

学校の管理職・支援コーディネーターなどとの打合せをする。

⑦ 持参する道具

手芸など子供が興味を持つものを持参することもある。

⑧ 子供への関わり・支援の内容は

登校の声かけ、給食のメニュー・時間割の手交、手芸で子供と一緒に遊ぶ、片付けへの動機付け、洗濯の仕方。

⑨ 訪問員と家庭の安全確保上のポイント

訪問の際には、基本的には玄関先で対応し、犬をつないでおいてもらうなどのお願いをする。

⑩ 服装

華美ではない普通で動き易い服装。

⑪ 持ち物

携帯・不在連絡用メモ・名札・身分証明書、笑顔。

⑫ 連絡手段の確保方法

学校の電話、住所地に直接行く。ネットや自身の携帯は使わない。

⑬ 守秘義務の徹底方法

守秘義務等が書かれた誓約書に年1回サインする。

⑭ 振り返り

管理職・支援コーディネーターなどと必要に応じて行う。

⑮ 日程や支援内容の調整

支援員自身が決め、管理職に報告し実施する。

《d. 毎回の活動例（ニーズと支援）》

⑯ 多いニーズ・課題と行った支援

【学校教育上の課題（不登校・いじめ・障害）と、それにどう支援しているかの具体例】

- ・朝起きられない→学校から電話をかけたり、家庭訪問し、起こす。
- ・登校時間に来ない場合→すぐに担当が電話、電話が繋がらなければサポーターが訪問する。
- ・保護者が子供の登校渋りに悩み、「親が言ってもきかないから登校を促してほしい」→子供と話をする。
- ・保護者が早朝出勤のため、子供を起こす事が出来ないから声かけしてほしい→家庭訪問し、声掛けに行く。
- ・学校の友達や先生との関係が悪い→子供や保護者の話をよく聴き、信頼関係づくりをして、学校にちょっとだけ行ってみるなどを行なうとともに、学校のいじめ対応の手順にのせる、保護者の思いを学校に伝える。
- ・夜中起きていて昼夜逆転→朝起こしに行く。保護者へのアプローチとして、昼夜逆転したら学校行けなくなり、就職も厳しくなるなどの話をする。
- ・夜働いていて朝保護者が起きられず子供も学校に行けない→登校のきっかけづくりをする。保護者へ学校に行くことの意味を伝える。

【生活課題（不適切な養育）と、それにどう支援しているかの具体例】

- ・夜仕事している→頑張りをお認める言葉がけ。
- ・ネグレクトなどちょっとした変化を発見した場合（心がざわざわとした場合）→管理職・担任等に報告、対応依頼。
- ・うつ状態などの精神疾患の保護者、周りに知り合いがいない孤立している保護者→共感的に理解したり傾聴等する。出来ていることを認める。
- ・（サポーターに）年の近い子供がいると話が盛り上がる→保護者との距離が縮まり、共感してもらえ、関係が築きやすくなる。先輩ママの話で先行きの見通しを付けられるようにする。
- ・経済的に厳しい→就学援助の制度、生活保護申請、その他のサービスの紹介、窓口の確認。
- ・アドヒアランスができていない精神科通院や相談機関への相談等が予約通りに行われたか？→病院や相談機関の予約の確認。

《e. 事故対応》

⑰ 事故・トラブルの予防のための準備

わからない事やトラブルになりそうなことは学校に持ち帰って、後で対応する。

丁寧に話したり、激高しているときは時差をつけて対応する。

保護者が居ないときには家の中に入らない。

子供だけの時は子供だけ連れて学校には行かない。親の了解が有るときのみ。

⑱ 事故・トラブル対応のための取り組み

傷害・賠償保険等に加入。

《f. 訪問時の留意点・工夫》

⑲ 初回の留意点・工夫

傾聴して信頼関係を作る。保護者をせめることはしない。保護者と一緒に考える。

どこか誉める点を探す。ねぎらいのことばをかける。学校での子供のいい点を話す。

⑳ 開始期の留意点・工夫

つかず離れず、適切な距離感を保つ。

電話して見守ってもらっている安心感を感じてもらおう。保護者に他の先生たちも心配している、気にかけていることをわかってもらう。

子供ともサポーターとの信頼関係をつくる。

㉑ 展開期の留意点・工夫

特になし。

㉒ 移行期の留意点・工夫

保護者と担任との関係作りをし、担任に引き継げるよう意識する。

㉓ 終結期の留意点・工夫

特になし。

【考察】

寝屋川市は家庭訪問に力を入れている自治体である。寝屋川市の取り組みで優れた点としては下記が挙げられる。

- ・受付から訪問支援、活動評価まで記録様式等が整備されている。
- ・学校が中心となりケース会議を実施、その支援計画の枠内で訪問し傾聴し情報の収集を行う。
- ・学校が全体コーディネート必要に応じたSVやコンサルテーションを行う。
- ・困難ケースは福祉部局と学校教育部教育指導課との連携で支援をしている。
- ・援助方法の基本は傾聴。
- ・支持的・共感的傾聴で信頼関係を構築。
- ・分からないことは適当に答えず確認してから答えるようにしている。
- ・訪問前は学校と事前打ち合わせ、訪問後は報告を励行している
- ・家庭訪問の際に携帯するものは身分証明と連絡用携帯。
- ・守秘義務等の倫理規定があり、訪問員はこれらに基づいた誓約書に署名して活動を行っている。
- ・終結に向けた準備としては、学校や地域資源につながるよう支援。
- ・事故・トラブル対応手順が明確にされ保険にも加入している。

高度にシステム化され、支援を受けている家庭も多く、専門家と訪問支援等を行う支援チーム員との役割分担を強く意識し支援を行うなど安定的・効果的に事業が進捗している。課題としては、予算との関係もあり、小学校全校に訪問を行う支援員を配置できていない点であろう。

1. 訪問型家庭教育支援の概要について

(1) 支援チームの概要

地域の全ての家庭や子供を対象に、交流事業・連携事業・情報提供事業・研修事業の4本の事業で総合的で多様な活動に取り組んでいる。例えば、チームの活動拠点となる子育て総合センターなどでの赤ちゃんひろば、おひさまひろば、地域ひろばなど親子の交流活動や、おひさまフェスタや地域の学年を越えた子供のためのお祭り（たけお子どもフェスタ）の開催、保育園の乳幼児と中高校生との交流である育ちあい講座、相談事業（保育所等に出向いた出張相談含む）、家庭教育講座、子育てサポーター等のスタッフ研修、スパービジョンなどにも取り組んでいる。

(2) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

子育てに不安を持つ保護者や、不登校等の子供のいる家庭。
平成26年度は、6家庭に述べ23回訪問している、中でも多胎児への訪問支援が多い。
訪問の頻度は月1回程度で、多胎児の場合は1年半から2年程度訪問支援した。
1回で訪問終了する場合もある、終了時期はお母さんの希望次第で決定。

② 目的

家庭訪問は、支援が必要な家庭に対し実施している。保護者からの申込や、保健師からの紹介、保育園から紹介された家庭などである。

(3) 家庭訪問活動の実施体制

行政担当者と支援員の2名で訪問し、行政担当者が保護者の相談に乗り、支援員は子供の面倒を見る形。

2. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

母子手帳交付時や、乳児家庭全戸訪問時にPRする。母子保健推進員や保健師、子育てサポーターからの情報提供や依頼により申し込む場合もある。
保護者からの家庭訪問支援の申込もある。
チラシを全保育園で配布していることから保育園からの紹介・申込もある。
記録様式は、相談受付簿、相談カード、訪問時の記録として「訪問記録」が用意されている。

(2) 訪問支援の実施過程

《a. 訪問前》

① アセスメント

保健師からの紹介ケース等は、保健師から連絡をしてもらい、最初の訪問やアセスメントは保健師と一緒に行う。

保育園や支援センターや家庭など保護者の希望場所でアセスメントする（通園している保育所や支援センターなどもあり、必ずしも家庭に行くわけではないが、家庭での場合が多い）。

はじめの段階は雑談などで話し易い雰囲気を作ることが多い。アセスメントの場所には二人（コーディネーターの役割を持つ職員とチーム員、時々心理カウンセラーの場合もある）で行く。チーム員は主に子供の御守役。アセスメントの内容は、困っている事、どういう生活をしているか、お母さんの話を膨らましながら聞き、また地域の子育て情報提供もする。つまり、ニーズの聞き取り、家庭の環境（家庭が散乱等）の観察を、言葉と表情に注意しながら行う。

② 支援計画の策定

毎回の訪問終了後にチーム員と話し合った上で職員が記録作成する。そこには、お母さんのニーズと支援の内容とともに、次回訪問の計画（＝おもちゃはなにを持って行こうか、どこの広場につなげようかなど）がまとめられる。

訪問により知的な障害があることがわかった保護者などには保健師や障害担当者と情報を共有し支援体制を整える。

家庭訪問で得た情報を保育園での保育に生かすなど機関連携対応にもつなげる。

③ マッチング

職員が、同行するチーム員を選ぶ。毎回の訪問も基本この2名で行う。

双子のいる家庭には、双子の親を訪問員として選ぶなど、ニーズを共感的に理解できる当事者の方や、地域的に住まいが近い方などを選ぶ。

④ 訪問員との事前打ち合わせの内容

訪問直後に30分間、子育て総合支援センターに帰って来て振り返りを行う。

その際に次回の打合せも行う。職員とチーム員だけで担当できないケースの場合は、カウンセラーにスーパービジョンをしてもらう。

《b. 援助技術》

⑤ 主に使う援助技術

【基本的な援助技術】観察、傾聴、質問、きっかけの提供、同行、情報提供、その他特に教育・躰・子供のケアなどへの言葉がけや提案を大事にしている。

【具体的な援助技法】モデリング（子供と遊んで見せるなど）、人の例示の利用。

《c. 毎回のルーティン》

⑥ 事前打ち合わせ

訪問家庭に向かう車の中で実施（前回の訪問終了後にも次回の支援内容を協議）。

⑦ 持参する道具

おもちゃ、情報チラシなど。

⑧ 子供への関わり・支援の内容

チーム員（相談支援はコーディネーターが担当）が主に担当し、乳幼児のいる家庭が多いことから子供と遊び観察する。

⑨ 訪問員と家庭の安全確保上のポイント

不登校が続く家庭に赤ちゃんが生まれる家庭場合などには、保健師に同行してもらうこともある。

⑩ 服装

普通の服、華美な服装等はしない。

⑪ 持ち物

携帯、名札。

⑫ 連絡手段の確保方法

主に携帯、住所も把握し、メールやSNSも活用。

⑬ 守秘義務の徹底方法

家庭訪問する支援員には家庭内のことは他言無用であることを確認、またチーム全体のケース会議には各ケースの具体的な内容は報告しない。

⑭ 振り返り

基本的には訪問した二人（コーディネーターと支援員）で、訪問後振り返りを行う。

⑮ 日程や支援内容の調整

職員（コーディネーター）。

《d. 毎回の活動例（ニーズと支援）》

⑯ 多いニーズ・課題と行った支援

- ・食事がたいへん→食事介助。
- ・こどもとの遊び方がわからない→育ちの振り返り・遊んでみせる・遊び道具の工夫の提案。
- ・大人と話したい（子育ての話・お父さんやおばあちゃんとの関係）→訪問して傾聴することで苦労話を受け止め、自己解決を促進している。
- ・病気のある母親の不安（健康不安・子供への遺伝・自分の不安を聞いてほしい）→同じ

- ような病気のサポーター、当事者の会の紹介。
- ・保育園の子供の友人関係のトラブルの悩み→カウンセラーがトラブルの考え方の整理の手伝い。
 - ・同居家族との関係・自分の子育ての方針をわかってもらえない→家族の気持ち・状況の理解を進めるための会話をした。
 - ・家庭のなかの状況（散らかっている・家族全員在宅・タバコをすう）→学校の保健室の先生・子育て支援課へ連絡。
- *園の先生との連携＝顔の見える関係があったから相談し易い。

《e. 事故対応》

- ⑰ 事故・トラブルの予防のための準備
公用車・運転は職員が行う。
チーム員も保険に入る。
- ⑱ 事故・トラブル対応のための取り組み
これまで事故は無い。

《f. 訪問時の留意点・工夫》

- ⑲ 初回の留意点・工夫点
信頼関係を作ることに重点を置く。困ったときに気軽の相談できる関係を作ること、そして安心感を持ってもらう事を重視。
親の自己肯定感を持つことを評価基準にして、会話の中で自己肯定感に関係するキーワードがどれだけ出てくるかで支援効果を評価。
- ⑳ 開始期の留意点・工夫点
特になし。
- ㉑ 展開期の留意点・工夫
特になし。
- ㉒ 移行期の留意点・工夫
保育園に行きだすまでや、他の子育て家庭と友達になるまで、多胎児の場合は1歳半から2歳、つまり歩き出すまでが多い。つまり、自己肯定感が形成され自力で外出できるようになり、保育園や拠点に繋げる等、公的私的に支援者が地域資源を活用できるよう支援する。
専業主婦が孤立し危険性が高いことから、お母さんが仲間ができることを目指す。
- ㉓ 終結期の留意点・工夫
特になし。

【考察】

武雄市は家庭訪問の特徴は下記のとおりとなっている。

- ・相談支援の基本は子育て総合センターを軸にして実施される。
- ・出張相談などを補完するため家庭訪問がある
- ・2名で家庭を訪問し支援員は主に子供に対応する
- ・支援のための記録様式が整備されている
- ・保健師や保育所、支援センターなど関係機関からの照会が多い
- ・双子の家庭には双子の親を派遣するなど当事者性の高いチーム員が派遣される
- ・事前・事後の打ち合わせを行う
- ・事故のことも考え家庭への移動は公用車を使い、運転は行政職員が行う。
- ・自己肯定感が増すことを評価基準にしている

武雄市では、子供や保護者の居場所・交流の場をつくることを活動の基本にしながら、研修や機関間連携・情報提供に取り組んでいる。

家庭訪問はこうしたところに出てこれない人を、出てこられるようにする補完的な意味合いを持つものとして位置付けて事業展開している。

1. 訪問型家庭教育支援の概要について

(1) 支援チームの概要

支援チームの事業を推進するため、I町家庭教育支援チーム連絡会を組織し、年2回開催している。I町の支援チームの最大の特徴は、民生児童委員を軸とした組織になっている点である。連絡会は、町内全ての小・中学校教頭、民生児童委員協議会会長、民生児童委員地区長、主任児童委員、健康福祉課、生涯学習課、スクールアドバイザー、社会教育指導員などにより構成されている。事務局は生涯学習課が担当である。

(2) 家庭訪問活動の対象と目的

① 対象

不登校児童の家庭とともに、その他支援が必要な家庭。
平成26年度の延訪問回数は108回。

② 目的

不登校だけでなく、課題が有る家庭全てが対象で、問題が重い家庭にも訪問を実施している。そのため、地域の専門機関として学校をキーステーションに、民生児童委員との連携強化を強く意識して活動している。

(3) 家庭訪問活動の実施体制

学校の管理職（主に教頭）が学校区ごとに支援の全体コーディネイトを担い、家庭支援のためのケース会議は担任・生徒指導主事・民生児童委員地区長、主任児童委員・地域担当の民生児童委員・スクールアドバイザーなどが参加し実施される。

支援チームの中で家庭訪問を担当するのは地域担当の民生児童委員で、訪問のための打合せはこのケース会議や教頭との協議により行われる。

2. 訪問の方法について

(1) 訪問家庭の発見、申込み方法、情報収集、きっかけ作り、PR方法など

連絡先カードを訪問により全家庭配布、また入学式等で民生児童委員の役割を説明する。保護者からや、学校、保健師、保育所、子ども家庭支援センターからの紹介により申込される。

(2) 訪問支援の実施過程

《a. 訪問前》

① アセスメント

保護者本人への事前アセスメントはしない。学校や関係機関からの情報を中心に情報集約を行う。子供や家庭の強みの情報集約も行う。

② 支援計画の策定

小学校区ごとのケース会議（構成メンバー＝教頭＋民生児童委員地区長＋地域担当民生委員＋主任児童委員＋担任＋生徒指導主事＋学年主任＋教育相談担当＋スクールアドバイザー）の協議で支援内容を決定する。ケース会議には教育委員会に配置されたスクールアドバイザーも参加する。

計画には子供の自立が目的になる場合と家庭をかえることが目的になる場合の二つがある。

③ マッチング

当該地区担当の民生児童委員が担当するのでマッチングはない。

④ 訪問員との事前打ち合わせの内容

ケース会議の協議を踏まえて民生児童委員が自主的に訪問するので事前打合せはない。また、ボランティアなので訪問は定期的に行われていない場合が多い。

《b. 援助技術》

⑤ 主に使う援助技術

【基本的な援助技術】 観察、傾聴。

【具体的な援助技法】 とくに無し。

《c. 毎回のルーティン》

⑥ 事前打ち合わせ

ケース会議で話し合われたことを踏まえて家庭教育支援チームは訪問支援している。

民生児童委員協議会としても民生委員の地区長と主任児童委員が、地区担当の民生児童委員のスーパーバイザー的な役割を持つ。

ケース会議の際はスクールアドバイザーがコンサルタント的な役割を持って加わる。

⑦ 持参する道具

特に無し。

⑧ 子供への関わり・支援の内容

昼夜逆転のこどもを朝起こす・カーテンをあけるなど。

⑨ 訪問員と家庭の安全確保上のポイント

特に無し。

⑩ 服装

民生児童委員活動と同じく、華美でなくでもきちんとした服装。

⑪ 持ち物

文科省が作成した家庭教育支援チームのパンフを身分証明がわりに持参したときも、民生委員の名前と携帯番号を書いたパンフを持参し、不在のときなどはそれを家庭に置いておく。

⑫ 連絡手段の確保方法

住所地がわかっているので、直接訪問する。

⑬ 守秘義務の徹底方法

民生児童委員としての基本的な責務として意識している。

⑭ 振り返り

学校でのケース会議メンバー（最低限、教頭・校長）で協議しておこなう。

⑮ 日程や支援内容の調整

民生児童委員自身が決める。

《d. 毎回の活動例（ニーズと支援）》

⑯ 多いニーズ・課題と行った支援

- ・学校との信頼関係づくりができず→支援者が丁寧に傾聴。
- ・電話が通じない・給食費滞納家庭等子供の情報が分からない→地域での観察・見守り・不在の時は電話番号をポストに入れる。
- ・小学生の保護者が気軽に相談できる場所が少ない→1年生の全家庭に、春、小学1年生の家庭を民生児童委員が訪問し地域資源の資料等を配る。
- ・地域の見守り、ケース会議で、ゴミ屋敷の家庭・いじめられた→地域で関係つくって掃除を促す・経済的な申請を民生委員にたのむなど。
- ・近所から通報がある家庭、家庭内暴力の家庭→訪問して子供の安全の確認。
- ・地域との交流を拒否している精神疾患の家庭→信頼している民生委員が親の状態・安否確認、子供への声かけ確認。
- ・家庭訪問してもいない、又は居留守、電話してもでない→子供の安否確認をしに行く。

《e. 事故対応》

⑰ 事故・トラブルの予防のための準備

民生児童委員活動と同じ。

⑱ 事故・トラブル対応のための取り組み

民生児童委員活動と同じ。

《f. 訪問時の留意点・工夫》

⑲ 初回の留意点・工夫

特になし。

- ⑩ 開始期の留意点・工夫
特になし。
- ⑪ 展開期の留意点・工夫
特になし。
- ⑫ 移行期の留意点・工夫
特になし。
- ⑬ 終結期の留意点・工夫
特になし。

【考察】

I 町の最大の特徴は、地域の民生児童委員を家庭教育支援チームに組み込んでいる点である。そのうえで、学校をキーステーションに、学校の管理職と学校の相談支援をサポートするスクールアドバイザーが全体のコントロールタワーとなり、支援の全体調整をおこなうとともに他機関連携を行う点が特筆される。

I 町の取り組みのその他の特徴としては下記の点となっている。

- ・ 情報収集の際、子供や家庭の強みの情報集約も行う
- ・ 家庭での支援内容は傾聴が基本となっている
- ・ 身分証明書と携帯は訪問時は必ず携帯するようにしている
- ・ 主な支援内容は、安否確認や見守りとなっている

執筆者一覧

I. 今までの家庭教育、これからの家庭教育

山野則子（大阪府立大学・教授／スクールソーシャルワーク評価支援研究所・所長）

II. 調査デザイン

山野則子

III. 量的調査の結果と考察

大友秀治（大阪府立大学・後期博士課程）

山野則子

IV. 質的調査結果と考察

No. 4, 7, 12, 16, 17, 18, 19

西郷泰之（大正大学・教授）

No. 1, 3, 9

渡辺顕一郎（日本福祉大学・教授）

No. 11, 13, 15

大友秀治

No. 2, 5, 6, 8, 10, 14, 19

小南陽平（大阪府立大学・前期博士課程）

石垣慧（大阪府立大学・前期博士課程）

山野則子

V. 総合考察

1. 訪問型家庭教育支援のスタイル

山野則子

2. 家庭教育支援チームが持つ資源を活用した支援

渡辺顕一郎

3. 家庭内での支援

西郷泰之

4. 今後の課題

西郷泰之

山野則子

VI. 人材養成

松田恵示（東京学芸大学・教授／こども未来研究所・所長）